

平成27年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

平成27年 6月7日 開会

平成27年 6月8日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会6月議会会議録目次

第1号 (6月7日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
報告第4号の上程、説明	5
報告第5号の上程、説明	6
一般質問	7
根本年生君	7
渡邊泰宣君	17
吉野一男君	23
野中眞弓君	34
麻生勇君	43
小高芳一君	52
山田久子君	61
吉野僖一君	71
散会の宣告	80

第2号 (6月8日)

出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定による出席説明者	81
本会議に職務のため出席した者の職氏名	81

議事日程	82
開議の宣告	83
議事日程の報告	83
答弁の訂正	83
一般質問	83
渡邊泰宣君	84
野中眞弓君	90
山田久子君	99
根本年生君	108
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
日程の追加	148
発議第3号～発議第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	148
休会について	152
散会の宣告	152
署名議員	153

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成27年6月7日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	吉野敏洋君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 一般質問

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

本日は、平成27年第1回議会定例会6月会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆さんにはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

また、町長を初め、町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、本日、日曜議会が開催されますことを心から感謝を申し上げる次第でございます。

ただいまの出席議員は全員、11名です。定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日6月7日は休会の日ですが、議事の都合により、平成27年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより、6月会議を開きます。

(午前10時10分)

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を再開させていただきまして、まことにありがとうございます。皆様方には大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、5月会議以降のものでお手元に配付させていただきました報告書により、ご了承をいただきたいと思います。

さて、いよいよ梅雨入り目前となり、間もなく雨が多くじめじめとしたうっとうしい天気が続くようになりますが、一方でこの時期は田畑の作物や山々の木々が成長し生き物が躍動する時期でもあり、梅雨はなくてはならないものではないかと思えます。

さて、年度が切りかわりまして2カ月余りが経過しましたが、町でも当初計画したさまざまな事業を着実に推進をしているところでございます。今後、これらの事業が十分な成果を上げられるよう、議員各位のご理解のもと一層努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の格別なご支援をお願いするものでございます。

この6月会議は、より多くの町民の皆様が傍聴できるよう、議会のお考えもあり、平成24

年度から日曜日に議会を開催しております、本日はこの後、報告案件が2件、あすは条例改正が3件、補正予算が1件、そのほか本日とあすの2日間にわたりまして一般質問が予定されておりますが、各会議事件につきましてご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会5月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、6月1日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が千葉県自治会館で開催されました。役員改選のほかに、各市町村から国及び県に対する要望事項ということで県議長会で取りまとめておりますが、本町からは、イノシシ、鹿、猿、小動物の有害獣被害防止対策への支援についてということで有害獣対策に係る補助金の増額、3戸以上となっている柵の設置要件の緩和、柵の一部修繕に係る経費の補助、ヤマビルの駆除対策への支援などについて要望が出されておりましたが、原案のとおり採択されました。

後日、千葉県町村議会議長会として、県・国に要望することとなりました。

次に、山梨県の町村議会議長会から本町議会へ視察申し込みの依頼がありました。主な視察の内容は、議会改革、議会基本条例などについてということです。期日は7月6日月曜日です。視察を受け入れることにしましたので、お知らせいたします。

次に、監査委員から5月26日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、法律の規定に基づきまして、有限会社たけゆらの里大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付しましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日とあす8日といたします。お配りしてございます議事日程に従って進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番 小 高 芳 一 君

8番 渡 邊 泰 宣 君

を指名します。

◎報告第4号の上げ、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第2、報告第4号 繰越明許費繰越計算書について報告を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 報告第4号の説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

平成26年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書、表内の事業名、翌年度繰越額及び未収入特定財源について説明をさせていただきます。

初めの事業、電子計算業務費は、国の番号制度事務に係るパソコン用ソフト修正委託料で、翌年度繰越額は373万7,000円でございます。未収入特定財源の国・県支出金285万5,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次の地方創生・総合戦略関連事業は、総合戦略策定事業などの地方創生先行型交付金事業11事業と土地利用計画図策定事業で、翌年度繰越額は9,030万2,000円でございます。未収入特定財源の国・県支出金3,110万円は、地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、地方創生先行型交付金でございます。

次のプレミアム商品券発行事業は、町商工会へのプレミアム商品券発行補助金で、翌年度繰越額は2,700万円でございます。未収入特定財源の国・県支出金2,645万9,000円は、地域住民生活等緊急支援のための交付金のうち、消費喚起・生活支援型交付金2,133万6,000円と県支出金のプレミアム付き商品券市町村交付金512万3,000円でございます。

次の遊歩道整備事業は、面白峡遊歩道整備に伴う希少価値の高いヤマセミ、カワセミ等の

生息調査を行うもので、翌年度繰越額は契約額の162万円を繰り越したものでございます。

次の町道改良事業の翌年度繰越額は3,682万7,000円で、増田小土呂線の歩道整備工事1,892万7,000円と町道中野大多喜線の道路改良工事1,790万円でございます。未収入特定財源の国・県支出金800万2,000円は社会資本整備総合交付金で、地方債2,680万円は道路整備事業債でございます。

次の橋梁維持事業は塩渕橋の補修工事で、翌年度繰越額は2,134万円でございます。未収入特定財源の国・県支出金1,040万4,000円は社会資本整備総合交付金で、地方債750万円は道路整備事業債でございます。

次の地域防災対策事業は地域防災計画修正業務委託料で、翌年度繰越額は615万6,000円でございます。

次の海洋センター管理運営事業の翌年度繰越額は3,204万2,000円で、海洋センタープールの循環配管の改修工事と設計管理委託料529万2,000円と海洋センター体育館の天井改修等の設計管理委託料と改修工事2,675万円でございます。

以上で、簡単でございますが、報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 報告第4号を終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（志関武良夫君） 日程第3、報告第5号 事故繰越し繰越計算書について報告を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 報告第5号の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。

事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、平成26年度大多喜町一般会計予算において別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計事故繰越し繰越計算書、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名町道改良事業、支出負担行為額134万3,781円、支出未済額と翌年度繰越額も同額で、財源は一般財源でございます。

この事故繰越しは、町道弓木西下線道路改良工事に係る公有財産購入費で地権者との交渉が難航し、契約までに日時を要したため、契約は年度内に締結できましたが、所有権移転登記が年度内に完了しませんでしたので翌年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで、報告第5号を終わります。

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この議会での一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内とします。

◇根本年生君

○議長（志関武良夫君） 初めに、1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 1番の根本です。一般質問させていただきます。

まず私は、行政改革の件について、その大綱の件について質問したいと思います。

町では、総合計画を新しくつくるために26年度、27年度と総合計画を作成していると思います。その総合計画の目的を達成するためには、行政改革の見直し、行政改革大綱の作成が不可欠だと思っております。町では、行政改革大綱を作成し、住民の理解と協力を得ながら取り組んでいると思います。

行政改革は全ての人が必要だと考えています。行政改革とは、単に経費を削減するだけではなくて、その時代に、流れに合った郷土と歴史の文化にふさわしい本町のビジョンを定め、それを達成するため行政の仕組みはどうあるべきかという観点から行政の仕組みに工夫と改善を加えるものです。

いわゆるお役所仕事と言われる遅い、形式的、コスト意識の改革、手続の煩雑性を解消し、これまでの縦割りの組織にこだわらず、自由な発想で町民の要望に柔軟、スピーディー、機能的に対応し、少ない予算で効率的な運用を図る行政システムの確立にあると思っております。町民の理解と参画を得ながら情報公開を進め、町民の立場に立った質の高い行政運営を行政と地域住民が一体となり新しい大多喜町の行政を進めていくべきと考えております。

行政改革は、町民と一体になってやらなければならないと思っております。行政改革は町

民と一体になってやっているのか、その辺の認識を伺います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、根本議員のご質問にお答えしますが、行政改革につきましては平成9年から始めまして、現在第3次が終わり、今年度から第4次の計画に入ったわけですが、これまで第2次の計画におきましては、委員さん12名で構成する行政改革推進委員会、そういうものを設置しまして、それぞれの分野、例えば商工ですとか農業、観光、そういうような方を委員にお願いしまして、そういうものを取り入れて行政改革大綱を作成しております。そういう面では、皆さん方の意見をいろいろ取り入れて、聞いて作成しているというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 行政改革はぜひやってもらいたい。それには町民の協力なしにはできないと思っております。その辺を随時次の質問の中でまたやっていきたいと思っております。

まず1番に、総合計画と財政計画、財政健全計画と言ってもいいと思います。それと行政改革大綱は本当に大きな町の柱であると思っております。特段の取り組みをしなければ、税収はますます落ち込んでいきます。財政を見直して行政改革の取り組み事項を反映させた行政の見通しを掲げ、財源確保の取り組みを行い、実施していかなければなりません。

その面からいうと、非常に密接な関係があると思っております。この総合計画と財政計画と行政改革大綱は密接な関係にあると思っておりますが、その辺の認識をお聞かせください。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 総合計画と財政計画、そして行政改革の関係というご質問でございますが、総合計画に基づきます実施計画で定めた施策、これを計画的に実施していくためには、財源とそして人員が必要となります。財源と人員には当然限りがございますので、この限られた財源と人員を効率的に運用して、それぞれの施策を実施していくことが必要かと思っております。

このためには行政改革が必要となると考えますので、このようなことから総合計画と財政計画、そして行政改革は密接な関係にあるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それでは、行政改革大綱をつくるに当たって、今、総合計画、財政計画と密接な関係にあるということでしたので、行政改革大綱第4次、先ほど配られましたけれども、それに当たって総合計画の担当課、企画財政課、あるいは総合計画審議委員会等あ

ります。そちらとの関連性があるんですから、そちらとの打ち合わせ、協議、これは当然やっているといますけれども、何回ぐらいやられて、整合性を図っているんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 総合計画の関係ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 総合計画の関係ですけれども、基本構想を現在策定しております。そしてこの後基本計画ということになるかと思えます。

それで、基本計画を策定する段階におきましては、毎回、財政推計ということで町のほうで計画を作成しております。現在、その委員さんとの関係でございますけれども、委員さんのほうにはまだ基本構想の段階で協議をしているということで、町の内部のほうでは計画といたしまして財政担当職員だけではなくて、総務、あるいは人件費の問題いろいろ、あと今言われました税務、収入の関係です。それと福祉関係の職員を交えて財政推計を現在協議を進めているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私が言ったのは、行政改革大綱第4次が作成されましたけれども、それをつくるに当たっては、先ほど総合計画などと密接な関係があるという答弁でございましたので、それについては、つくるに当たって密接な関係があるんですから企画財政課のほうでやっている総合計画の作成と、要はある程度整合性がないといけないんじゃないかと。整合性を図るには何回か協議を重ねて、総合計画を達成するためにはこういった行革をやってくださいということでないに進んでいかないんじゃないかと。

行政改革やると言っても範囲が広いです。町でやっている事業全て見直すということは、人員的にも費用的にもなかなか、時間的にも難しい。町で総合計画を立案していくために、それに必要な行革を率先して集中してやっていくということが必要だと思います。

せんだって、私も総合計画の委員になっているんですけれども、その中で、素案の中でしょうけれども、町の将来像として「ヒト・マチ・ミドリ、未来に光り続けるふるさと大多喜」というような文章が将来像を掲げて今協議している段階でございます。これに向かって行政改革が、行革はどういったことをやっていくのかと、そういったことが必要ではないかと思うんですけれども、その辺はどのように整合性を図っているんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 総合計画でございますけれども、現在基本構想の段階ですので、

いわば一番高いレベルのものだと思いますので、その中では特に行政改革に関しまして報告をしているとか、そういうことはございません。

ただ、作成に当たりまして関係しますと申しますか、各課長で組織します行政改革の推進本部の会議を開催いたしました。そのほか各課から2日間にわたりましてヒアリングを行いまして作成をいたしました。

総合計画、あるいは基本構想、これは町の最上位の計画でございますので、行政改革につきましては総合計画、そういうもので定められた計画等を実施していくための必要な財源、また人員を確保していくと、そういうようなことになろうかと思っておりますので、総合計画、基本構想、そういうものが最上位。その中で行政改革を定めていると。これは前回の計画もそうでございますけれども、そのようなことになっておりますので、行政改革策定に当たりまして、特にそういう総合計画を策定する委員さんとの報告、協議、そういうものはしてございません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 総合計画の目標を達成するために、行政改革の果たす役割は非常に重要であると。これの可否によって、これが実現できるかどうかによって総合計画の目標が実現できるのかということは、大きな行政改革はウェートを占めていると思うんですけれども、今のお話だと、単なる一部にすぎないんだよというようなご発言のように受けとめました。

総合計画を達成するためには行革のおさめるウェートが非常に大きいと思っておりますけれども、その辺の認識はどうですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほどのお答えと重複するかと思っておりますけれども、これからさまざまな総合計画、またその中の実施計画で定められた事業を実施していく。そのためには当然財源も必要ですし、職員も組織を見直して合理化をして、また重点的に職員を配置するところは配置するというふうなことにしていかなければいけないというふうに考えておりますので、総合計画、またその中の実施計画を推進していくために行政改革は必要だというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、先ほど配られました第4次の行革は、今回、来年度つくられる総合計画、これと整合性は十分図られていると。第4次の行革の大綱をやれば、総合計画の目標が十分達成できると。要はウェートが非常に大きいんですから、その辺は達成できると

いう認識だということですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 総合計画基本構想、そういうものを実施していくわけですが、その中で行政改革は財源、あるいは人員を確保するために必要な方法の一つ、そしてまた有効な方法の一つだと考えておりますので、行政改革を完全にできて総合計画基本構想の目標が達成できるということではなくて、定められたものを実施していくために財源と人員を確保するために必要だというような認識でおります。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、ちょっともっと行革を、私としてはもっとしっかりやってもらいたいというような気持ちで言っています。私が見る限り、ちょっと行革不十分ではないかと。内部ではこれで十分だと思っているかもわかりませんが、外部から見ると、もっとこういったところは変えなくちゃいけない、こういったところはこうしたほうが良いという思いはたくさんあります。それは、また順次やっていきたいと思えます。

続きまして、第4次の行政改革大綱の策定は今手元に配られましたけれども、第2次、第3次のときには行政改革大綱策定及び行財政効率化推進計画策定までの経緯ということが載っています。第4次には載っていません。

これは、恐らくことしで、前年度で第3次の行革の大綱が完了するので、普通であれば26年度から1年間かけて、前回は1年間かけてちゃんとスケジュール表をつくってやっています。しかし、第4次のほうには策定までの経緯が載っていません。第4次はどういった形でつくられたのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 第4次の策定の経緯ということでございますけれども、第4次の計画につきましては、一月半ほどおくれてしまいました。これは事実でございまして、5月に策定をいたしました。

この手順といたしましては、ことしの27年の3月に推進本部の会議を行いまして、大綱の案を示しました。その後、4月に入ってからですが2日間にわたりまして各課からいろいろ提出をしていただきまして、それについて2日間かけましてヒアリングを行いまして、効率化の推進計画というようなものの案をつくりまして、それについて内部の決裁を終了して大綱をつくったというようなことで、この後個別の計画をつくっていきたく。これは6月中をめどにしておりますけれども、個別の計画を策定していく予定でございまして。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 第2次、第3次は約1年間。でも、まあ、6カ月とか7カ月間かけて、それで策定の経緯も町民に示して、それで町民とともにこういうふうにやっていくんだよという姿勢が多少なりともうかがえています。第4次はそういったことを町民に知らせることもなく、勝手にと言っては申しわけないけれども、行政側だけで、それも一月半、二月ぐらいでつくっている。

そんなに行政改革って簡単にできるものでしょうか。いろんな意見を取り入れて、全ての事業についてこれでいいのかという見直しを行って、先ほど言いましたように、優先順位をつけて、総合計画の目標を達成するためにこれとこれは重点的に行革をやらなくちゃいけないよ、町の将来のためにこれとこれは重点的にやんなくちゃいけないということをもって行革をやるのではないのでしょうか。

その辺で何か行政改革に対する考え方がちょっと薄いんじゃないかと。行政改革をやるということは、当然職員の方々のいろんな苦勞とか職員の方々の身を削るようなことも出てくるでしょう。逆に町民においても町民に負担をかけざるを得ない事態も発生してきます。そういったことを考えると、もうちょっと時間をかけて町民と協力してやっていくべきだと思いますけれども。ちょっと行政改革に対する認識が薄いんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 第4次の策定につきましてはおくれてしまったことは事実でございますけれども、第2次の例えば行政改革の大綱に当たりましては、冒頭申し上げましたけれども、町民の皆さんで構成する行政改革の推進委員会というものを設置いたしました。

第2次の行政改革大綱を作成した時期でございますが、平成16年度でございますけれども、これは夷隅郡の5町の合併に関しまして法定協議会設置の議案が否決となりました。このことから、町は当面市町村合併はしないというようなことで進み始めた時期でございます。

当時、平成の大合併が進められている中で、単独で大多喜町は行政運営をしていくというようなことになったわけでございますので、そのためには行政の効率化、あるいは経費の節減を一層進めていかなければならないというようなことで、以前にも増しまして徹底した行政改革が必要になりました。

また、そのための専属的な職員も配置をいたしまして行政改革推進委員会、こういうものを設置しまして、さまざまな意見をお聞きして大綱をまとめたものでございます。

十分な時間と手間暇をかけてつくったわけでございますけれども、今度は第3次の行政改革でございますけれども、これは当時最初に個別の計画をつくって、その後大綱をつくっていったということで、若干順序が逆かなという気はしますが、本来は大綱をつくって——まあ、大綱と言いますと大もとですから、それをつくってその後さまざまな推進項目、推進計画を大綱に基づいてつくっていくのが本来かと思っておりますけれども、第3次ときには最初に個別の計画、あるいは推進計画をつくって、その後大綱の案を取りまとめたというようなことで、これは内部で行いまして推進委員会等をつくっておりませんが、これはなぜかということをやっと調べてみますと、基本的には第3次の計画は第2次の計画を基本とするというふうにもはっきり書いてありますので、第2次で町民の皆さんの意見を非常によく聞いて時間もかけてつくったというようなことで、それから5年たって、第3次は基本的に第2次を引き継いでいく。第2次の、しっかりつくっていただいた第2次の行政改革大綱の精神を引き継いで、そして第3次をつくったということで、基本的に内容は大きな項目はそう変わっておりませんので、第2次のいろいろご意見を聞いてつくったものを第3次に基本的には引き継いでいったというようなことで、3次、4次とつくられているというようなことで、特に根本議員さんが委員さんとして参加していただいておりますけれども、第2次の行政改革大綱を作成したときには非常にそういう危機感があって進めたというようなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、第2次ときには委員を公募したけれども、第3次、4次は委員を公募しなかったと。第2次は合併をしなかったのが改めて行革の必要性を感じて公募したということです。

しかし、今、合併しなかった当時と比べても、非常に町は危機的な状況に陥っているんじゃないかと。第2次のやつを引き継いで、もう10年以上たっているわけですから、本当に真剣に取り組まないと将来の大多喜町、不安でしょうがありません。

時間もありませんので、次に行きます。

今の質問の中でかなり述べてきたんですけれども、とにかく総合計画、これは町の一番の最上位の計画であります。それが今つくっている、一生懸命つくっている。そうすると、それに向けて、全ての町が行革にしても、いろんなことはそれに向けて、それを実現するために町全体が一致して協力してやるという姿が大前提だと思います。

それは2年、3年たって急な見直しができたら一部変更するよということはあるか

もわかりませんが、つくっている段階で変更ということはありません。そのためにも行政改革、これのおさめるウエートは非常に大きい。とにかく何をやるにしても財政力がなければ何もできません。財政力をまず見直すについては行革をやらなければなりません。行革をやって、なおかつまだ税収不足が出てくるでしょうから、それについてはいろいろな、いろいろな税外収入を得るためにいろいろなことをやっていくということだと思います。

そのためには、まずは総合計画ができてないのに第4次の行革ができてしまうというのはおかしいんじゃないですか。総合計画ができて、それに伴って何を行革がやったらいいのかということを決めていくべきだと思います。

ですから、私は総合計画と行政改革大綱は時期を一致させるべきではないかと。総合計画ができて、まあ、つくる段階で行革もこういったことをやってくださいという整合性を図らないと何か全てのことが私思うんですけども、各課で何かばらばらに施策をやって何か線香花火を各課でぽんぽんやっているけれども、それが縮んじやったら終わり。何か横のつながりが全然なくて、極端ですけども隣の課でどういったことをやっているのか自分の課ではわかんない、そういったことが非常に多いような気がしてならないんです。

私もちょっと役場、結構というか、たまに皆さんのところ話に行くんですけども、仮にある課ではこういったことをやろうとしていて、こういった日程が決まっているんだと言うんですけども、それを隣の課に行って、隣でこういったことをやるみたいだよ。おたくさんのほうでこういった事業やろうとしているのに関連性があるんじゃないの。もうちょっと共同してやればもっと有効的にお金も使えるし、人員も使えるしということが多々見受けられて仕方ないんです。

そういった観点からも総合計画と行革、時期を一致させてほしい。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。

申し合わせ時間があと5分ということでございますので、お願いします。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 総合計画と行財政計画の策定の時期を一緒というような内容かと思いますが、策定の時期に関しましては、現在策定中の第3次総合計画とは少し、1年ずれてしまいますけれども、総合計画の中の実施計画、また行政改革の中の今度個別計画というものがありますけれども、そういうものも両方とも毎年見直しを行います。行革の個別計画については、半年ごとにヒアリングを行いますので。この中でローリングといいま

すか、そういうものを行いますので、特にそれがずれても特段支障はないかなというふうな感じがいたします。そして決まったものがそれで全てではございませんので、それは随時、これは時はどんどん動きますので時代の要請というのは変わってきますから、これは毎年見直しをしていくということで、不都合があれば、それは当然見直していくというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 作成時期を一緒にしたほうがやりやすいんじゃないんですか。スムーズにいくんじゃないんでしょうか。わざわざ別にしなくても、4次が1年間切れちゃうけれども、総合計画は来年度にあるんで、第4次については第3次を継承して随時やっていくんだよと。そう言ったほうがすっきりして町民にもわかりやすいんじゃないかと思いたすけれども、企画財政課長どうですか。一緒に時期を合わせて、もっと協議を重ねて整合性を持って。総合計画は2年間かけてやっているわけですから、その中で行革についても一緒に協議を重ねて、新しい総合計画ができ上がった時点で行革も一緒のものができ上がると整合性が図れると。そのほうがいいんじゃないかと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 行政改革につきましては、根本議員さんのおっしゃるとおり、大多喜町総合計画の基本計画の推進に当たっては、行政改革を着実に推進して基本計画を1つでも進めていくということが大切だと思います。

財政計画のほうですが、町については国・県に頼っているところが非常に大きいものがございまして、これは国の地方財政計画、そういうものに基づいて毎年のように見直していかななくてはいけない。それと、一方、行政改革というものにつきましては、もう待ったなしの状況で、例えば、今問題になっているものは、もうことしからでも始めていかなくちゃいけないと。したがって、その年度的なもの、もちろん議員さんのおっしゃるとおりメリット、デメリットあるかと思いたすけれども、多くのものを、基本計画というものは物すごく大きなものが関連してまいりますから、それらを全て一緒になって計画するという職員のデメリットと申しましょうか、そういう面も否めないのではないかなというふうに考えております。

ですから、先ほど総務課長のほうからお答えのありましたとおり、見直すべきものはいつでも見直しながら、したがって、基本構想、基本計画ができた段階でまた見直すべきものは見直していくことが必要ではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 町長、どうでしょうか。これ時期を一緒にしたほうが非常に総合計画を推進するに当たってはいいと思うんですけれども。何もばらばらにやる必要は、行革と総合計画は車の両輪です。まず総合計画を行うには行革、全ての事業について見直しをして、経費の削減もして、総合計画の目標を達成するために集中的に優先的にこの行革をやるんだと。やっていかないと全てのことができるわけないと思いますので、その辺整合性を図るために時期を一致させる。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員さんのお考えというのもよくわかりますが、それぞれ総合計画につきましても、財政計画につきましても、行政計画につきましても、それぞれ若干性質が違うものなんです。ただ、それは、ただ今根本議員さんのおっしゃるように、みんな関連していることは事実でございます。それぞれ計画の特徴がありますが、総合計画そのものは私ども先ほども申し上げていますように大多喜町の最高位の大綱でございますので、これはしっかりと据えながら、もう既に今2年かけてつくるわけでございますが、当然議員さんもお承知のとおり、また多くの地域で公聴会、あるいは多くの団体の皆さんからのご意見をいただき、また広く皆さんから意見をいただいて今まとめているところでございます。

それはそれとして、今企画財政課長が答えましたように、行政改革というのは本当に待ったなしなんです。ですから、今これをつくったからこれで全て完全なものではなくて、常に時代とともに変化します。ですから、それはスピード感を持って、それは気がついたときにすぐそれをローリングしていくということが大事なんでありまして、つくったらもうそれで動けるものではございませんので、常に私どもはローリングというところに非常に重きを置いております。

そういうことで、一緒にできれば一番いいんですが、ただそれはそれでできるものは早くやって、必ずローリングの中で修正していくというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 根本年生君に申し上げます。

申し合わせ持ち時間が参りました。速やかに質問を終了願います。

○1 番（根本年生君） じゃ、行革については、あしたも引き続き質問させていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、根本年生君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（志関武良夫君） 次に、8番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 2番目の一般質問ということで、大分緊張しております。

本日は、私の質問の大塚山中心の一般質問ということで、地元奥様方が見えておりますが、なかなか思うようにいかないところはちょっと了承していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

大多喜町総合計画も平成27年で今期の計画は終了し、新総合計画は平成28年度から始まるわけですが、大多喜町はもとより、全国どこの市町村でも抱えている問題は、一番に挙げられるのはやっぱり人口減少が大きな課題ではないでしょうか。十年一昔ということわざがあると思いますが、思い返せば、30年、40年前のときは1集落当たりにお店が1店舗から二、三店舗あったと思いますが、それが気がついてみますと、ほとんどの集落にはもうお店がありません。特に、私のこの一般質問に挙げる西畑地区では、中野新町の商店街は各種のものの販売が、何店も軒を連ねて営業されておりました。

この中野商店街につきましては、隣の市原市の養老溪谷ですか、その辺からも買い物に来てにぎわっていた町と聞いております。それが今日では数店のみの営業となっております。

人口減少とともに時代の流れの移り変わりにより、大型店舗へ買い物に出るような状況になっていることは、これは時代の流れということでやむを得ない状況ではないでしょうか。

そのような中、何かしら手を打たないと、ますます人口減少は加速せざるを得ないのではないのでしょうか。少しでもこの減少が抑えられることができないのか、そのような思いも含めて質問したいと思います。

平成26年9月議会で一般質問のときに、私も西畑中心に当たります大塚山について質問してまいりましたが、再度の質問になりますが、大塚山の登山道につきましては、今現在の状況ですが、以前の状況については私もよくわかりませんが、最近登ってみたところ、ほとんどよくきれいに整備されているという感じを受けます。これだけの環境を維持管理されていることは、地元の方々の大変な努力と協力があってのことと頭の下がる思いです。特にお二人の方が精力的に管理されているということを伺っております。本当にご苦労さまの一言では言いあらわせない気持ちでおります。話によりますと、ほとんど山に登っているように見

受けられます。

最近わかったことですが、天候のよいときには山頂には富士山も見えるようです。時間帯によるようですが、特に冬場とかには多少風があったときにはよく見えるようです。また反対方向を見ますと、九十九里の海岸を一望できるというような、本当にすばらしいところではないかと思います。

また、最近ちょっと気がついたことですが、山頂に登りましたところ、お宮が設置されておりました。地元の方の寄贈だそうです。山を訪れた方の健康と安全の願いを込めたものではないでしょうか。

昨年、一昨年と実施されたイベントの駅からハイキングですが、昨年は上総中野駅を出発して三条区から大塚山に登り、山頂から今度は庄司方面の山道がありますが、そこをおりて行き、松尾区から紙敷区に向かって、紙敷から中野に向かい、中野七面山に登ったという記憶があります。下って中野の駅に着いて解散というようなコースだったと思いますが、昨年は駅から大塚山に登り、帰りも同じコースに戻り、駅で解散というような形のようにでした。

中野駅周辺をちょっと行ってみましたところ、大分にぎわっておりますし、地元の産物とか農産物ですか、そういうものも販売されていたようです。

また、このイベントの参加者も年々ふえているというように聞いております。一昨年在四百四、五十でしたか。昨年はそれよりも増したという。何人参加したか、ちょっと私も記憶にありませんが、年々ふえているようです。今年度も同じようなイベントを実施するようでしたら、昨年よりもふえることは間違いないと思います。

このようなイベントの参加者が安全に参加できるのは、きれいに管理されているからこそできるのではないのでしょうか。今精力的に管理されている方も高齢になってきているので、いつまでもこの方たちに頼っているわけにはいかないと思いますが、大塚山周辺の環境維持管理について町の考えを伺いたいと思います。担当課に伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大塚山周辺の環境の維持管理ということでご回答いたします。

大塚山に登る林道や山頂周辺の維持管理については、現在地元の方2人と三条区で草刈りや樹木の面倒など管理を行っております。

大塚山の整備は、地元三条区の要望により、中山間整備総合事業により平成18年から19年にかけて工事を実施し、平成20年3月に完成し、完成後も地元管理となっております。近年

は、地元の努力によりまして景勝地として知名度が上がっていると思います。町でも昨年、設置してあった民話を書いた看板3枚をかけかえたほか、所有者の協力を得て杉の木の伐採なども行いました。本年度はハイキングコースの看板、案内看板などの設置を補助事業で実施すべく県へ要望する予定でございます。

地元の長年の努力で景勝地としての知名度も上がり、紅葉シーズンの駅からハイキングは年々参加者がふえ、上総中野駅はハイカーで混雑するようになりました。このように町の景勝地となった大塚山について、町も看板の設置や今後も整備していきたいと考えておりますが、維持管理については地元をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 私の聞きたいことは、今、先ほどお話ししました地元三条区でも管理を行っているということですが、特に2人の方の精力的な管理ということは、そういう環境を維持するための機械その他も使っていると思うんです、草刈り機とかそういうものを。その費用というのは、まあ、私も自分の家の周辺の草刈りをするに当たっても、気がついてみると相当の燃料代を使います。その辺のところを、ボランティアではありますが、多少なりともこういうものの援助というんですか、そういうものも何かの形でできないのかどうか伺いたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町には、ほかにもこういった里山の整備している団体等ございます。あくまでも維持管理につきましては、地元をお願いしたいという考えです。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 私も確かにいろんなところがあると思います。それで、ここにこれだけの費用を援助したということであれば、ほかのところもということもありますが、先ほど冒頭に述べましたように、大塚山は西畑を中心とした本当の中心の山でもありますし、周辺にはいろいろな隠れたものというか地区ですね。例えば滝とかお寺とか、さっき言いました中野の高い、何神社でしたかな。その辺も今余り知られていないと思うんです。だから、その辺のこともありまして、多少なりとも何か援助すればもう少し皆さんの関心も高まるのではないかという気持ちもあります。その辺、町長どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 大塚山を中心としてのハイキングコースについては、今お話にもあり

ましたように年々増加していることは事実でございます。昨年ですか、私のほうでJRの千葉支社、JRの執行役員の方とちょっとお話をいたしまして、そのときに千葉県房総半島全体にJRとしては駅からハイキングをやっていると。しかしながら、非常に集客力のあるのは大多喜であるということを支社長からいただいたところでございます。

ほかの地域では、なかなかそれだけの人が集まらないということで、JR千葉支社につきましては、これからも大多喜には相当力を入れていきたいというご回答はいただいたところでございます。

その中でお話が出ましたのは、大塚山はもちろんのことですが、先ほどお話にも出ました七面山、全体的に非常によく管理されているというお褒めの言葉をいただいたところでございます。それは今渡邊議員の質問のように、そういう一生懸命やってくれる方がいるということも事実でございます。

また、今ボランティアにつきましては、ほかの方の質問も実はきょうかあしたにあるのかと思っておりますが、さまざまなボランティアの団体がございます。そういう中でそれをどうするかというのは今見直しに入っているところでございますので、今これでやるとかやらないかというお話はできませんが、いろんな分野でのボランティア活動がありますので、それをどうするかというのを今把握しながら、それらをこれから検討しているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、これから多少前向きにという町長の答弁でございました。大塚山を中心に、先ほどお話ししましたように、田代の滝とか。田代の滝は民話にもあります。大蛇の民話にも載っていますが、その辺のところで、今年度、27年度でしたか、まちづくり提言事業で採択されたようですが、地元の方の自分の意思で何かカワヅザクラですか、その辺の敷地に植えて、ちょうど9年目と言っていましたけれども、たまたま案内されて行ったところ、すごくいい花が咲いていました。その辺を含めて提言事業ということで滝から大塚山に登ると。その辺のハイキングコースが欲しいというようなことも含まれていると思っておりますが、また反対に、裏側に当たりますと平沢、宇筒原地区でもそれなりのところがあります。私の、まあ、自分のところで余りあれして申しわけありませんが、ダムとかお寺には、この前の一般質問でもお話ししたような大きな杉の木があります。これは、杉の何とかと。優良、名木ではないんですけども、健康樹ですか、その指定を受けた。外周が約8メートルぐらいあるんですか。そのくらいの木が参道に5本とそれから境内に2本ありますので、そういうものを含めて田代から大塚山の山頂に抜けるハイキングコースと。

それから、この前副町長も同席していただきました平沢のほうの、平沢から弓木に抜けるところがどうだろうかというようなことも下見に行ったわけですが、その辺についてももう少しできれば、ますますよくなるのではないかと、いろんな方面の環境ができるのではないかとということでございますが、その辺のことについてどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、それは私のほうから答弁させていただきますが、今お話があったとおり、先般議員さんと麻生議員さんも一緒に歩いていただきましたけれども、そこに限らず、これから、まあ、町長から話ございましたけれども、大多喜町はハイキングコース、非常に緑も多いし、コースをつくることは非常に簡単といいますか、いろんなコースができるんじゃないかと思えます。

実は、今産業振興課のほうにもちょっと指示してあるんですけども、ボランティアを、コースの設定ですとかコースの整備をボランティアを募集してちょっとみんなで取り組んでみようかということで今ホームページを通じてボランティア募集をやってみようということで、これからボランティアを募集する予定であります。そういう中でボランティアさんと一緒に、特に地域の方は地権者とか、そういった方がよくわかると思えますので、そういう方を募って。当然コースをつくるとなると、木をちょっと伐採したり、そういうことも出てきますので、できれば関係の深い地域の方にぜひボランティアで参加していただいて、コースづくり、またコースの整備等も一緒にやっていければなということで今準備を進めておりますので、その辺でまた議員さんもまたご協力いただければありがたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、副町長の答弁で大分明るい感じを受けました。

再度申し上げますけれども、大塚山には今現在大きなヤマザクラとか、そういうのも自然に生えたのか植えたのかはちょっとわかりませんが、そういうようなところも残っております。その辺も含めて維持管理というか、そういうものもボランティアさんを募集していただければ、また維持管理も大変楽になると思えます。

それともう一つ心配なのが、大分整備されているんですが、ハイキングコースの枝道が多少ありますので、その辺の看板とかそういうものも設置したほうが安全ではないかと思えます。

それと、あとヤマビルです。その辺が時期によっては、せっかく来たお客さんにつく可能性もあるんですが、その辺についてどう対応したらいいか。また、なかなか農家のあぜ道とかはそういうものもいますんで、対応はなかなか難しいんですが、自分たちは虫よけスプレーとかそういうものを靴の周りにつけると大分上には上がらないというようなこともあります。面積が広いし、またその準備もまだできなかったときのことを考えると、何かほかに方法がないかなというような感じも受けるんですが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、今話がありましたけれども、間伐の問題ですけれども、コース上で周りを見るのに、この木を切ったほうがいいじゃないかとかいろんなことが出てくるかと思えます。それでも先ほど申し上げましたが、やたらにその木を切ることはできませんので、その辺は、ですから地権者を探して、地権者からの協力を得られれば、ボランティアの中でもチェーンソーを使ったりなんかする方も当然いるかと思えますので、そういう方の協力を得てコースづくりを進めたいというふうに今現在は考えております。

それとあともう一点、ヒルのお話ございましたけれども、先ほど駅からハイキングの話ございましたけれども、何か下見をした方がヒルにつかれてしまって、大分これはちょっとということで、コースを庄司のほうに抜けないで、そこから何か折り返したようなこともちょっと聞いております。

ただ、ヒルについては、ちょっとこれは難しい問題で、ヒルをなくすというのは本当に抜本的な何か駆除対策があればよろしいんですけれども、今のところそういうこともないということで、いずれにしても、ヒル対策については自分で防御するのも当然なんですけれども、コースをある程度落ち葉を掃いたり、コースをきれいにしておけばヒルの出も少ないんじゃないかと思えますので、その辺もコースについてはボランティア活動の中でコースを整備、きれいにしていけばある程度のヒル対策もできるんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 保全管理とかそういうもので私も今回質問して、ボランティアを募集するとか、そういうことで前向きに回答いただきましたので安心はしているところでございますが、あとその辺の保全管理等もあります。今現在あるもの以外で何か、集客というんですか、大塚山をもう少し景観のよくなるような方法とか、そういうものがあるのかどうか。最後の質問になりますが、環境保全等について今後どのような考えがあるかということで伺

いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大塚山周辺については、大塚山山頂については360度の大パノラマ、あれが一番のメインでして、特に植栽等は考えていないんですけども、遊歩道、ハイキングコースについては、今後看板等を設置して、そういうことを考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 先ほど申しあげました道を間違えるとか、そういう迷いよけというか、そういう案内看板ですか、その辺のことについてはどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 案内看板についても、順次ハイキングコースができ次第、進めていきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、今回の質問の私の一番期待していた答えなんですが、ボランティア、副町長の答弁にもありました。そういうボランティアを募集するということで、またますますよい環境がつかれるのではないかと思います、その辺を含めてまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 以上で、渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

吉野一男議員の前に休憩をとりたいと思ひます。休憩を10分ほどとりまして、25分の開会としたいと思ひます。それまで休憩、よろしくお願ひします。

(午前11時13分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時25分)

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君の一般質問を行います。

○3番（吉野一男君） それでは、3番吉野一男でございます。よろしくお願ひします。

議長のお許しをいただきましたので、1問、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

きょうは大分傍聴者が来ておりますので興奮するかもわかりませんが、よろしくお願ひします。

今回私の質問は、総元小学校並びに上瀑小学校の跡地有効活用についてをご質問をさせていただきます。

まず最初に、総元小学校及び上瀑小学校は、平成27年3月31日をもって140年の幕を閉じたわけでございます。教育の根幹となすものがなくなり、地域住民は非常に残念に思っている次第でございます。これも時代の流れで、少子化や過疎化が進んで児童数が減少したわけですが、先人たちが築き上げてきたこの校舎を町は地域住民の納得するような跡地有効利用計画を考えているのかをお伺ひいたします。

以下の項目についてお伺ひします。5点ほどありますけれども、まず最初に、町としてどのような跡地有効活用を考えているのかをお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ただいまの吉野議員の一般質問にお答えさせていただきます。

総元小学校と上瀑小学校の校舎と体育館は耐震基準を満たしており、両校の体育館につきましては生涯学習課で社会体育施設として活用し、上瀑小学校の校舎につきましては、学童保育を実施しております。

総元小学校の校舎と上瀑小学校の使用していない教室につきましては、具体的に活用する方針が定まっておられませんので、地域の皆様のご意見やご要望をお伺ひし、有効に活用したいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 一応きょうは傍聴者もおりますので、ちょっと関連なんですけれども町長にご質問をいたしたいと思ひます。

平成26年第1回議会定例会2月会議において、町長は2期目の所信表明を行ったときに、大多喜ダムの跡地に三育学院の誘致を29年4月開校を目標にということで島田理事長との協議が進んだと、これを表明しております。また、議会定例会6月会議では、壮大な規模の施設を誘致し、これは大多喜ダムの関係なんですけれども、今ようやく具体的に進められるという方向性が決まったということでもありますので、これは通告にないんですけれども、たまたま傍聴者が来ていますので、その点ちょっと簡単にまあ、通告にはないんですけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。町長。

（「議長、それは通告外だからちょっとまずいでしょう。今の議題」の

声あり)

○3番(吉野一男君) それはちょっと関連がありますので。

(「関連ないよ。通告どおりしてもらわなきゃ困るよ」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 通告に従って質問してください。

○3番(吉野一男君) では、その関連というか、そういう形で、町長はそういうことで29年4月目標ということで、今具体的にはそういう大多喜ダムについて、具体的に三育学院の関係はまだ正式に決まっていなと思いますけれども、ことしじゅうにある程度決まるんじゃないかと思われま。これは町長の答弁だと思うんですけども、こういう答弁になると思うんですけども、具体的にそういうことで、ちょっと私のほうから答弁させていただきます。

それはそれとしまして、ダムに誘致を進めて、これは壮大なものになりますので、また金も、だから10億ちょっとかかるということでもありますので、そういう点も含めた中でやっていただければ大変人口増対策にもなりますので、その点また議会としても大変協力をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その関係につきまして、私としては総元小学校と上瀑小学校にも三育学院の学校を誘致すれば校舎をそのまま使用することが可能でありますので工事費も安く上がり、環境面もすばらしい施設になるので誘致を提案をいたしますので、ご検討をお願ひしたいと思ひます。町長、よろしくお願ひします。

○議長(志関武良夫君) 町長。

○町長(飯島勝美君) どうしても私に答えろということの質問ですので。

三育学院大学、その系列の中高ですよ。小学校もそうなんですけれども、できるだけ大多喜に集めようということの中で大分前から進めているところでございます。

私どもは、ダム跡地にそれなりの準備を進めて、私どもの準備は整いまして、後は先方さんがお金を用意するというところでございます。これはそれこそ大変な金額を用意しなきゃいけませんので、なかなか先方さんもそれを用意するのに大変なところでございます。

そういう中で今ご質問にありましたように、そういう学校の跡地を利用してはどうかという考え方は大変貴重なご意見でございますので、ひとつ参考にさせていただきたいと思ひます。基本的には大多喜ダムの跡地で進めておりますので、吉野議員の貴重なご意見として承っておきます。

○議長(志関武良夫君) 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

今後ある程度早急に三育学院のほうに打診しまして、できればそういう構想を伝えまして、ぜひ実現に向け鋭意努力をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それで、跡地活用につきましては、地域住民の要望や意見等を聞く機会を持って総合判断、まあ、公募等を含みますけれども、していただけるのかをお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 総元小学校と上瀑小学校の跡地の関係につきましては、先ほどもお答えさせていただいたんですが、やはり地域の皆様には地域の拠点施設として、また多くの方の母校として思い出の多い学校だと思います。地域のため、町のためになるような施設として活用したいと考えております。そのために多くの皆様にご意見やご要望をお伺いしたいということで考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合の方法として、どういう方法で意見を聴取するのかをお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 現段階では具体的にこのようにということでは決まっておりません。懇話会のように、お集まりいただいているいろいろな意見を聞くということもございませうし、あるいは今の段階で直接電話、メール、あるいは職員を経由していろいろなご意見もあれば真摯に受けとめていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 結局これも近々の課題として対応していかなくちゃいけないと思うんですけども、老川小学校につきましても大分おくれた感があるわけですけども、これはあくまでも多少新しいうちにそういうものを誘致するということが前提だと思うんです。そうすると、そういう老朽化しちゃいますと、入ってくる業者においても費用的にもかかりますし、そういう点でやっぱり懸念があるわけです。そういう点でそういうものをなるべく早く誘致を進めていただいて、特にそういうもので、そういうスケジュール的に、年間のスケジュールを組んでいただいて、いつごろこういうのをやりますだとか、そういうものを発表していただいて、特に地元については特にそれはやらしてもらわなくちゃいけないと思うんですけども、地元の意見を聴取した中で、その要望等を含めた町のほうと地元、また公募等もございませうけれども、そういうものを踏まえて十分協議して煮詰めた中で決定

をいただければと思うんですけれども。その点、町長、十分な協議をするような、地域住民に対してやっていただけるかどうかをお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この学校の跡地につきましては、老川小学校は確かにおくれたということになるんですけれども、これは地域が受け入れ可能な考え方と、また入ってくる方の考え方、さまざまな考え方が交差します。そういうことで、双方が受け入れやすいような考え方でなければなかなか決まらないわけです。ですから、一方的にこれがいいよとかあれがいいよという話にはならないわけです。ですから、老川小学校のおくれている理由もそういうことだったんです。

老川小学校もようやく1つの事業者に決まりましたけれども、まだまだ全て決まったわけじゃないんです。それで、今現在も老川小学校につきましても、いろんな事業者からこれはどうかという提案を今何社か受けております。それらを今検討しながら、またこういったものを地域に落としながら、地域の皆さんがどう考えるか。

要は、先ほど吉野議員さんの言われましたように、140年の歴史に幕を閉じたわけです。ですから、そういうことを考えますと、この学校というのは地域の皆さんの思い入れがあるわけです。ですから、皆さんの本当に気持ちというものをそこにしっかりと入れ込んだ跡地利用というものが必要だと思っています。

私どもには、学校の跡地利用につきましては、今さまざまところにいろんな情報を流しまして、いろいろ情報を集めておりますし、またいろいろ来てもいただいております。

ただ、学校はどっちも先ほど課長も答えましたように、私ども全て耐震補強は終わっております。これは全国的にも恐らく珍しいと思います。大体今耐震補強の終わっていないところが多い中で、それが本町は終わっているということでは大変貴重なものだと思います。

そういうことで、それらをしっかりと生かせるような形で、要は地域の皆さんと入ってくる方が一致しなければできないということなんで多少時間かかりますが、地域のためになるようなものにしたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） よろしくお願ひしたいと思います。

また、それにつきまして地域住民との懇談会、公聴会等をやっていただけるかどうかもちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、先ほどもお答えしましたように、具体的にどのような形でいつ行うというのは決まっておりますが、先ほど飯島町長からもお話のありましたとおり、地域の方の意見というのは何かしら聞く機会を設けないといけないということでは考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで、町としてそういう要望を聞いてくれるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、今後においては、ある程度の段階に行きましたら、これも町のほうでスケジュール的なものを出してもらって、そういうものをまたお願ひしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。課長、よろしいですか。スケジュール化。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） できる限りスケジュール等も提示できればよろしいのかなというふうに考えております。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

続きまして、2点目につきまして、総元小学校の玄関前にあるアカマツの保存について、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

この関係につきましては、大正6年6月、部田区の山から樹齢10年ぐらゐのものを、高さ50センチぐらゐのアカマツを児童が掘ってきまして、記念樹として植樹。昭和28年8月に転植をいたしまして、平成2年6月整備委員会にて現在の校舎の玄関前に移植し、戦前・戦後、風雨や風雪に耐えて、生命力もあつて生き抜いてきた立派な名木であります。総元小学校のシンボルとして永遠に残すべきと思ひますので、執行部の対応をお伺ひいたします。町長、お願ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 校舎入り口のアカマツにつきましては、やはりすばらしい松だというふうに考えております。したがひまして、適切に管理していく予定でおります。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 企画財政課長は適切にと申ひているんですけれども、その適切がどの範囲の適正、どういふ方法で管理するかをちょっとお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、専門の方にもちょっと確認してみたん

ですが、水はふだん余りやらなくてよいということだそうです。

消毒につきましては7月ごろまでに年2回実施して、枝の手入れが必要だとお聞きしましたので、そのように管理する予定であります。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことでやっていただけるということでもありますけれども、これは町のほうで、委託業者か何かをお願いしまして進めていくという形になろうかと思うんですけれども、そういう形によろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 専門の業者の方、植木屋さんをお願いするのがよろしいんじゃないかなということで考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで、これは实际的に言うと大分古い、学校は140年足らずなんで、これも108年ぐらいになるわけですけれども、そういう点でこれは貴重なものなのです、实际的に言うと。これはシンボルとして。

昔は、台風で校庭の真ん中にプラタナスと、まあ、結構太いんですが、あれも何十、何百年たつんですけれども、プラタナスとイチョウの木があったんです。これが台風によりまして倒れまして、それを伐採した関係で、シンボルとしたものが結局失ったわけです、総元小学校が。

そういう点でやっぱり、そういうことがありますので、今そういうことでシンボルとして松の木、アカマツの木が一番シンボリックになるんじゃないかと思います。

それで、結局ほかの業者、一応今度そういうものが入った場合、その玄関のところにあるといのは、これはやっぱり私もそういう、古くて太い木が好きなんですけれども、これは個人的に言うんですけれども。そういう点があるから、私もそういう形で特に思うわけです。これは、皆さん聞いても、古い年代の方は特にそういうものを残してもらいたいという要望もありますので、それはぜひそういうものを枯らさないような形で管理面を十分やっていただきたいと思うわけでございますので、その点よろしく申し上げます。

それともう一つ、今現在玄関先にあるんですけれども、そういうのを移動とかそういうものをしなくて、そのままの対応で今後永久にその場所で設置してそのままになるのかどうかちょっとお聞きします。移植とか、そういうものはするかどうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 現段階では移植とかについては考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 確かにそれは企画財政課長の言うとおりに、これは移植というのはなかなか難しいんです。移植すると枯れる可能性も出てきますので。私もこれは小学校がなくなってから大多喜小学校に移したほうがいいのかなど思っただけなんですけれども、それを移植すること自体が、特に根の関係がありますので、移植すること自体はちょっと難しいと思いますので、そういう点でやっぱり今現在総元小学校にありますので総元小学校の中で対応、永久的に残すような形で持って行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでもう一つ、アカマツは天敵というのは松くい虫が一応一番の天敵だと思うんですけども、先ほど企画財政課長が言われたとおりに、駆除のほうは業者に委託して行うということですので、その点も確かにそういう形でやってもうまあ、業者じゃないといけませんけれども、枯れるおそれがありますので。私もちょっと聞いたことはあるんですけども、業者がやってもなかなか、それを駆除したから100パーセント生き残るとは限らないと言われているんです。

確かにそういう点であるんですけども、管理面をきちんとしてやっていけば、どうにかなる。課長も先ほど言われたとおりに、2回ぐらいの散布で駆除するという形ですけども、そういう形でできればやっていただければと思います。

前回は、今までは、小学校にあったときは何か散布自体1回ぐらいということはちょっと聞いているんですけども、2回とか、そういうことで数を重ねてやれば、多少そういう松くい虫を退治することはできるんじゃないかと思っておりますので、その点十分企画財政課としてはまあ、普通財産になっていますので、企画財政課の担当になると思っておりますので、その点十分やっていただきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひします。

その関係につきまして、当時総元小学校のA教頭先生が、この松を枯らすと首だということを代々言い伝えがあったらしいんです。管理している学校側からも、これは名木であり枯らすわけにはいかないという認識を常に持っていたため、現在総元小学校のシンボルとして108年間光り輝いて総元小学校を見守ってくれていたわけでありますので、これからも永遠に生きていくために、町当局の絶大なるご協力をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

そういうことで、学校側としてもそういう形で観念を持って十分に世話とか駆除をしてい

ただいたわけですので、これは今後そういう形で枯らすとなると、108年間も生き延びているわけですので、これが今度は次に管理した方が枯らしちゃうとなると、これはちょっとまた問題になるかもわかりませんが、とりあえずそういう点で、これはあくまでも古い名木は1年や2年でできるものじゃないです。一生かかってもできないし、私なんかもう死ぬまでできないと思いますけれども、これあくまでもそういう点で名木は名木として実際に残していくという形で、そういう信念を持って対応をしていただければありがたいと思います。そういう点は特によろしく願います。企画財政課長、よろしく願います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いつか枯れるときもあるかもしれませんが、枯れないように鋭意こちらのほうでは尽くしていきたいなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） よろしく願います。

これは大変難しい面もあるんですけども、これは確かに業者が完全にとということも言われているんですけども、これはそういう点で今後においてまあ、今までずっと生きていたんですから、それをずっと残していくというのが継承ですので、これは一番大事なことだと思うんです。常にそれは特に、私もそういう点があるんですけども、できればそういうものを今現在今まで、永久的に残すよう形でやっていただければ、管理をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、3番目に校庭内及び駐車場用地の植木の管理についてについてお伺いします。

今後総元小学校と上瀑小学校の植木の管理については、どのような方法で対応するのかをお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 植木の管理につきましては、今までと同様に年に1回、専門の業者に植木の剪定を依頼する予定であります。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 専門の業者に委託するということでもありますけれども、以前、総元小学校と上瀑小学校は新校舎建設が決まり、今の現在の校舎です、新校舎。完成後、上瀑と総元になるんですけども、環境整備事業を行われたわけでありまして。植木や舗装等が整備され、また卒業生の記念樹もあり、すばらしい環境になったにもかかわらず、ことしの4月からは廃校になってしまったわけでありまして、早急な再利用計画をお願いしたいと思っております。

また、総元小学校環境整備委員会の内容につきまして、若干触れさせていただきます。

1つ目としては、事業としては、花壇とか芝生及び緑石の設置、校門前の側溝の工事、2番として中庭の整備及び植木の購入、定植。3番目としましては駐車場の照明設備工事を行ったわけでありまして、その関係で地区会の皆さんからも寄附金を集めまして、皆さんの努力によりまして、支出総額は909万5,668円の収入になったわけですね。全部これは地区外居住者の善意による寄附金でありますので、跡地利用する会社等が決定したら、町としてはその点を十分踏まえた中で対応していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。

申し合わせ時間があと5分となりましたので、簡潔に申し上げます。

○3番（吉野一男君） では、簡潔にやります。企画財政課長。簡単でいいです。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、各学校には記念植樹だとか、先ほど言われたように校舎が完成したときに整備委員会を設けていただきまして、いろいろな面で整備をしていただいたものがございます。したがって、今までとできる限り同じような形での管理をしていければというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 4番目に、校庭内の除草についてということで、今後総元小学校と上瀑小学校の校庭内の除草については、どのような方法で対応するのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 総元小学校では、5月に入り消防団第3分団で校庭の草刈りを実施していただき、上瀑小学校でも第5分団で草刈りを予定していただいていると伺っております。消防団関係者の皆様には大変感謝をしているところでございます。

両校ともそれぞれ地域に密着した学校でしたので、地域の皆様のさまざまな活動に使用していただき、管理していただくことが理想でございますが、適正に管理する必要もありますので、年数回の草刈りは町として実施する予定で考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その場合に、多少なり手当じゃないんですけども、対応を消防団に頼んでいるわけでしょうけれども、そういった意味でどういう対応をしているのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 消防団の皆様には、ボランティアということで実施をしていただいております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それでは、今までは総元小学校と上瀑小学校、PTA会員については全戸加入でありました。そうしたことから、校庭の除草については年2回の奉仕作業があり、区長を通じまして要請があったわけではありますが、区民の皆様方は快く参加していただき、短時間で作業が終了しておりますので、そういう点を考えて、町としても協働のまちづくりということで施設利用が決定するまでの間、各区長及びボランティア等をお願いするということが町の対応についてお伺いしますので、よろしく申し上げます。企画財政課長。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 総元小学校も上瀑小学校も多分年2回、地域の皆さんにご協力をいただいていたということでございます。できれば、議員さんのおっしゃるとおり、地域の方に次の跡地が決まるまで管理していただければ一番、町としてもすばらしいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういう点で、ボランティア等を通じまあ、消防団ということはありませんけれども、区長会通しまして、またボランティアを募って、ぜひお願いしたいと思っております。

5番目に校舎及び備品の管理についてですが、現在総元小学校と上瀑小学校、備品の管理は学校教育課教育財産から企画財政課普通財産に引き継ぎをしたのかどうかをお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 校舎の備品の関係でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 校舎の備品につきましては、学校備品がまだ多く置いてありますので、これから教育委員会でほかの学校で必要なものとそうでないものとに区分して、必要なものについては教育財産としてこのまま教育委員会で管理していくこととなっております。

また、教育財産として不要な備品のうち、使用できるものにつきましては、今後町長部局に引き継がれますので、適切に管理していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

先日、私総元小学校に行ったところ、校舎の西側の軒下に児童の練習用の一輪車12台と運搬用一輪車10台と鉄馬ですかまあ、竹馬なんですけれども、今鉄でできていますけれども、それ14本が野ざらしになっていたわけでございます。雨が降ってぬれて、西日があそこは特に当たるわけなんですけれども、運搬用の一輪車のタイヤが使用できなくなりますので、早急に変更できるものであれば倉庫に入れていただいて、そういうものの管理面をきちんとしていただければと思います。そういう点で答弁はよろしいです、時間がないので。そういうことで、ぜひよろしくお願ひ。

○議長（志関武良夫君） 吉野一男君に申し上げます。

持ち時間が来ましたので、速やかに質問を終了してください。

○3番（吉野一男君） では、一応時間が、まだちょっとあったんですけれども、一応この辺で時間がちょっと来ておりましたので、この辺で質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

この間に昼食をお願いしまして、午後1時からの開会とします。よろしくお願ひします。

(午前11時56分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 11番の野中眞弓でございます。

私は、きょうは2点について一般質問をさせていただきます。

1つ目は、「改良土」による埋め立てについて。

2つ目は、住民の自主的な文化、健康活動への支援についてです。

まず1点目の「改良土」による埋め立てについてですが、堀之内地区における産業廃棄物の最終処分場建設の計画が決着して本当によかったな、放射能の土なんか持ってこれなくてよかったなと思っていたやさきに板谷地区に改良土による埋め立て計画が持ち上がって

るということを知りました。この計画について町当局はご存じだと思いますが、概要について説明していただけますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 板谷地内の改良土による埋め立てについて、林地開発の関係から産業振興課のほうでお答えいたします。

場所については、県道大多喜君津線、板谷地先から市原に向かいまして、間もなく畜産団地がありますが、畜産団地を上がっていき、ほぼその団地の中央あたりから右に上がっていったところに二、三個集落があり、そこがほぼ分水嶺になっていまして、市原市と大多喜のほぼ市町村界になります。そこを板谷の集落方向に下がったところの沢になります。畜産団地があつて、境界があつて、その大多喜側という感じです。

区域面積につきましては4.0ヘクタール、うち埋め立て面積が1.8ヘクタール、そのうち残置森林、残す森林が2.2ヘクタールとなっています。埋め立て材料は改良土になっています。

申請の状況ですが、事前協議書の提出が平成27年2月に南部林業事務所に提出されています。板谷地区から町南部林業事務所への要望が4月20日に要望に来ております。林地開発許可申請書の提出が4月23日、南部林業事務所に提出されています。現地踏査は、県森林課、南部林業事務所、町、業者で5月21日に現地踏査をしました。

今現在は、町としての意見書を作成中でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町としての意見書を作成中ということですが、大体どんな方向の意見書になるんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 意見書の内容につきましては、赤道の補修だとか検査事項だとかになりますけれども、詳しいことは作成中ですので、ここでは申し述べられません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いつ提出になりますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今月中をめどに提出する予定です。

○11番（野中眞弓君） これはどのくらいの量を埋めるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 埋める量につきましては約10万立米、9万8,000立米と聞いております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 大したことじゃないかもしれませんが、事前協議書を私もいただきました。そうすると、事前協議書の中では、どんな工事かというと土石の採掘とあります。ということは、メインは土石の採掘で、それを売るんだと思うんです。その後に括弧として改良土の埋め立てとあります。その後に改良土を埋め立てると言うから、埋め立てる量はそのまま12万4,000立米だと思うんです。それはどうでもいい。後にします。

私のいただいた中で計算すると、約1町8反歩の土地にどのくらいのが埋められるかという6.9メートル。約7メートルの高さで、ばあつとよそからの土が積まれるわけです。これはかなり水関係に影響があるのではないかと思って、とんでもない話だと思っております。

その改良土ということですが、多くの方が初めて耳にされる言葉ではないでしょうか。改良土ってどういうものなのか教えてください。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、改良土について説明をさせていただきます。

一般的に言われております改良土とは、これは建設省のほうからの通知によりますけれども、建設汚泥処理物と呼ばれ、建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥に、人為的に脱水・凝集固化材等の中間処理を加えたものですから、中間処理の内容によっては性質や状態が必ずしも一定ではなく、飛散や流出、または崩落のおそれがあることに加え、有害物質を含む場合や高いアルカリ性を有し、周辺地域へ影響を与える場合もあるなど、適正な処理管理が必要とされています。

建設汚泥を中間処理する具体的な内容については、次の3つが挙げられております。

1つ目として、セメント等の固化材をまぜ、安定化させたもの。

2つ目として、石灰等の固化材や添加剤を加え脱水させたもの。

3つ目に、脱水、乾燥させたものとなっております。

この改良土については、安全性とか品質基準などについては先ほど説明したとおりで、改良土としての一定の定義というものはございません。仮に、改良土を利用した埋め立て等を行った場合については、土砂等の埋め立て等に使用される土砂等の安全基準として環境基本

法第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準の27項目に適合しなければならないこととなります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 最後の環境基準27項目に適用って言われると話が深くなってしまいますので、確認したいことは、改良土については基本的には基準がないと。そして使った場合には崩落のおそれがあったり、土壌汚染とか水質の汚染のおそれがある可能性があるかと。そういうものに対して規制が何にもないということなんですね。基本的にはないということなんですね。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） そのとおりです。定義自体がありませんので、規制される条例、法律等は今のところはありません。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

そういうものが2町歩弱のところにも7メートルも積まれる。そこに降った雨は、もしかしたら強アルカリの水になって大地を侵す。あるいは、ざざざざって崩れてくる可能性もある。こういう改良土を使った埋め立て例というのは、町内にほかにあるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 町内でこの改良土を使った例でございますけれども、久我原地先にて行われました農地の盛り土に当たり、土地所有者が再生土、再生砂、再生砂利、焼成材を盛り土材と称して購入し、盛り土を実施したものがあります。この盛り土材としているものは、いわゆる改良土に当たるというふうに考えられます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） もう既に、実は私も先週になって初めて担当課長にそのことを伺って、ええっと思ったんですけども、地元からは何にも出ていませんか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この土地については、あくまでも農地ということで、この所有者は盛り土を実施した後に、畑としてニンニク、それからユリの栽培を行うとの計画で盛り土を実施しております。

この改良土に対して、地域の住民の皆さんからは有害な物質が含まれているのではないかと

と土壌汚染に対する不安感を持っているので、町でぜひとも土壌検査を実施していただきたいという要望があります。町としても、この土壌検査を実施する予定であります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私も現地をちょこっと見させてもらいましたが、やはり異様な土という、そういう印象を持ちました。埋め立て等環境に負荷を与える懸念のあるこういう計画について、町として何らかの規制をかけられる、こういう手だてをとるべきではないかと思えます。そのことにつきまして、町長、先ほど根本さんがおっしゃった総合計画を立てる中で住民アンケート、皆さんがどういうことを町の事業に対して思っているかというアンケートの中に自然保護というのがかなり町としての仕事として重要ではないかという部分に入っている調査結果が出ましたけれども、自然保護、環境保全というのは住民の願いの一つだと思いますし、拡大解釈すれば町長の公約の一つでもあったんじゃないでしょうか。産廃施設は断固としてつくらせない。

ですから、この自然を守るということでは、町長、町が積極的に規制をかけていく手だてをとるということについて、どう考えられますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまのご質問でございますけれども、改良土という先ほども申しましたように、耳なれない言葉なんです。それで、最近になって改良土という話に持ち上がってきたわけで、千葉県においても、まさにほとんど対象外というところになっておりました。

これは総合計画の中でも、今野中議員のおっしゃりましたように、住民の皆さんがこの地域の自然環境を守ってほしいと、こういうことが非常に要望の中にあります。そういうことで、私もかつては産業廃棄物については一切受けないということではおりました。

この改良土につきましては、今のところ、町も県のほうも規制の対象外なんです、これは町としても何らかの規制のものに、これもそんなにのんびりはしてられないなと思っております。そういうことで、今担当部署のほうにもどういう形で進めるか、もう既に関係課と、3課ですか、協議いたしまして、進め方を今もう既に指示したところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） よろしく願いいたします。

それともう一点あるのですが、私も県のほうに問い合わせしてみました。今改良土について

は全く白紙状態なので、改良土を使って、どんなに広い面積に改良土を使って埋め立てをしようとも申請する必要ないと。だから、県は全く改良土については掌握していない。けれども、耳に入ってくるころでは、改良土ってソーラー発電所の下の地面を整地するのに使われていることもあって、そういうところでは雨水が強アルカリとなって周辺に影響を及ぼしているところもあって周辺とトラブルがあるようなところもあるようですよというような、こんな話がありました。

ソーラー発電、今農業がこういう状態ですから、遊休地を利用するという、先ほどのまた野菜をつくるからといって田んぼを埋め立てる。あるいはソーラーをつくろうよ、やろうよといって埋め立てる。そういうところに改良土が何物かわからないで使われる可能性もあります。

ですから、今行政は、役場は条例なり規則なりをつくってもらって規制すると同時に、住民に対してそういう働きかけ、改良土を使った埋め立て関係の働きかけがあるかもしれません。そういうときには町に知らせてくれとか、こういうものだからノーと言えるような情報を今早急に町民に知らせる必要があると思うんです。その件については、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 埋め立てに当たりますと、当然埋め立てる土地が必要となりますので、現在、残土等埋め立ての状況を見ますと、住民の所有する土地に本人の同意を得て埋め立てを行うケースが多く見受けられます。このため、土地所有者にも十分内容を知っていただくために早々に広報の掲載等によりまして情報の提供を図っていきたくて考えております。

以上です。

○11番（野中眞弓君） 早急に両方とも進めていただきたいと思います。

そして、重ねて要望しますが、意見書の中には大多喜町には要らないというニュアンスを色濃くにじませた意見書を出していただけますようお願いいたします。

次に移ります。

もう一つの質問ですが、住民の自主的活動への支援について伺います。

高齢化社会を迎えてシルバーパワー全開かと思いきや、町内では老人会が次々と解散されています。決算書レベルで見ますと、平成15年だったかな、老人会の活動援助費は190万ありました。25年度決算では76万円です。40パーセントに減っています。そして、老人会の数でいえば、25年度の今度予算書で見ますと16団体であったものが、ことしの予算では14団体。

とにかく年々減っています。

ところが、こういう中で町内ではその地域に軸足を置いた自主的な高齢者を中心にしたグループ活動が生まれています。私は西畑なんですけれども、西畑地区を例にとると、紙敷地区のいきいき塾、そしてきょうも傍聴にお見えになっていらっしゃるけれども、弓木、田代地区を中心にして広範囲の方々が集まっているシニアクラブなどが、参加させていただいたことがあるんですけれども、本当に楽しそうに生き生きと活動を始められています。

老人クラブがゲートボールとかグラウンド・ゴルフと演芸会、囲碁、将棋、研修や奉仕活動など娯楽的要素、奉仕的要素が強く占められていることに対して、この2つのグループは、ほかの団体の援助を受けたり専門機関の援助を受けたり、ボランティアさんの援助を受けたりして健康づくりの要素をかなり取り入れた活動をされています。こういう活動をしている自主グループ、町内にはほかにどのくらいあるのか担当は掌握していらっしゃいますか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、町では介護予防普及のために、はつらつ支援ボランティアの養成講座やフォローアップ講座を平成24年度より開始し、ボランティアの養成及びスキルアップを図り、現在では主にはつらつ支援ボランティアが各地区へ出向いて介護予防活動を行っております。

また、平成26年度から地域づくり型介護予防として運動を主としたおたき元気いきいき体操を中野区そして筒森区それぞれの集会所において、元気いきいき体操サポーターの支援のもと地域住民主体で実施しております。

先ほど、野中議員が言いましたように、そのほかにも地域のサロンという形で住民の方が立ち上げた組織として、いきいきサロン紙敷塾等がございます。今年度に入り、自主グループからの介護予防教室の開催依頼が増加しております。依頼に応じて、はつらつ支援ボランティアとか保健師等が地域に出向いて介護予防や健康づくりを実施した自主グループについては実態を把握しているところではありますが、まだまだ地域には自主的なグループがあると聞いております。このようなことから、町としましては全ての自主グループの実態について把握してはいないところであります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 状況はわかりました。私が挙げた2つのグループは、例えば、きょうもあそこのところに健康づくりだけではない活動というか、活動の一環としてグループの方がお見えになっている。まさしく高齢化社会にふさわしいような自主的な幅広い仲間づく

り、健康づくり、地域づくりということを目指した活動が、こういう自主的な活動が全町に広がるのが住民との協働というようなことをうたっている大多喜町には必要なんじゃないでしょうか。これからの町のあり方として、まさに先進を行っているというふうに考えられませんか。

こういう活動に対して物心両面の支援をするという考え、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせ時間、残り5分となりましたのでお願いします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問で自主的活動に対して町は物心両面の支援をする考えはあるかというご質問でございますが、町では現在、自主グループからの介護予防教室等の開催依頼があった場合、専門職、ボランティアの派遣及び物品の貸し出し等を行い支援をしているところでございますが、介護保険制度の地域支援事業において地域の介護予防活動などに自主的に行うグループに対しまして、さまざまな方法で支援することが可能な地域介護予防活動支援事業がございます。町では、この事業を活用し、介護予防活動を行う自主グループに対し、活動費の一部などについても今後検討していきたいと考えております。

町としましては、自主グループがどのような形での支援を希望されているかを伺い、より活動が行いやすい形で支援していきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） どのくらいの活動費、援助が出るんですか。それから、できるだけ早い時期に開始していただけるとありがたいかなど。いろいろな活動をするには、目に見えないお金って案外出ていくと思うんです。お願いします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、今これから協議をしていく段階で、幾らということは今は申し上げられませんが、なるべく早い時期にこの辺は検討していきたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今年度中に開始されるというふうに考えてよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 今年度中と確約はできませんが、なるべく早い時期に実施を

考えていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） わかりました。こういう活動ってボランティアさんの支援が大きなウエートを占めていると思います。ボランティアグループに対しての支援というのはありますか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ボランティアグループに対する町からの支援と連携ということでございますけれども、町では現在、はつらつ支援ボランティア養成講座やフォローアップ研修、またおおたき元気いきいき体操サポーター養成研修などを実施しております。活動するに当たり専門職の派遣等を行い、支援及び連携を図っているところでございます。

さらに自主的な活動を支援するため、ボランティアポイント制度の導入も検討しているところでございます。この制度は、介護予防に資するボランティア活動を行っていただいた方へポイントを付与し、ボランティアでたまったポイントを商品券等に換金する制度でございます。このポイント制により、ボランティアの活躍の後押しになればと考えております。現在、町のボランティア連絡協議会と協議を始めたところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そのボランティアさんへのポイント制度は、いつ開始になるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいま、いつ実施するかというご質問でございますけれども、なるべく早くこの事業についても実施を考えて今現在動いておりますので、早い時期に実施を考えております。

ただ、一応ボランティア連絡協議会、いろんなボランティアがございますので、その辺の調整とか、そういうのがありますので、そういうこともありますので時間がかかるかもしれませんので、その辺は承知しておいてもらいたいと思います。

○11番（野中眞弓君） なるべく早くということでしたので。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせ持ち時間が参りました。速やかに質問を終了してください。

○11番（野中眞弓君） 時々催促させていただきまますので、よろしく願いいたします。
ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君の一般質問を終了します。

◇ 麻 生 勇 君

○議長（志関武良夫君） 次に、4番麻生勇君の一般質問を行います。

○4番（麻生 勇君） 4番の麻生勇でございます。

人口減少の対策について質問させていただきます。

地方創生でひと・もの・しごとを基本に各地域で活動を活発に進めており、ふるさと納税の返礼品でも盛り上がりを見せています。また、プレミアム付き商品券の人気は本町以外にも人気で、どうしたら購入できるのかとの問い合わせがありました。こういうことでは人口対策にはならないと思います。しかしながら、町での買い物客の増加は大いに期待できると思います。

人口減少は近隣市町においても対策が急務であります。我が国の人口は4年連続で減少しました。前年よりも21万人強の減少。在日外国人を除き日本人のみだと27万人余りの減少で、総人口は1億2,700万人余りです。年齢分布では15歳未満の人口が12.8パーセント、過去最低で、65歳以上が26パーセント、過去最高となり、少子高齢化、少子超高齢化社会が一層深刻となっています。

また、75歳以上の人口は25パーセントで、人口の4人に1人が75歳以上になり、高齢者を支えるのに3人で1人の高齢者を支えるようになってきました。まさに騎馬戦型です。人口減少がさらに進んでいきますと、1人で1人の高齢者を支えることになり、まさにおんぶ型が見えてきます。

一昔前までは雇用場所はたくさんあり、大いに活気づいていたように思います。昼間人口が夜間人口を上回り、食事どころもいろいろなところがあり、お客の取り合い状態でしたが、今では減少し、食事をとる場所が限られています。

そこで、町内に住んでいる人が一旦町を離れると、また戻って生活することは、大げさに言いますと皆無であると言っても過言ではないと思います。NPOや町で空き家バンクの効果があっても、人口の減少はとめられていません。雇用場所の確保をして人口の流出をしなければ1万人の人口は目に見えて減少してしまいます。

しかしながら、企業誘致、あるいは工場誘致を継続していると思いますが、この時代に幾らテレビ等で町を放映されても企業誘致、工場誘致にはつながらないと思います。まして、人口の増加対策にはならないと思います。

従来の方法では人口の流出の歯どめにはならないし、圏央道の効果はますます町外に傾いていくようです。従来のままでの過疎対策では雇用の場所の確保はできません。企業を誘致することができないと推察します。であるならば、町自体が働く場をつくるといった視点に立つことはいかがでしょうか。

そこで伺います。現在の町の人口構成はどのような状況なのか伺います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 町の人口構成につきまして、平成27年4月末現在の15歳未満の年少人口、15歳以上65歳未満の生産年齢人口、65歳以上の老年人口及び75歳以上の人口区分別にお答えをいたします。

15歳未満の人口は906人、総人口に占める割合は9.1パーセント、15歳以上65歳未満の人口は5,351人、総人口に占める割合は54.1パーセント、65歳以上の人口は3,639人、総人口に占める割合は36.8パーセント、また75歳以上の人口は2,066人、総人口に占める割合は20.9パーセント、なお総人口は9,896人でございます。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。そこで、町での起業促進の考えを伺います。

何もしないのでは過疎化がどんどん進むことを新聞等で発表されています。先行きが心配でなりません。そこで、起業を促進する考えを伺います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町の起業促進の考え方ということでございますが、人口が減少し、高齢化が進む中で起業する、事業を起こすということは町の活性化につながることであります。

耕作放棄地や管理のできない竹林などは年々増加しています。そういう土地を利用し、生産から加工、販売まで行う6次産業も起業ではないかと思えます。

本町では、今までに地の品物を使ったタケノコなどの加工品を開発されました。また、去年から千葉県産業振興センターと株式会社やまびこが協力して、みそを使った特産品を開発中です。そのほかに、米の裏作としてレタスなどの野菜の栽培を若い農業者に勧めています。

こうした産業振興センターや県農業事務所などの指導を得ながら、特産品の開発や農作物の栽培も必要ではないかと考えます。

圏央道の開発によりまして、物流や人の流入など事業を起こす条件はよくなっていると思えます。今後は関係機関と打ち合わせを持ちながら、起業を考えている人がいましたら情報の提供など積極的に協力していきたいと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 情報収集だけではなくて、私が言いたいのは、雇用の場所を町でつくるという考え方を聞いているわけで、できれば、町中心で何かやって雇用者を町外に出さないと、そういうような考え方で今質問しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町が中心になってということではなくて、あくまでも町民が中心になって、町がその裏で動くというようなことではないかと思えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 町長、同じ質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員のご質問でございますけれども、確かにあらゆる施策というものは、どちらにしても進めていかなければいけないことは事実でございます。ですから、もちろん企業誘致、確かに条件が悪いとは言いましても、それも進めていく。

また、今麻生議員のおっしゃいましたように、地域の地場の産業を育成しながら、そういうこの場所を広げていく、あるいは町のいろいろな施設等も拡大できれば、そういった形で進めていくわけですが、町は基本的には事業はやっておらないんですけれども、ただ町といたしましては、例えば、観光の本陣であったり、たけゆらの里であったり、いすみ鉄道というのがあります。これは、あくまでもいわゆる町の資本の入った事業体。観光協会はまだ違いますけれども、そういうことにかかわっている事業体もあります。そういうことで、そういう中で拡大をしながら職場をふやすということは、今もう既にやっているわけです。

ですから、あらゆる方法で進めていかなければなりませんけれども、今1つだけで進めていくというのはなかなか。大多喜町の皆さんを就業で吸収するだけのものはございませんので、もちろん企業誘致もそうですし、地場産業の育成もそうですし、町自体もそういう就業の場所をつくると。あらゆる方法で就業場所をつくっていくこと、それはもう重要でありますので、麻生議員の考えていることとそんなに大きく変わらないと思っています。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） これはテレビでやったんですけれども、隠岐の島は、すごくうまくいっていて、町が中心に、まあ、町というか島ですから、その島から出られないような、出ら

れないようなというのは変ですけども、そういう中、全寮制とか、そういうようなものをつくって、学校が潰れそうなところがよくなって、今は中でぐるぐる回るようになって、すぐよくなっているという話を聞いています。そのほかにも中で商売ができるような格好はできているよという話、私聞いたんですけども、まだちょっと私調べていませんので、ここではっきり言えませんが、そんなところもありますので、ぜひ参考にいただければと思います。

続きまして、人口増加は必須であります、福祉の面からも具体的な進行状況を進めて、どうやっているのか、また伺いたいと思います。簡単でいいです。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、初めに企画財政課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

人口増対策といたしましては、大多喜ダムの跡地対策の推進、現在は三育学院の判断を待っている状況でございます。

また、町有地の有効活用といたしましては、26年度になります船子城見ヶ丘団地の共同住宅用地への住宅の建設をあっせんしております。

公共交通に関しましては、公共交通網の形成計画を策定するための法定協議会の設置、それと高速バスの運行についても、現在関係事業者と協議を進めております。

ほかにも定住化対策の窓口として相談業務を実施し、移住希望者への空き家の案内、あるいは空き家バンクへの登録、空き家利用促進奨励金の交付を行っているのが現状でございます。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま人口増加に対する具体的な施策ということで、ただいま企画財政課のほうから言いましたけれども、続いて建設課のほうからちょっと申し上げさせていただきますと、人口増対策に対しまして住宅関係で住宅取得奨励金、あるいはまた住宅リフォーム奨励金、そしてまた船子城見ヶ丘分譲住宅の取得用の奨励金などを実施しております、住宅取得につきましては平成26年で17件、リフォームにつきましては25件、城見ヶ丘の販売につきましては昨年1件ほど販売してございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 企画財政課長からお話ございました子育て支援制度の概要

でございます。

子育てのほうでは出産祝い金、こちらを実施しております。第1子、第2子が10万、第3子以降が30万というふうになっておりまして、5月末現在で12名の方にお祝いを申し上げたところでございます。

さらに、子ども医療費助成制度でございますけれども、ことしの4月から中学3年生まで拡大ということで実施しておりますが、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会からの4月分の診療費についての明細がまだ町に届いておりませんので、詳細はちょっと判明しておりませんが、間違いなく中学生まで拡大しておりますので、その面につきましては十分な効果は出ておると思います。

また、保育園児の英語教育というお話ございましたけれども、これは学校法人三育学院のほうへ母国語をお願いした講師派遣、こちらのほうも実施しております。

さらに、放課後児童クラブ等も実施いたしております。放課後児童クラブにつきましては6年生までお預かりを拡大しております。昨年度からの分につきましては、西小のつくしで26名であったものが、ことしは39名、さらに上瀑小のたんぼぼでございますけれども、昨年が52名、ことしが53名。当然、6年生までの児童も多少でございますけれども、たんぼぼが5名、つくしが11名利用ということで利用されておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 人口の問題は近隣市町との取り合いになると思いますが、いかに本町との差別化を図るかであります。具体策はどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、国の人口が減少を続けております。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では2060年には8,674万人に減少します。このように国全体の人口が減少する中、総花的な事業を実施しても議員さんのおっしゃるとおり、人口の取り合いになってしまいます。

町では、総合計画のアンケート調査結果や懇話会等で意見や要望が多かったものに対する施策を推進することにより、町からの転出者を1人でも減らしかつ転入者の増加を図るために町の歴史や資産、自然環境のすばらしさ、田舎暮らしや子育て環境のよさ、町の立地条件を生かした施策などをアピールすることが必要だと考えております。

具体策としましては、先ほどの答弁と重複するところもございますが、公共交通に関しま

しては、公共交通網形成計画の策定のための法定協議会の設置、町内の公共交通や高速バス等の利便性の向上、子育てに関しましては、保育園児や小学校低学年への英語教育の推進、中学生までの医療費の無料化、空き家、空き地を活用いたしました起業支援事業などがございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

先に次の質問の答えが出たような感じなのですが、外部からの人口の導入を多くすることが大事だと思います。

そこで、先ほど建設課長から城見ヶ丘の話が出ましたが、城見ヶ丘のまだ販売できない、できていない土地を人口増対策名目で安く販売できるようにすることの考えはありますか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 先ほどから町外からというようなお話も大分されておりますけれども、議員さんおっしゃるように、町内から転出を抑制すること。1回出たら、もう戻ってこないよとさっき議員さんおっしゃってました。1回出ると戻ってくるのは皆無に等しいんじゃないかみたいなことをおっしゃってございましたけれども、要するに、町内から人口をできるだけ出さないような形で今考えております。

そういうことを含めまして分譲地を販売しているわけでございますけれども、分譲地につきましては、販売当時、入る方々に、買われた方々に、もう値下げはしないということで説明申し上げておりました。そして、また現在、取得者には、先ほど申し上げましたけれども補助金を出しております。一区画500万円という補助金を出しておりますので、これを安く販売するという事は、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 現在のところは考えていないということなんですけれども、先ほど言いましたけれども、よその市町村との差別化を図るということでは、当初城見ヶ丘の分譲をしたときに住民と約束したということなんです、あれから何年になるんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 「あれから20年」というようなせりふもあるようでございましょうけれども、前にもそういうお話があつて何とか下げられないかということがありまして、

それはできないということで、では、何とか策はないだろうかということで、500万円までは補助金という形で出したらどうかということで、今現在500万円の補助金を出している状況でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） それは前から聞いていることでわかっているんですけども、今10区画あるでしょう。

（「はい」の声あり）

○4番（麻生 勇君） その10区画が売れなかったら、そのまま塩漬けにすると、そういう話だったんですが、建設したお金かかっているわけです。だから、それだけの回収を含めても人口増対策で安くやったらどうかと私は思うんですけども、町長どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私も下げられれば下げたいと。しかし、その当時に高いお金を出して買った方々の思いがありまして、それは500万円のいわゆる補助金を出したことに對しましても、私のところには大分ご意見がありました。私が出したんじゃないですよ。当時出したものでしょうけれども、私が町長になってからも、そういう方が来られました。今買う方に500万円を出すんなら私たちにも出してくださいよと、そういう話もされまして、そういう方ももう何名か私のところに来ております。

ですから、なかなかこれ以上の値下げというのは。だから、下げるときにもっと、そうではなくて、大胆にもっと700万とか800万とかと下げればよかったんでしょうけれども、それは時代の推移ですから、なかなか難しいということになります。

ただ、私ども、その反面、先ほど企画課長の話にもありましたように、じゃ、例えばそこに、そこから東京にじかに通えるという交通網ができたときに土地の付加価値が高まるわけです。ですから、それはそれでまた土地の付加価値を高めるという手もあるわけです。ですから、一方では私どもそういうことも考えながら、あの土地はこの値段が妥当かなというところに付加価値をつける、こういう施策もまた一方ですということも重要かと思っていますので、とりあえず今の段階では、先ほど課長の答えたように、当面のところは今下げるということでは考えていないわけでございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） じゃ、しょうがないということですか。

ただ、隣の睦沢のあの女ヶ池のところの団地、瞬間的に全部うちが建っちゃいました。ああいうことで多分どこか魅力あるPRがあった、それから住む人にも魅力があったんじゃないかなと思うんです。

だから、そういう意味で、まだまだ検討する余地があるんじゃないかなと思いますんで、ぜひ課長よろしくをお願いします。

次に、町営住宅の入居の申込者数の状況なんですが、また現在は順番待ちの状況だという話を私聞きました。

町外居住者と町内居住者の比率、今どのくらいあるのか。比率でも人数でもどっちでもいいです。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 町営住宅の申し込み状況及び待機状況でございますけれども、申し込み状況につきましては平成26年度は町内が14件、町外が7件で、町内の申込者が67パーセントでございます。26年度末の待機者状況でございますけれども、町内が4件で町外がゼロで、100パーセントが町内でございます。

そして、また平成27年度に入りまして、申し込み状況でございますけれども、町内が4件、町外が3件で57パーセントが町内でございます。そして、また現在の待機者の状況でございますが、町内が6件で町外が2件ということで75パーセントが町内という状況でございます。以上です。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

そこで、この質問をした理由は、町外から町営住宅を申し込んだと。申し込んだんだけど順番待ちだよという話で諦めちゃった人もいるんです。できれば、この次のあれに入りますけれども、よく皆さんで入るをはかりて出ざるをなすという話をしていますけれども、人口の問題もそうだと思うんです。できれば町外の人を優先にこの町営住宅に入れられないものかどうか伺います。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） その件に関しましては、先ほどの件のときにも申し上げましたけれども、町内から出られる方を抑制するというのを優先していかななくてはならないと。外から、町外から町内に入るだけでなく、町から出る人も抑えていかななくてはいけないというふうに考えますので、町外からこっちに來られる方を優先すると、そういう考えは持ってはおりません。あくまでも審査をしておるんですけれども、町外優先じゃなくて町内優

先といたしますか、町営住宅につきましては住宅困窮者をメインとしておりますので、そういう意味を踏まえた中で一応審査会を諮っておりますので、町外優先ということではないということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 100パーセント町外優先しちゃうと今みたいな話が出るんですけども、例えば、町内2、町外1とか、そんな順番でできないのかなという気はしているんです。町外の人が申し込むというのは、どうしても大多喜に住みたいと。大多喜に職場があるからここに来たいという人もいるわけです。それを、私ことし聞いたんですけども、3年前にその話があってもう諦めちゃったという話なんです。だから、それはもしかすると、今手持ちの話は聞きましたけれども、ここは空きましたよ、どうですかというPRもひとつ必要じゃないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） うちのほうから町営住宅があきますよというPRはしておりませんが、先ほども申し上げましたけれども、待機者がいらっしゃる状態です。そして、また今議員さんおっしゃるように、外から来た人が何かずっと申し込んでいたけれどもなかなか入れなかったということで、現在空き家バンクというのもあります。たまたま今回の中で申し込まれた中に、ある程度収入も持っていらっしゃるような方で、まあ、町外からの申込者だったんですけども、今回その方はちょっと外れましたけれども、そのほかに町営住宅はだめでしたけれども、こういう住宅もありますよと、空き家がありますよということでご案内を差し上げたいなというふうに考えておりまして、その辺の空き家をちょっと今問い合わせをしているような状況でございます。

以上です。

○4番（麻生 勇君） わかりました。

時間があと10秒しかないんですけども、町内の人が今現在6人ですよ。今話を聞きますと。町営住宅は現在今3つあいていますよね。もう埋まっちゃったんですか。埋まった。

（「はい」の声あり）

○4番（麻生 勇君） それで、私聞いたときはあいていたという話があったんで、できればすっと入れれば、この待ち時間、待機の人たちが減って、また新規ができるのかなと思ったんで、失礼しました。そういうことです。

ありがとうございました。これで終わりにします。

○議長（志関武良夫君） 以上で、麻生勇君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩といたします。

2時10分から再開とします。

（午後 2時00分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 7番小高芳一でございます。

通告に基づきまして、一般質問のほうをさせていただきたいと思えます。

きょうも大分一般質問多いようでありまして、大分お疲れのところと思えますけれども、一生懸命やらさせていただきますので、眠らないようにひとつお願いをします。

私のほうからは、小水力発電の検証についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

大変期待をしておりました小水力、すばらしい事業だなというふうに思っておりましたけれども、結果的には今業者のほうに委託をするという形になりました。既に事業のほうがある程度進んでおる段階でありまして、検証をとということでありますので、ちょっと普通ですと事業の前にいろいろお話というか、質問するところでもありますけれども、ある程度終わった事業ということでありまして気の抜けるようなところはあるかもしれませんが、この小水力の事業をやるに当たって、何点か本当に検証して次に生かしていただきたい、こういうことがありますので、あえて質問をさせていただきます。

まず1番目でありますけれども、この事業そのものは大多喜町の総合計画、あるいは大多喜町、過去につくりました大多喜町の地域新エネルギービジョン、このような計画があるわけですが、ここに追加をされたというふうに思えますけれども、どのような形で検討されて追加されたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、小水力発電事業の実施につきましては、大多喜町

新総合計画の基本構想の中で基本目標1として掲げる「美しく快適なおおたき～地球にやさしい快適環境のまちづくり～」の目標において町のすばらしい自然環境、景観の保全と創造を初め、環境負荷の少ない循環型社会づくりに向けた総合的な環境施策の推進を図り、地球に優しいまちづくりを町民と一体となって進めていくことを掲げております。

この基本目標の実現に向け、地域新エネルギービジョンでは、地球温暖化を初めとする地球環境問題が深刻化し、人々の環境に対する関心が急速に高まっている中、地方自治体においても環境を総合的に捉えた施策の展開が重要な課題となっており、環境の負荷の少ない循環型社会システムの転換、そして住民が自主的・積極的に参画する社会が求められていると定義づけております。

このビジョンでは、導入可能なエネルギープランとして廃食油、木質バイオマス、太陽光、風力、小水力発電の可能性について掲げております。この中で既に実施していた導入プランは、廃食油を活用したバイオディーゼル燃料の製造及び活用・普及、住宅用太陽光発電設備普及のため設置に対する助成を推進していたところですが、新たに小水力発電事業の導入を計画したものです。

さらに、事業の実施に向けては、新第3次実施計画の中間年に当たります平成25年度の実施計画見直し時に事業計画に追加をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 総合計画で途中から見直しという形ですよ。ここでお聞きをしたいのは、今回も新総合計画つくります。必ずや見直しがいっぱい入ってくるんです。今回のこの第3次については、前に資料をもらった中では第3次では総事業費42億で実際には49億の事業をやったと。でも、中身は一般財源が9億ぐらい少なく、事業費として少なく済んだ。だから、すばらしい見直しだったと思うんです。ただ、やっぱりそれは透明性を持って、この総合計画というのは町民やあるいは議会やそういうものと一緒になった、つくったそういう計画でありますんで、見直しをするという、たまたまこういういい結果と言っちゃ失礼ですけども、例えば、町長がかわったりなんかして、俺はこういうことをやりたいということとで首長がかわったりすれば、総合的計画は例えば財源の要る問題だったら大きく変わってしまう。ですから、計画を見直すときには、それなりに透明性を持って広く公開してほしいという部分があります。

この見直しについては、そういう部分では非常にいいんだと思います。ただ、今回これか

ら後で申し上げたいと思いますけれども、大多喜町の今回の小水力は何の目的でやったんだということなんです。今課長がおっしゃられた目的でやられたんでしょうか、本当に。

つまり、そういうふうにやるのであれば、やっぱり最後までそういう形になってほしいという部分がありますんで、これからその辺についても質問をさせていただきます。

それで、今回の事業の中で計画をつくるときに非常に考えなくてはいけない問題は、行政がこの小水力をやるときに今回は町が主体でやりました。町が主体で。通常、行政の方はこういうものは業者に任せて、業者から上がった利益で税金で行政サービスをするというのが一般的な形です。町がやるのは決して悪いとは言いません。しかし、町がやるときには、よっぽど検討していかないと、検討して調査して本当に大丈夫かということをやっていかないといけないと思います。町長がやるときに、私は余りいい言葉ではなかったと思いますけれども、思いつきでやってはいけませんよということをして、町長は1年間じっくりと調査・研究をしてやったということでありました。

本当に町が小水力をやる部分については、課長がおっしゃったように大多喜のエネルギーをどうやって使っていくんだと。どういう社会をつくっていくんだ、どういう町でやっていくんだ。こういうものがなければ、余り町がやる意味合いというのは薄れていっちゃうんだろうというふうに思います。

その部分がなさ過ぎた。要するに、小水力をやる意義というか、理念というのは余りなかったんじゃないでしょうか。課長、その辺はどういうふうに感じていられますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの質問でございますけれども、この事業を始めるに当たって、まず今回の事業の相手となりました新工法開発でございますけれども、こちらのほうで実際に市原市のほうで事業の研究をしておって、それを実際に事業実施に向けた場所の選択とか業者の選択とかというようなことでいろいろ探しておる中で、その中で大多喜町という以前に発電所があったその場所が最適の場所であるというような話が、まず事の発端はそういう話で来ておるところでございます。

この事業を始めるに当たって、町としましてもその事業が本当にいいものなのかどうか。まず初めに建設の計画の可能性です。この施設が、昭和初期に建設された施設であって今後も長くやっていけるのかどうかという点です。

それから、環境への影響。発電所の稼働によって自然破壊とか、そういったことに影響がないかどうかという検討。

それから、事業の採算性、将来性。この発電による採算、事業の長期的将来性があるかどうかというようなことを検討しました。

その中で、これらの項目については、ある程度確保できるというような考え方で今回の事業の実施に向け進めることとしました。その根拠として、先ほど言いました地域エネルギービジョンにも載っております方向で地域のエネルギーを利用して事業を実施していく。また、ちょうど時期的に平成23年の東日本大震災のあった時期でもございます。その時期から再生可能エネルギーという自然エネルギー、そういったエネルギーの活用を社会的に進めていくような動きが出てきた中で、こういった小水力の発電事業がまさに町の自然を生かした発電、地産地消といえますか、そういうことが生かせるんではないかというような考え方で今回導入をしたところでございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） じゃ、もう一点お伺いします。

この事業主体が町に今回最初はなりました。このときに民間に任せるか、町がやるか、この辺は検討されましたか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 小高議員の先ほどの質問ですけれども、まさに町は事業をやる役所ではないということはそのとおりでございます。ですから、できるだけ町が事業はやらないことのほうがいいんです。それで、民間の方がやっただけのこと、これはベストであります。

しかし、この発電事業というのは水利権というのがからむんです。水利権は、民間の事業者では取れません。これは公共でしか取れないということが最大の要因であります。そして、ですから小水力発電につきましては、町がそこに絡まなければ絶対にできないということがありましたので、そこがまず大きなポイントになっているわけでございます。そういう中で今回のリース事業というような形の中で進んできたところでございます。

ですから、基本的に町でなければどうしてもだめだというものでなければ、小高議員の言うように、本来ならば民間の方にやっていただいて、最終的に税収で上げる。これは基本でありまして王道であります。そういうことで我々も基本的にはそう考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

町がやってはいけないということでは全然ないんです。やるときには、それは相当リスク

を持ったことであるだろうし、これに限らず相当研究・調査して大丈夫だという部分で始めていかないと失敗は許されない、私は後戻りはできないと思っております。なぜか。大事な税金を使うわけですから、そして議会もチェックをする立場にあるわけですから、普通はあってはならないというふうに思っています。

ですから、自分たちで財源を確保しなければいけないということは随分言われていますけれども、当然そういうこともあるんであろうと。ですけれども、そこにはきちんとしたリスクもあるし、しっかりとした裏づけがなければ進められませんよということで、こういう部分についても考えて、こういう部分でまた検証をとということでここで申し上げただけであります。

次に、今回の事業者との契約でありますけれども、履行されなかった、契約どおりにいかなかったということは、非常に我々にとっても大きな問題であろうと思います。この業者が契約どおりに履行されなかった原因、あるいは業者選択がまたどのように行われたのか、そして、この結果をどういうふうにとめておられるのか質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、今回のまず業者選定につきましては、先ほど導入のいきさつについてお話しをいたしましたけれども、提案事業者でありました新工法開発研究所、1者の業者指名としたわけなんですけれども、その理由といたしましては、まず1点目として、旧発電所施設の調査を長期にわたって綿密に進め、本来であれば事業主体となる町が調査費を計上し、許認可申請に関する調査委託費等を負担すべきところですが、独自の費用にて調査への協力を得たこと。

2点目として、発電所建設工事実施設計書作成に当たり会社の持っている発電に関するノウハウや技術的な支援を提供し、作成への協力が得られること。

3つ目として、発電所建設工事に当たっては、土木工事、電気設備工事、配管工事、建築工事等多岐にわたる工種となるため、他社からの見積書を徴することは困難となること。

さらに、今回の施設建設については、完成した施設を町がリース契約によりその建設費用を負担していくという特殊な方法をとるため、提案事業者である新工法開発研究所を業者選択したというような経過となっております。

業者との契約が履行されなかった大きな理由として、まず、この業者が市原市のほうで実験施設を持っておったわけなんです、その実験施設が5.5キロワットの出力程度の発電設

備のごく小規模で実験をしておりました。実際には、大多喜町で建設に当たったものは常時出力35キロワットから最高出力130キロワットと幅広い発電能力を必要とする施設であり、電気設備に対する技術面において実験成果だけでは対応できなかったこと、これが大きな原因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） この結果についてどういうふうに考えておられるかということも質問したんですけども、通告になかったようでありますけれども、要するに、私が思うと、この会社って経験も実績も技術力もない、こういうところに頼ってしまった。そして、私たち議会もそれをいいですよと認めた、この責任って私はすごく重いんだな。

今、全国には小水力と言われるのは550カ所以上あるそうです。会社も大きいのはいっぱいあるし、今回この契約の中で35キロから130キロワット、その間をやれるメーカーも幾つかあるようであります。もう少し業者選定において慎重にやれなかった、あるいは技術力を見抜けなかったら、これは逆に言えば、民間にもう任せちゃう。こういう選択肢をしていかなければいけなかったんじゃないかというふうに今回私は思ったんですけども、その辺のことはどういうふうに受けとめられますか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 確かに、議員さんが言われるとおり、先ほどは技術面で完成されていなかったと。

もう一点大きな理由として、水量に対する発電出力の見込みというものが過大になっていたんじゃないかと。これは、発電設備を建設していく中で、いろいろと詳細なところで解釈の違いといいますか、それがいわゆる会社の未熟さという点になるかと思っておりますけれども、本来であれば、発電出力の算定方法というのは、常時水量から最大水量の間において発電効率というのは一定ではないと。こういった考え方がベースであるというふうに言われており、いわゆる何かそういうふうなことだそうです。それを大多喜の場合は、35から130まで発電効率というのは65パーセントというような効率で見ておったというのが、そもそもの契約の中での履行できなかった大きな問題の一つでもあるというふうに考えております。

ですから、今言った2点の部分で、会社の未熟さを見抜けなかったという点では、もうそのとおりではないかというふうに、今になれば考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） メーカーもちょっと私も調べてみたんですけども、課長がおっしゃるように、でも35キロから130まで自由にとというか、その範囲でやっているメーカーも実際に現実にあるようです。いろんな水車の形もそれぞれメーカーによって違ったりなんかして、実際にそれでやっていっているところというのも全国に今相当事例も出ているということでもあります。

ここで言いたいのは、業者の選択は非常に普通の今まで建築や何かやってきて、副町長は業者選定をきちんとやっておられますけれども、初めてのところというのは本当に慎重に実際に現場まで行って、全国見たり歩いたりして決めるというぐらいのことをしていかないと、私は今回はその失敗というのはあるんだと思います。ですから、この部分というのは次に繰り返さないようにしていただきたい。

それから、時間ありませんので、基金の関係についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今回、基金を積み立てました。これは面白峡の水力発電を財源にするということで積み立てましたけれども、財源を積み立てるという部分でいうと、課長先ほど申し上げましたけれども、今回の小水力の理念から言えば、そこで上がったものは積み立てて財源確保というふうになるじゃないですか。当初は地球温暖化なりという部分とか、あるいは非常電源とか、これからの循環型社会をつくっていくということであれば、あそこで発電したものは、この庁舎だとかLED、今LEDにこうやってそこに使いますよ。そこで使って余った金は積みばいい話で、表向きにはこういう水力発電で町がやったことは、町のこういう自給エネルギーに使えますということを大々的にPRすることによって、本当に環境にしっかりしている町だなというPRにもなるし、やることは同じなんです。基金の項目を、財源をそこに充てるなんて書かなければいいだけの話で、そうすることによってこの電気も水力でやっています、売電した金はこれに使っていますって言えば、それだけ基金の価値はぐっと、基金というか、水力をやる価値が何倍も上がると思うんです。

時間がないからちょっと私のほうで言いましたけれども、そういう基金のここの部分は少し見直す気はありませんか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この基金が26年4月1日から施行されたわけですが、けれども、この環境基金の目的として面白峡発電所による売電収入を環境保全の管理及び整備

に要する資金として積み立てることを目的とするという基金になっておりますけれども、今議員さんが言われたように、確かに当初は地球温暖化、それから災害時の発電。これは今もそういう考え方がないわけではございません。数年後に面白浄水場も改良の時期を迎えるわけなんです、そういったところにも、あそこ一番すぐ近くにございますので、線を引くにもそれほどの費用的にはかからないと思っておりますので、そういった町の施設にも災害時には利用するような形で今後も考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 考え方をそうやってもう少し発想を豊かにすれば、そういうふうに幾らでもPRできる形になるんじゃないですかということで、これからもいろんな事業の中で、本当にいろんな角度からその事業そのものをしっかりと見て行ってほしいなという部分であります。

4番目になりますけれども、この自然エネルギーは非常に便利で、川の水24時間流れていますので、24時間発電可能であります。今県では総合防災拠点ということで新たに市原のほうでしたっけ、大々的につくるようであります。そこには全てのものが集約するし、そのほかに県は分散型の拠点施設として県内幾つかつくるそうです。大多喜には夷隅の振興事務所ありますけれども、なかなか想定外のということを今回の地震でも言われましたけれども、どんな災害が起きるかわからない。県にとって、大多喜の地盤のいいところに、そして24時間発電ができる、こういう立地がある中で県のバックアップ施設というか、補完施設として提案をしないか。向こうの施設でも施設の運営に係るものは自家発電したりとか、あるいはいろんな災害時に燃料不足が今回もありましたけれども、大きな貯蔵施設をつくる、そんな計画もあるようでありますけれども、果たしてそこだけで大丈夫なの、大多喜にはこんなに電気も地盤もいいよ。その補完施設として県に提案していく、こんな発想もいいんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 小高君に申し上げます。

残り時間5分となりましたのでお願いします。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、防災拠点のことですので総務課のほうからお答えさせていただきますけれども、現在、小水力発電所から電気を送るために東京電力の送電線、正しくは配電線と言うそうですけれども、これを使用しておりますので、東京電力の

ほうに確認をしましたところ、仮に災害が発生してほかの発電所が停止したり、水力発電以外停止したり電線が切断され送電がとまった場合、仮に小水力発電所で発電していたとしても、そこから離れた防災拠点などに電気を送るということはできないというようなことでございます。

ただ、小水力発電所と防災拠点施設などの間に、専用の送電線を設置することも可能だと思いますけれども、これには相当の経費が見込まれるということで現実的ではないのではないかなというふうに思います。

ただし、今議員さんお話しになったとおり、仮に小水力発電所の近くの県道小田代勝浦線沿いなどであれば水力発電の電気を直接引くこともできるのではないかとということです。これが可能であれば、ほかの例えば発電所が停止したり送電線が切れて送電がとまった場合でも、自然のエネルギーで24時間発電することが可能となりますので、防災の面から見ますと非常に有利ではないかというふうに考えられます。

ですから、今後、防災施設等の設置に関しまして、国や県からの問い合わせ、また照会などがありましたら有利な点につきましてPRをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

町がやれということじゃなくて、県にそういう補完施設をつくっておけ、つくっておいたらということで提案したらという部分です。

こういうことをつくることによって県庁と大多喜がもうどんどん時間が早くなる、距離が縮むという部分で、もしそういう部分が提案できて採用されれば非常にいいだろうし、耐震の配線をすれば十分可能であるというふうに思います。

今回、大変短い時間でありましたけれども、いろいろと小水力をやっていく中で考えていかなければいけない部分いっぱいあったと思います。いろんな次の事業には、ぜひ本当に計画の段階からきちんとどういう影響が、まちづくりの中でどういう町をつくって将来どういう町にするんだ、あらゆる角度から検討して発想を豊かにして1つの事業をきちんと成功させるように職員の皆さんには頑張ってくださいと思います。

以上で一般質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 小高芳一君の一般質問を終了します。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（志関武良夫君） 次に、10番山田久子君の一般質問を行います。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

新年度を迎え、早くも2カ月が過ぎました。新入職員や部署の異動など引き継ぎや新しい仕事への取り組みなどもあり、執行部におかれましては、まだまだ慌ただしい時期ではなからうかと思われます。

本日は、町民の皆様からお寄せいただきましたお声を役場使用時の利便性の向上等についてということで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、大綱1といたしまして新庁舎の駐車場について伺います。

大多喜町の65歳以上の高齢者人口は平成26年では3,614人、高齢化率は36パーセントまで上昇しています。今後37年に向けて、75歳以上の後期高齢者の人口がますます増加するものと見られております。ご高齢者の皆様やお体のご不自由な方々が役場を利用される際は、歩く距離が短い、足元が安全である、横断の心配がない、役場内がわかりやすいということも大切な要素になってくるのではないかと考えます。

このようなことから、新庁舎西側駐車場の公用車スペースの見直しについてお伺いいたします。

現在、新庁舎西側駐車場には、旧庁舎寄りに身体障害者等用駐車場スペースが1台、自動販売機寄りに公用車スペースが5台、真ん中に一般駐車場として12台があるかと思いますが、満車になっていることも見受けられます。旧保育園跡地の駐車場もございしますが、砂利も敷設されており足元がよいとは言えない状況であるかと思いますが。また、新庁舎までは道路を横断しなくてはならず、ご高齢者やお体にご不自由がある方には距離を感じるのではないかと考えられますし、横断をすることから安全面での心配も考えられます。

そのような中、新庁舎駐車場の自動販売機寄りにあります公用車スペースに疑問を持たれるお声を頂戴いたしております。ほかに新庁舎北側、商工会館側でございしますが、こちらにも公用車スペースが2台分あるかと思いますが。公用車スペース5台分がここになければならない理由が何かおありになるのでしょうか。ほかの場所に移動していただき、来庁者スペースにさせていただくことはできないのか、あるいは公用車スペースの台数を減らし、来庁者スペースをふやすことはできないものかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、ただいまの山田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

来庁者の役場の駐車場につきましては、新庁舎建設前は現在の中庁舎の駐車場しかございませんでした。このため、新庁舎の完成時には、駐車場の数が増加したと設計上の庁舎の玄関というのが中庁舎になっております。このため、新庁舎の西側に公用車の駐車場として5台分整備したものでございます。

駐車場が満車になることが頻繁に発生している状況ではないというふうに認識しておりますが、所得税の確定申告時期や会議が重なったときなどは、来庁された方が駐車できないこともあろうかと思えます。また、来庁者の多くの方が新庁舎に用のある方で新庁舎の西側駐車場については、来庁者の方が1台でも多く駐車できるようにしたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

1台でも多くということは、この辺を見直しをしていただけるというふうに捉えさせていただきますのでよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 具体的になりますけれども、該当箇所の舗装を削ったり、そういうのというのは予算的な問題、公用車の標示というものがございます。それをどうするかという問題もございますので、直ちにというわけにはまいりませんが、共用できるような形、例えばいっぱいになったときは使ってもいいですよ、そういう形で使用していただくのでよろしければ、そういう形が一番早いのではないかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひそうしていただければと思います。共用という形で書いていただくだけでも使用するほうは気兼ねなく使わせていただくことができますので、そういう形でできるだけ早目に対応をお願いすることができればと考えます。

また、関連という形になるかと思えますけれども、先ほどの来庁者用スペースの——今に関連しまして、身体障害者等用の駐車場のスペースをふやしていただくことができないかと考えております。現在、身体障害者等用駐車場スペース、俗に車椅子マークでございますが、これがついている駐車場のスペースは、新庁舎西側の駐車場では旧庁舎側寄りに1台ご

ございます。もう一カ所自動販売機寄りに、要するに今公用車スペースになっているところ
でございますが、こちらに1カ所増設をしていただくことができないものかと考えます。

理由でございますが、それは新庁舎のそちらの自動販売機側の入り口に車椅子等を利用さ
れる方がお声がけいただけるようにインターホンが設置されているんです。また、そちらの
入り口には車椅子も常設で置かれております。ところが、今の駐車場の場所からいきますと
対角線上になりまして距離的に長くなりますので、今公用車スペースになっているところ
にも車椅子マークの駐車場を1カ所ふやしていただくことができれば、より利便性が高まるの
ではないかと思うわけですが、この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 身体障害者用の駐車スペースにつきましては、新庁舎の西側
駐車場に現在1台分表示してございます。

ご質問の場所ですけれども、新庁舎の北側の入り口に近い場所への増設だと思えますが、
新庁舎の北側の入り口ですが、スロープはあるんですけれども、庁舎のドアが自動ドアでは
ないということでございます。車椅子を使用する方には、中庁舎の玄関の駐車場か西側駐車
場の既存の場所のほうがよろしいのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） おっしゃるとおりで、あそこは押し開きの大変重い扉というふうに
私は認識をさせていただいております。

そういう中で、次、今後質問させていただくものに触れていくような形になると思うん
ですが、この旧庁舎側です。こちらの扉は自動ドアになっていると思います。こちらのほうに、
そうしますと私は車椅子の設置をしていただくことができかつインターホンも設置をしてい
ただくことができれば、より一層よろしいのではないかと思うんですけれども、この点はい
かがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 車椅子の設置につきましては、議員さんのおっしゃるとおり、
南側の入り口にも車椅子は用意しておきたいというふうに思います。

それと、インターホンの設置ということでございます。これにつきましては、先ほど申し
ましたけれども、北側入り口のインターホンというのは自動ドアでないために、車椅子の方
がスロープを自走してきてもドアを開けることが困難なことから設置したものでござい
ます。

中庁舎の玄関と新庁舎の南側からは、入り口のドア、これは全て自動ドアのためインター

ホンの設置をしておりませんので、その辺についてはご理解くださるようお願いしたいと思
いますけれども。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それで、今新庁舎南側の自動ドアのところの入り口でございますが、
スロープをつけていただいておりますが、木でつくったスロープであるかと思ひます。お伺
いしましたところ、職員の方が手づくりでつくってくださったということで大変ありがたい
なと思うんですけども、ただ、時代の流れの中で足の悪い方もお見えになります。そうし
ましたときに、雨の日などつえをついて歩くのにも、ちょっと木で滑って危ないような気が
すると、こういうようなお声も伺っております。

そうしますと、車椅子等においても同じようなことが言えるのではないかなと思うんです
が、また雨の日には、やはりインターホンがないと自分で傘を差しながら車椅子でぐずぐず
やっているとびたびたになっちゃうというか、そういったことがあると思うんですけども、
そういった意味合いにおきましてインターホンの設置、それからスロープのほうを車椅子に
限らず、歩行者の皆様にも安心して歩いていただけるように、滑りどめ等の形での改善とい
うのを行っていただくことができないかと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その辺につきましては、インターホンにつきましては車椅子
で来られた方、足の不自由な方、雨の日ということでございますけれども、雨にぬれてしま
う可能性がございます。インターホンまでの間です。したがって、本来であれば、その
中庁舎の玄関、そこは上にひさしがついておりますので、そちらのほうのご利用がよろしい
んじゃないかなというふうに考えております。

それと、木製のスロープで滑りどめということでございますけれども、これにつきましては
は関係課のほうと現状を十分に確認して協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

そういうことでありましたら、スロープのほうをぜひお願いをいたしたいと思ひます。

それとまた、新庁舎への車の入り口が狭いというお声もいただいております。一方通行の
関係もございまして、商工会館前から庁舎に入るには商い資料館前の曲がり角を曲がらなけ
ればいけないということで、あそこが大変狭い。

それから、旧保育園側のほうから新庁舎に進入するには、現在花壇のような感じになって

おりまして、樹木とコンクリート柱が花壇の中に設置されているような形となっております。非常に進入路が、新庁舎へ入ってくる進入路が狭くなっております。

今も皆さんから狭いというお声をいただいておりますが、年齢を重ねてまいりまして、どうしても車を運転、みずから運転して役場へ来なければならないという方もふえてくることを考えますと、ここの部分を少しでも広くしていただくことができないかと思うわけですが、町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 庁舎と民家とのちょうど間が狭いということでございます。

これにつきましては、町のほうもあそこを拡幅したいということで土地・建物の所有者の方と現在協議を進めておるんですが、こちらにお住みになっていない関係上、お会いする機会が非常に少なく、お願いしているんですが、なかなか相続の方がお会いする機会が少なく、なかなか協議が進まないということでございますので、これについては町もこれからできる限り推進していきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町のほうでも何かお考えをいただいているということで大変ありがたいことだと思うんですが、待っていただいておりますと、どんどんどんどこ日にちだけがたっついていってしまうという、こういったことがあると思います。町民の皆様が事故を起こす前にできるだけ拡幅をしていただけて対応していただくということで積極的に地権者の方とお話し合いを進めていただきたいと思います。この点いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この関係につきましては、先ほど申し上げましたけれども、全然協議をしていないというのではなくて、こちらからお願いをしている状況でございます。

相手の方の同意がいただけるのであれば、そういう手続を直ちにとっていきたいというふうに考えておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、そうすると今のお話のニュアンスですと、ちょっとご理解いただくのが難しい状況に今あるということなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 個人の土地・建物ということで、町で強制的に実施するということが困難でございますので、相手方の意向も十分にお伺いしながら進めていかなければ

ならないということでございます。ですから、直ちにそれができるといようなことは決して断言できないような状況でございますので、そういう形でお答えさせていただいたものでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 土地の問題というのは、なかなか骨の折れる仕事だと思います。どうかよろしく願いいたします。

続きまして、大綱2、窓口や各課のカウンターにおける来客者、来庁者への町の対応方針についてお伺いをさせていただきます。

町では、さまざま職員の教育に取り組んでいただいております。最近、町民の皆様から役場は電話に出ると所属と名前を言うようになってきたとお声を伺っております。職員の皆様の努力を町民の皆様が敏感に感じ取ってくださっていることのお声と感じております。

しかしながら、さらなる向上を望まれるお声もあるのも事実です。特に役場来庁時や役場の関係施設を利用した際の窓口やカウンターを初めとする接遇対応に関するお声を伺っております。民間企業では、お客様との対応の仕方は一番重視されている部分ではないかと考えます。まず、町民の皆様が役場に望まれていることは何なのか、違うかもしれませんが私なりに考えてみました。

1、挨拶、2、笑顔、3、利用者の立場に立った誰に対しても平等な対応なのではないかと感じました。

町民の皆様は、手続や問題、困り事などが生じた場合に役場にお見えになることが多いと思います。心配や不安な気持ちでお見えになっていることもあると思います。そんなとき、挨拶をされ、笑顔で迎えてくださったらそれだけで安心できるのではないのでしょうか。そして、利用者の立場に立った、誰に対しても平等な対応、私はある意味、役場は町民に対してのサービス業ではないかと感じています。サービス業では、お客様を大切にすることや仕事が相手に伝わらなければ自分や会社がどんなに頑張っても会社の評価は難しいものとなってしまいます。自分の仕事が忙しいということも、会社が忙しいということもお客様には理解していただけないことも多いと思います。

それでも、お客様への感謝の気持ちで接しているのがサービス業ではないかと思っております。生意気なことを申し上げておりますが、まずこの点、来庁者への感謝の気持ちで接することが大切なのではないかと思っておりますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、窓口いろいろございますけれども、一括しまして総務課のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、本当に山田議員のおっしゃるとおり、同感でございます。

窓口の対応の方針というのは、特に書いたものとか、そういうものはございませんけれども、まず大事なことは窓口に来られた住民の皆様への対応として要望に素早く応えているか、あるいは誰にでも等しく公平に接しているか、また要望に沿った対応ができていないか、そして提供した役場の業務の信頼性、そういうものが重要だと思います。また、議員おっしゃるとおり、挨拶ですとか言葉遣い、身だしなみ、表情、そういうようなものが非常に大切なポイントではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。本当に課長さんのおっしゃるとおりだと私も思います。

その中で役場といたしましては、年間人事研修カリキュラムのようなものは作成されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 研修は、人材育成の基本方針というのがございますので、その中で研修、どういう研修がありますというようなことは定めております。年間の研修ですと、例えば、夷隅広域で行う研修、また自治研修センターで行う研修、そういうものはカリキュラム定めて計画的に実施しております。

接遇関係ですと、夷隅広域で実施しております接遇研修がありますので、役場に入ってから数年たった職員をこれも毎年定期的に派遣をしております。

そのほかに接遇に関しましては、新規採用職員を対象として、採用前に、3月の下旬に今年度は実施をいたしました。そして、また、これも夷隅広域になりますけれども、新採用職員の研修の中で、これは既に実施をしておりますけれども、その中で接遇に関する部分も含まれております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の研修をしていただいているということでございましたが、この研修はどのくらいの時間を電話ですとか接遇にとっていただいて、何時間ぐらいやっていたらいいのでしょうか。

それから、委託をしているというか、委託というわけではないですけども、夷隅広域でやっただいているということでございますが、新入社員で入られましたときには、町独自でたとえ1時間でも2時間でも直接町の町民に対する姿勢であるとか、具体的な部分もそうなんですけれども、きちっとそういった教育をしていくことも大事なのではないかと、そのように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず接遇研修、夷隅広域の接遇研修ですが、これは今年度は6月13日に予定されておりますが、これを1日かけて専門の講師を夷隅広域のほうで委託しまして実施いたします。

それとあと内部ですが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、この4月に採用された職員については、3月です。3月の説明会のときに、うちのほうの課長補佐のほうから指導しております。また、4月に入ってから、これも総務課のほうで内部でございますけれども研修を実施して、そういう話をしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 研修をしていただいているということでございますが、研修を実行に移していただかなければ研修はした意味がないと思います。

それで、私この通告書を出しまして、約半月近くの日がちがあったと思うんですが、大変恐縮なんですけど、役場の職員の皆さんの態度が変わりました。いい意味で私は変わったと思います。それは、役場のここにいらっしゃる職員の皆様、課長の皆さんたちが職員の皆様に直接そういうことをご指導なさったからではないかなと私はそういうふうに感じました。夷隅広域に頼んであるから、そこで研修を受けさせたから、じゃ職員がやるのかといたらそうではなくて、自分が日々お世話になっている、そこに仕えさせていただいている課長さんからの言葉というのが私は一番重いのかなと、本当にそういうふうに感じました。

そういう意味では、本当に日ごろから職員の皆様にそういったお声がけをしていただけるとよろしいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 何回も夷隅広域と言いまして、夷隅広域に丸投げしているわけでは決してございません。

やはりお金がかかりますので、郡内、郡市で実施したほうが、それは効率的でありますし、

新採用職員もそう多いわけではございませんから、そのほうが効率的で費用もかからないというようなことで夷隅広域で実施しているものでございます。

それとあと内部の研修ですけれども、研修いろいろございますけれども、一番効果がある研修というのは職場内研修、OJTとか言いますけれども、職場内でやる研修というのは一番あるというようなことで、それは常時改めて研修をするのではなくて、その上司が部下に対して、例えば、今こういう対応のほうがよかったんじゃないのとか、それはちょっとおかしいんじゃないの、そういう普通の仕事の中を通して職場内の研修、仕事を通しての職場内研修というのは非常に一番効果があるというふうに言われておりますので、それは管理職が責任を持って対応していくということを実施をしておりますし、これからもそういうふうにしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

山田久子君に申し上げます。

申し合わせ時間、あと5分です。お願いします。

○10番（山田久子君） はい。

まさしくそのとおりだと思います。私は課長さんの皆さんはいつも挨拶もしていただきます。皆さん、笑顔もすてきだと思っております。それを本当に職員の皆様が見習っていただければ本当にそれでよろしいのではないかなと感じております。

しかしやはり知らない人に挨拶をするというのは勇気が要ります。ですので、そのときにちょっと課長さんに背中を押していただくと、また挨拶をする習慣というか、声かけすることができてくるのかなとも思います。また、「笑顔は心の花」といったこと、この言葉を聞いたことがあります。来庁者へ職員の皆様の心の花を今まで以上に贈っていただくことができたらありがたいかなと、このように思います。

次に、最後に大綱3といたしまして、役場へ町民等から寄せられた相談や問題などで、そのときは条例や規則などで対応が困難であった案件や事件なども、その後の対応はどのようにしているのかということについてお伺いをさせていただきます。

議会議員は、町民の皆様からお寄せいただいたご意見や要望等、また議員自身が感じた問題点などを一般質問やその他の議会活動等を通し、町執行部へ訴えさせていただいておりますが、町職員の皆様は日ごろの業務を通し、さらに多くの問題点や矛盾点などを感じられていることがあるのではないかと考えます。それは、時の経過による変化の中でのものもあるかもしれません。また、少子高齢化や人口減少の中で新たな考え方や対応が求められるもの

もあるかもしれません。いままで以上に変化の早い対応が求められることもあるかもしれません。町民の皆様が安全で安心して暮らし続けられる町であるために、職員の皆様には常に問題意識を持ち、肌で感じたさまざまな思いを職員発で考え、改善していただくことができましたら、より早く町がよくなっていくことができるのではないかと考えるのですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、幅広いといいますか、間口の広い質問だと思いますけれども、まず例えば職員でいろいろ条例ですとか法令の解釈などについて問題、疑問等ある場合には、参考文献を調べたり県や関係する機関に照会を行って対応しておりますし、また場合によっては町で改正が可能なものであれば改正をすることも可能ですし、それ以外のものであれば郡単位ですけれどもいろいろ勉強会等ございますので、そういう中で担当者同士で話をするというようなことも可能でございます。

また、例えば、いじめですとか虐待、そういうものに関しましては非常に難しい問題ですけれども、そういうものはマニュアル等ございますので、町だけではなく、県ですとかNPOとか、そういうところも交えて対応をしている例もあるということでございます。

そのほか一番、もっと大きな問題になりますと、けさ議長さんの報告の中にありましたけれども、有害鳥獣の柵が今3戸以上じゃないと対象にならないというようなこと。あと柵の補修は補助対象にならないということで、そういう大きな疑問があるわけですけれども、そういうものに関しまして千葉県町村会、それを通しまして国に改善の要望等をいたします。そういうような対応をしております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） まさしく私も以前に有害鳥獣の3戸枠のことではご質問させていただきました。もっともっと個別の対応が必要ではないかというようなお話をさせていただきましたけれども、例えば、今のような形で本当に条例的なもの、規則的なものではない問題、問題を本当に今回県のほうに取り上げていただいているということは、本当にありがたいなと先ほどもお話を聞いていて思ったんですが、このように町民の皆様からさまざま相談いただいたものでできない問題、対応し切れない問題というのがあると思うんですが、そういったものをもっと積極的に日々というんでしょうか、まあ、日々というわけにもいかないんでしょうけれども、こういったものを検討して手を打っていただくという、そういう検討の場というものも持っていただくことができないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君に申し上げます。

申し合わせ時間が参りました。速やかに質問を終了してください。

○10番（山田久子君） わかりました。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで山田久子君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩、3時20分の開会とします。

（午後 3時11分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時21分）

◇ 吉野 僖 一 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 9番吉野僖一でございます。

今議長さんのお許しをいただきまして本日最後の一般質問ということで、皆さん、町を思う個々の議員さんのダブるところ多々あるかと思いますが、皆さん、町を思う気持ちは一緒でございます。総まとめということで一般質問をさせていただきます。

初めに、通告どおり人口減少問題についてお伺いします。

今後の人口減少問題についてどのような対策と対応をするのかお伺いします。

町長さんが三育学院の800人の全寮制の誘致について29年4月開校とのすばらしい計画のお話がありましたが、その後の経過報告等を昨年の6月議会で随時報告していただきたいと議事録にも載っていますのでご報告をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、吉野議員のご質問にお答えさせていただきます。

大多喜ダム跡地への三育学院の誘致につきましては、昨年の6月会議及び12月会議でもお答えしましたとおり、この計画は大変大きな事業で三育学院のほうで判断し決定することが最優先でございます。

本日もう既にほかの議員さんのご質問の中でお答えさせていただいておりますが、特に進

展がない状況でございます。また、進展があった場合は議会の開催時を待ってご説明するのではなく、地元を初め、議員の皆様にもできるだけ早くご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） そういうことでありましたけれども、さきに吉野議員さんの総元小学校と上瀑小学校の跡地利用とか、いろいろ質問されました。そういう施設も、できれば有効活用ということで、もしダムの方がなかなか難しいということであれば既存のそういう廃校って言ったらもう失礼かもしれませんが、有効利用ということでその辺のお考えは、今後話の流れでどうなるか、そういう検討も加味しているかどうか、ちょっとお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほど吉野議員さんのほうからご質問をいただいたのとほとんど重複しているものだと考えておりますけれども、あくまでも三育学院さんの判断を待っている状況ということで、総元小学校についてはこれから推進していく予定でございますので、現在の段階では三育学院さんには大多喜ダムの跡地の活用について検討していただいているというようなことが現状でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 三育学院のホームページで調べますと、全寮制は茨城の北浦三育中学校と、あと広島の方の中高一貫とか、その程度の全寮制のところがあるわけです。その辺で、せんだって国際交流の総会がありまして学長さんとちょっとお話したんですけれども、ダムの方は29年4月というのはちょっと無理かなという話はされておりました。そういうことで町のほうも一生懸命やっているし、その辺はここでやめます。

そのほかに、町としてほかのそういう人口増対策の計画がありましたら、お願ひします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜ダムの跡地につきましては、千葉県が所有する土地のため、町としては現在より具体的な計画は持っておりません。

○9番（吉野僖一君） ダムの方は計画ないということですね。わかりました。

続きまして、もしなければ12月議会で一般質問したときに、現代で言う職業訓練所みたいなことで絶対潰れない会社というか、そういうことで2,000人収容で雇用の問題も400人ぐらいあって、家族4人として1,600、合計3,600人の人口増が期待される施設ということで喜連川の社会復帰促進センターということで例に挙げたんですけれども、これもちょっと12月の

ときには全然考えていないという冷たい回答でありました。

できれば、できるかどうかはわからないけれども、一応森先生も法務大臣の経験者でありますし、その辺をもう一度、潰れない会社誘致、今企業誘致というのなかなかできないんで、そういう国の政策にのっとった施設、社会復帰促進センター、そういうことも1度、再度確認ということで手を挙げる気があるかないか。

(「それは多分要らない」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 喜連川社会復帰促進センターにつきましては、昨年の12月会議において答弁させていただきました。

地域住民の建設計画に対する理解を得ることが非常に難しいのではないかというふうに考えておりますので、町としては手を挙げない方針で変更はございません。

○議長(志関武良夫君) 9番吉野僖一君。

○9番(吉野僖一君) 今先輩議員からちょっと意見が出ましたけれども、町を思うのであれば、検討するとか、そういう答えが欲しいというのが私の気持ちでございます。

続きまして、道路整備について国道・県道・町道・区道等の今後の町の対応についてお伺いします。

各道路整備計画の現況について、お伺いします。

初めに、国道297号線羽黒坂トンネルについて再々度ということですがけれども、一応もう一度確認をします。よろしくお願いいたします。

○議長(志関武良夫君) 建設課長。

○建設課長(末吉昭男君) それでは、国道297号の羽黒坂のトンネルについて、これは県のほうで管理しておりますので、県のほうからお聞きした内容をご報告申し上げたいと思います。

羽黒坂のトンネルにつきましては、延長2.74キロメートルの横山バイパスとして計画されまして、昭和62年度から着手しているものの、用地取得の長期化など、トンネル部を含む1.64キロメートルの工事着手のめどが立っていない状況とのことです。このため、対策として現道を利用した大型車のすれ違い等に支障のない改良を行い、安全かつ円滑な交通をとりあえず確保したいとのことです。

現在の道路敷内で可能な擁壁工事に着手したところであり、継続して整備を進めることとしておりますが、あわせて横山バイパス、それについても用地取得に向けた情報収集をして

いくということでございます。

以上です。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今建設課長さんから県の今後の対応ということでお伺いしましたけれども、465の筒森のトンネルがあります。あれも完成しております。もう1分足らずであつという間に通過できます。

昨年の大雪のときに、中野新町に住んでいる人が君津のほうへ、市原のほうへ通勤している方がいまして、全部通行どめ、297だけが通行できるということで、297で帰って来たんだけれども、羽黒坂で大渋滞で、あそこで3時間待たされた。それがトンネルができておれば、今まで皆さん、るる人口問題でやって大多喜町を今後どうしようかということで通勤圏とかそういうことを考えると、そのトンネルができておれば、もっと町の活性化につながるということで、せんだつての自民党の大多喜支部の総会で豊田、参議院の先生がぜひトンネルで早くやりたいということですので素晴らしい意見を聞きましたので、その辺をまた先生方をうまく利用して、対応していただきたいと思います。

トンネルに関しては、一応豊田先生が素晴らしいご意見を言ってくれましたので、あとは勝浦とか、いすみとか御宿とか、皆さんとで一緒に、これは大動脈であります。圏央道は、本当はできているときに幹線道路ということで、あそこのトンネルはできておらなくてはいけないということで、私もさわやかハートちば5か年計画で2年間勉強させていただきました。そういうことは頭にインプットされておりますので今後とも皆さんの一致団結、力を合わせて早期にトンネルができるようお願いしたいということは私の意見でございます。

続きまして、2の県道について、177号線、勝浦上野大多喜線です。花生カントリーのところでございます。町民から西畑に5人の町議がいて、町長も西畑出身で何であそこがあのままなんだつて。

たまたま日商住販と花生カントリーということでゴルフ場が2つができるときに本当はできていなくちゃいけないのが、片方が途中でとんずらしちゃって現在に至っております。

ただ、三条、田代、弓木の区長さんも毎年土木のほうに陳情に行っているそうでございます。それで、去年地元議員さんと建設課長も一緒に土木のほうにお願いに行っております。

その後の経過について、建設課長さん、ちょっとお願いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは続きまして、県道勝浦上野大多喜線の進捗状況について

土木事務所さんのほうからお聞きしてございますので、ご報告させていただきたいと思いますが、この道路につきましても、未改良箇所の幅員が特に狭く、線形も屈曲部が多いことから地元からも非常に要望をいただいているという箇所でありまして、平成26年2月の雪害時にも倒木及びのり面崩壊も発生し、防災の面でも対策が必要なことは十分認識していらっしゃるということでございます。

そして、26年度から未改良区間の320メートルの調査・設計を進めているということでございますので、そして、今後も事業を推進していきたいということでありましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

先ほど町長さんにもお伺いしましたが、話が進んでいるからということでありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

177号線の中野の郵便局のところから大道橋のところの歩道の整備です。その辺も営林署もありますし、ちょっとということだったんですけども、地権者がちょっとへそを曲げられまして、その辺も今後土木のほうと相談しましたら、地元説明をもう一遍やらせてもらいたいということで。あと営林署は、来月の15日、国有地なんで何か競売になるそうです。そういうことも心配なんで、土木のほうにも話はしました。その辺も今後皆さんと協議して進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして、3の町道と区道について。

これは、救急車や消防車両の大型化に伴い、道路幅員以外においても道路上、または繁茂した雑木、生け垣の垣根の張り出し等により進入困難な箇所が多い場所がありますので、今後の対応についてお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それにつきましては、昨年12月にもお答えしているかと思ひますけれども、雑木、垣根の張り出しについてということでございますけれども、樹木の管理はあくまでも所有者ということになりますので、所有者に処理していただけるような形でチラシの配布、あるいはホームページ等掲載しておりますけれども、そういうもので、また告知をしていきたいと思ひしております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 区長さんが毎年かわっちゃいますので、区長会の際に救急車両が入るように町のほうから要望とか、そういうことをしないと、なかなか話が進まないと思います。

それで、板谷地区のほうの入り口が狭くてということで、前の区長さんが、吉野さん、やはり境のことでなかなか話がうまくいかないんで、後でまた質問しますけれども、地籍調査を早くやっていただければ、その辺もなかなかクリアできるんじゃないかということで、前の区長さんがそういうことも言われておりましたので、今後高齢化社会で救急車両、ここへきて大きな火災が何件かありまして、そういうことを考えますと、消防団員も少ないし、広域消防のタンク車とか中野のタンク車なんかもスムーズに入れないと初期消火ができない状態でありますので、今後とも区長会等そういうときに、町のこういう要望は、できれば町のほうからもプッシュしていただければいい方向に向かうんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、地籍調査について、その後の対応についてお伺いします。

今後の調査計画と住民説明会についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは、地籍調査の関係につきましてですが、平成26年度及び平成27年度において今後の調査計画を策定し、大多喜町第3次総合計画に反映できるように今進めている状況でございます。

それと、住民説明会についてでございますけれども、それにつきましては実施の段階に至った時点で関係者に説明してまいりたく考えておりますので、計画を策定した時点ではなくて、実施の前に説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

その件につきまして過日課長さんに電話しましたら、町のホームページに詳しく出ていますということで、それはホームページの一番初めのページに出ていればいいんですけれども、くらしの何とか、そこをやらないとちょっと探しづらいです。できれば、地籍調査については一番初めの画面のどこかに入れてくれば、皆さん、関心のある人はクリックして点検、検索できると思うんで、その辺はわかりやすい場所をお願いできればと思います。すごくよくできていました。

続きまして、地籍調査アドバイザー派遣依頼について、これは昨年私も質問しましたけれ

ども、その辺についてよろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 地籍アドバイザーの派遣につきまして、昨年6月中旬に1回お願いしまして相談させていただきました。その結果を踏まえまして、現在長期計画を策定中でありまして、今のところ、アドバイザーを養成する考えはありません。もう1回呼びまして相談させていただいて、それをもとに今現在策定しておりますので、1回で一応終わりにしております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 建設課長すぐ動いてくれて、アドバイザーに相談、アドバイスを受けたということですが、建設課長さんから相談したら、町のホームページに出ていますからということ進捗率、大多喜町は13パーセントなんです。全国的にもレベル相当低いんです。千葉県ちょっと、一宮は終わっちゃっているし、睦沢は10カ年計画で動いていますんで、できましたら、中野新町ということでも前も質問したことがあるんだけど、なかなかそういうことはできないと言うんだけど、実際老川地区は葛藤終わって、今小沢又って飛んでいるんです。小沢又はやっちゃっているわけです。できれば、中野新町も本当にあと5年たったら人がいなくなっちゃうんで、今だったら何とか間に合うかなって感じなんですけど、特例で、中野新町、鉄道もありますし、国道・県道もありますし、基準点もありますよね。その辺特例で中野新町近辺、まあ、町長さんも生まれたところでよく知っていると思うんで、その辺特例でできるかできないかを私も先がちょっと長くないんで、ちょっとその辺をできるかできないか。まあ、できるようにしてほしいんだけど。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） その件に関しても前にお答えしたかと思いますが、特例とか町長が生まれたところとかって、そういうことは別として、費用とか経済的な面とか実施時期とか日数です、正確性はどっから行っても同じなんでしょうけれども、最後行って合わないものはできないと思いますけれども、地面のつながっていつているところから随時追っかけていくというふうな形で今計画中でございますので、特例という形で中野をということでは今全然考えておりませんので、逆にそういうところは私も私も特例でということになりますと特例だらけになって結局もとへ戻っちゃうんじゃないかなと、振り出しにということでお考えいただければと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 大変勝手な質問ですみませんけれども、たまたま177号線の歩道整備がありますんで、当然地籍調査やりますよね。だから、その辺でついでというか、たまたまもとの局のところ、君塚さんが土地を売ったということで、隣の磯野さんも自分で地籍調査やったわけです。やっぱり十何万かかるわけです。だから、そこら辺が中野も結構そういうところがポイントポイント住んでいるところがあるので、やる気があればそんなに時間はかからないんです。

だから、ついでというか、そういう歩道整備とかありますんで、営林署のこともあるし、歩道整備のこともあるし、できましたらご検討、見直しをよろしく。これは要望でございます。一応これで終わります。

続きまして、次の今後の長期計画についてお伺いします。地籍調査の件でお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 今後の長期計画ということでございますけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、昨年度と本年度で今長期計画を策定中です。策定中ですので、それでご理解いただきたいと思います。

○9番（吉野僖一君） そうですか。じゃ、来年はどうかのとまだはつきり言えない。老川の続きで延長でということやるわけですね。でも、老川地区は、大分これ見ると国有林がいっぱいあるので、そんなにはかからないと思うんだけど、よろしくお願いします。

続きまして、時間もあれなんで、町有財産管理についてお伺いします。

2カ所の廃校の有効利用について先ほどちょっと触れましたけれども、もう一度確認ということで総元小学校と上瀑小学校の有効利用、有効活用ということでお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

吉野僖一君に申し上げます。

あと持ち時間5分ですから、よろしく。

○9番（吉野僖一君） 了解です。

○議長（志関武良夫君） どうぞ。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、吉野一男議員のほうからご質問があってお答えしたとおりでございますけれども、同様でよろしいでしょうか。

○9番（吉野僖一君） それについては、できましたら三育学院さんをうまく使ってくれば一番いいかなと。お互いに町も三育学院さんもいいと思うし、ほかにまたいろいろ案件があ

れば別ですけれども、できるだけ有効活用ということで、せっかくの施設、伝統ある教育現場ですけれども、それをうまく活用していただければ、先祖の皆さん、地域の皆さんも喜ぶということでもよろしく対応を願いたいと思います。

続きまして、最後になりますけれども、老川に町営のテニスコートがありまして、過去に一般質問でしたことがあります。その結果を、何か売却できたらしいんですが、ちょっと私が勉強不足で知らなかったのもので、その件についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、老川テニスコートについてご答弁させていただきます。

老川テニスコートは、昭和59年に老川地区の地権者のご協力によりまして建設し、運営してまいりましたが、平成18年9月に廃止となりました。その後、行政財産から普通財産へ種別がえを行い売却する予定でありましたが、地籍調査による登記の遅れなどにより売却ができませんでした。

平成26年8月によりやく地籍の登記が完了したので、平成27年2月に売買契約を締結し、売却をいたしました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これは、幾らぐらいで売れたんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 売却の金額でございましてけれども、売却の用地の面積が2,929平米あったんですが、テニスコートといいますと雑種地扱いになりますので、宅地の2分の1の価格になります。ただ、2,929平米のうち915平米が山林扱いになりますので、現況課税ということで山林課税ということで、合わせまして313万3,127円ということで売却をいたしました。

（「313万」の声あり）

○生涯学習課長（関 晴夫君） 3,127円です。

○9番（吉野僖一君） これは1人の方が、前に管理をされた方でよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 老川地区の方に相談いたしましたところ、よそから来た方に入られてもまた困るというお話もございましたので、地元の方に売却をさせていただきました。

た。

○9番（吉野信一君） ありがとうございます。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（志関武良夫君） 吉野信一君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

あす8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会とします。大変お疲れさまでした。

(午後 3時50分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成27年6月8日(月)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	吉野敏洋君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第42号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第43号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第44号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 7 請願第 2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第4号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

議員各位を初め、執行部職員の皆さんには、昨日の本会議に続きまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（志関武良夫君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願いたいと思います。

◎答弁の訂正

○議長（志関武良夫君） 答弁の訂正ですけれども、昨日の一般質問で山田久子君の質問に対し答弁の訂正をしたい旨の申し出があり、これを許可しました。

発言を許します。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、昨日の山田議員の質問の中で、夷隅広域の今年度の接遇研修の期日を6月13日と申し上げましたけれども、正しくは6月12日ですので、訂正させていただきます。

どうも申しわけございませんでした。

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分となります。

通告順に従い、発言を許します。

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 8番、渡邊でございます。

昨日に引き続きまして、通告に従いまして質問させていただきます。よろしく申し上げます。

町道黒原上野線について伺います。

この件につきましては、長年、平沢区として区の要望を行っていたのですが、思うような回答は得られなく、ここ数年、要望から外れておりました。

そこで、何で今さらと言われると思いますが、この町道については、地図上では東側に国道297号線、西側に県道177号線があり、ちょうどこの黒原上野線に当たります道路は中央に当たる道路であります。通常は、普通から考えれば中央のほうが生かされると思いますが、当時は、はっきりしたことはわかりませんが、国道・県道が両端に通っているので、真ん中は必要ないだろうということで今の状態になってしまったような話を聞いております。

何で今さらこの話を持ち出すのかととられると思いますが、この町道につきましては、工事の始まったのが昭和の多分30年前後だったと思います。それで、私の父親に当たる方たちが区の働き手でありまして、大多喜町と勝浦市の境にあるトンネルがこの問題になっているトンネルなのですが、必要であり、工事が必要となりまして、その当時、トンネルの工事に携わっておりました。

今のような工事内容とは思いつきませんが、全て手作業で行っておりました。私はちょうど小学校低学年のころとっておりますが、たまたま母親に頼まれて弁当を持って行ったのが思い出されます。そのときに目にしたトンネル工事の光景は、今であれば大きな重機が入って、人手はそんなに必要なく、短期間であつという間にトンネルもできてしまいましたが、その当時はまだ機械もほとんどない状態で、工事に使った道具といえば、つるはしとかスコップ、あとそれに土砂を運搬するための唯一機械という機械はトロッコであつたと思います。トンネルの中の土砂を運び出すのに使われていたと思います。そんな状態の作業でしたので、ちょっとしたトンネルでも1年ではとてもできなかったと思います。多分数年かかって完成したと思います。

そんなことを目にしているのです、やはり今の状態を目にするに当たり、このトンネルが何もなく通行できたらなという思いでいます。申しおりましたが、このトンネルも開通後数年でトンネルの中が崩落してしまい、前にも述べましたように、3本の道路が並行している

ため、真ん中は必要ないだろうといったぐあい、そのままになってしまったと思います。

当時は余り車もないというか、一般の家では、まず車の免許を持っているという人もほとんどいなかった時代ですから、その後、現在のように、一家に三、四台持っている時代でありますから、この道路が使用できていたら地域の産業等、大分違っていたのではないかと思います。

また、前にも述べましたように、区でもその必要性から町への要望を続けていたわけです。隣の勝浦市へ行く機会も少なくなり、用事があっても遠回りなので、よほど重要でなければ行かないような状態です。最近では、病院とかそういうところに行く場合には、鴨川方面とか勝浦市にも大きな病院がありますが、余り使わないような状態です。

今の道路が通れるような状態であれば、勝浦方面から千葉方面、特に最近開通した圏央道へのインターへは平沢区、弥喜用、紙敷を経由で行けば、別ルートとして短時間で行けるようなルートになります。車の通行が多くなることにより、地元平沢含めて、宇筒原、百鉢、弥喜用、松尾、紙敷、あるいはその近隣の部落に対しても、産業もさま変わりするのではないかと思います。

昨日の質問に関連しますが、大塚山の近くを通過しており、その周辺には平沢ダムもあります。この後に質問項目に入っておりますが、そのような、まだまだこれから手を加えれば何か生かされるのではないかと思います。そのようなところも存在しておりますので、また今ちょうどピークだと思いますが、蛍ウオッチングですか、昨晚もちょっとどのような状態なのかなと思って、家から足の運動を兼ねて、たけのこ村まで歩いて行きました。ふだんのシーズンよりもちょっとことは早く蛍が出ておまして、やっぱり来るお客も敏感なんですね。もう大分、駐車場も満杯に近い状態でありました。

このような思いのある黒原上野線について、大多喜町として、この道路についてどのようなお考えがあるか伺いたしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま町道黒原上野線の開通についてということでご質問をいただきましたけれども、この道路につきましては、花生カントリークラブの東側を通っております。その外には、さっき議員さんがおっしゃいましたように、国道297が通っているということでございますけれども、この道路を通りまして、勝浦市の赤羽根地先へと通じるような道路かと思っております。

その道路ですけれども、さっき議員さんおっしゃいましたそのトンネル、素掘りのトンネルですね、東祝沢トンネルというのがございまして、内部はやっぱり余りよくなくて、剥落、石が落っこったりなんかしているというような状態が平成8年ごろにありまして、その時点でもう全面通行止めをしているというような状態です。危険でちょっとまずいということもありまして、その時点で町道からそのトンネル部分を除外してございます。

ほかにも町内には全部で25のトンネルがあります。そのうち東祝沢のような素掘りのトンネルが4カ所、橋梁についても90橋ぐらいございます。今後そういうものを維持管理をしていかなくてはならないというようなことが、平成24年の笹子トンネルの事故がございましたけれども、その事故以来、そういうものについては5年に1回点検をなさいよというのが義務づけられております。

この道路は、大多喜町側だけではなくて、さっきもおっしゃいましたけれども、勝浦市側が約3キロメートルぐらい、勝浦市側の天津小湊夷隅線といいますか、向こう側の主要地方道のほうへ出るまでに約3キロほどあるわけですけれども、そこに至っても幅員が非常に狭く、カーブも非常に多いという、あそこを通すに当たりまして、その辺も改良が当然必要になってくるんじゃないかなと思っております。

西側に勝浦上野大多喜線というような県道がございまして、その県道につきましても、きのご質問にもありましたけれども、皆様地元のほうからご要望をいただいて、県のほうも鋭意努力していただいて、改良も大分進んできているというようなこともございますので、その道路につきまして、また今後、勝浦市との協議も十分な詰めをしていかないといけないかなと考えておりますので、その辺もまた勝浦のほうと協議していつてみたいとは考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今の答弁の中で、大多喜町だけではちょっと維持管理とかそういうものについて非常に難しいというようなことでしたが、実は私も勝浦市の議員さんとお話しする機会がありまして、私もやはりどうしてもこの道路が今話したように開通してもらいたいという気持ちもありましたし、当初は何か勝浦市側のほうでも何か土地の問題とかそういう問題でなかなか話が進まなく、平沢区だけの要望でなかなか進まないというような状態が続いていたようです。

ちょっと勝浦市のほうとそういう話をする機会がありまして、お話ししたところ、勝浦市

側もできればぜひやりたいというようなことも話しておられたので、できれば勝浦市側との調整もしていただけたらなという気持ちもございしますが、その辺どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 今申し上げましたけれども、その辺につきましては、勝浦市さんのほうとお話をさせていただきまして、その辺のお考えをお聞きしたいとは思っています。

以上です。

○8番（渡邊泰宣君） 町長、その辺どういうお考えですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長の答弁したとおりでございますけれども、1つは本町にも橋は90橋と、大変トンネルも多くありまして、維持管理は大変厳しいところでございますけれども、優先順位ということがあります。

そういう中で、勝浦市さんのほうは、やはりその道路がどうしても必要だということも、そういう考え方もあれば、本町もそれに答えないわけではありませんので、何よりも勝浦市さんとまず協議することが重要であると思っています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） どうもありがとうございました。

私も、本町だけでどうこうするということは非常に難しいなという課長さんの答弁のとおりだと思いますが、このトンネルを開通することによって、勝浦市側の大きなイベントとか、例を挙げると、ひな祭りですか、その辺のイベントとか、大多喜町のお城まつりとか、そういうイベントのときにも多少、今までのルートとは違う道路が開通するというので、よりその辺にある程度お客さんが立ち寄っていただけるのではないかなというような気持ちもありますし、また市原市のほうに抜けるにも割合とスムーズに行けるような道路になっております。

紙敷地先の市原市との境にも立派なトンネルがありますよね。そういうトンネルがあるので、きれいになっているので、できればそういう方面の新しいルートもできるのではないかなという思いもございしますので、ひとつ勝浦市側とのいろいろお話し合いをしていただきまして、なるべく早い時期に開通できればなという気持ちでございしますので、ひとつよろしくお願ひします。

続きまして、平沢ダムのことについて伺いたいと思いますが、平沢ダムは完成してから約20年はたっていると思いますが、ダムの目的が鉾毒ダムということで、当初なかなか観光利

用とかに生かせないということでありました。

そこで現在は、どこでも同じですけれども、ああいうダムができるとか、池があるとかというところにはほとんど、ブラックバスとか、あるいはブルーギルとかそういうものが、釣りを楽しむために、業者か何かわかりませんが、放流して、その魚が繁殖してしまっていると、そういうような状態であります。釣り客は楽しい思いをしていると思いますが、一般の人はなかなかそういう興味がなければ、余り好ましくないと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうような状態であります。

また、釣りに来てくれるお客のマナーもいい人もあれば悪い人もあって、釣りの糸を草むらに絡まっちゃうと捨てていくというような方も中には見えるようで、周りに管理している人も大分苦情があったように思います。

その辺のこともありますし、またこのダムの目的であります、夏のさっき言った鉋毒ダムということで、渇水期に当然放流をしますが、その他の季節には放流をしないのが通常のこのダムの目的ではないかと思いますが、あるとき季節の、多分、梅雨前か5月の田植えの前だと思いますが、集中豪雨対策ということで放流をしているのを見て、ただ放流するのは不自然ではないかと、放流水を発電のほうに利用できないのかという声を聞きました。

これは、そういう気持ちを私も感じておりました。こんな発電所があると聞きましたが、日中放流して、発電利用して、夜間その放流した水を再度深夜電力を使って放流水をくみ上げ、また翌日ダムに戻した水を放流して発電をするというような発電所もあるとは聞きました。

比較になるかどうかわかりませんが、兵庫県にある奥多々良木ダムの発電所は、その方式による発電所で、このダムは国内最大の揚水発電所のようなようです。揚水発電とは、さっき言いました夜間の比較的電力供給の余裕のある時間帯の電気を使って水を上部にくみ上げ、たくさん電気を昼間にその水を下部に落として発電するというような方式の発電所のようなようです。ちなみに、この発電所は最大級ということで6基の発電機を備え、発電機1基を発電し始める時間は、ダムからの放流開始後約3分で電気を送ることができるというような発電所のようなようです。

このようなことで、できたらそういうものにも活用できないかなという思いもありまして、このようなダムについての町のお考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 平沢ダムの利用についてということですが、平沢ダムについ

ては、平成11年から千葉県土地改良財産管理規則により、町が管理を受託しています。

夷隅川の塩分濃度が500 p p mを超えた場合にダム水を放流し、農作物に被害を与えないよう希釈し、農業生産性の向上と農業経営の安定に資する農業用ダムです。塩分濃度の観測所は八声地先にあります。このほか、平沢宇筒原をかんがい区域とする小川用水組合もダム上流に堰を所有しているため、農業用水としてダム水を使用しています。

また、過去3度ほど、夏の渇水期に河川環境の維持を目的に放流していますが、塩分濃度の上昇による放流はありません。

本年度に入りまして、県から土地改良区理事長宛てに土地改良施設に係る多目的使用についてという文書が通知され、施設の管理、運用、使用は関係法令厳守とともに、本来の目的を妨げないことを条件に、可能な範囲で多目的使用を承認する文書が發送されております。このようなことから、平沢ダムも過去に多目的使用の検討はいたしましたでしたが、実現に至っておりませんでした。今回このように国・県も方針を転換してきましたので、平沢ダムについても多目的使用について、地域振興やダムの維持管理経費の面から考えてみたいと思います。

また、ご指摘の日中放流して発電し、深夜電力を利用してくみ上げ、発電と深夜電力の差で運用する方式ですが、先ほども兵庫県の例がありましたけれども、ほかにも実施しているところがあると思いますので、調査してみたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、多目的利用ということではありますが、電力以外にその多目的ということは、何かのほかの利用方法があると思いますが、その辺の利用方法というのはどんなものですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） まず過去に、農林課のときに、簡易釣り場で協議もしました。また、湖面にソーラーを浮かべてメガソーラーというのも検討しましたがけれども、あとカヌーのボートとか、レスキューの訓練とか、また周辺植栽して観光用にするとか、そういう例がございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） いろいろな用途にも、国のほうでも緩和してできるということですが、町長、この多目的利用ということでは何か、考えを伺いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 平沢ダムにつきましては、何らか、あのままで置いておくというのは非常にもったいないなというのは前々から考えていたところでございますが、じゃ何せどういうものに使うかというものは、今課長の答弁にもありましたけれども、いろいろ検討してきたところでございます。

要は、町としては、できれば委託事業でやれるのが一番いいと思っているんですね。そういうことでいろんな業者にも見てもらってもいます。ただ、なかなか実現に至っていないのが現在のところなんですね。

それで、だんだん利用目的をもう少し幅を広げていただきますので、これからまたさらにいろいろ公募をしまして、そういういろんな事業を見まして、町にとってどれがいいか、また地域にとってどれがいいか、そういったことをもう少し時間をかけてやってまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 私は当初、発電所が一番、ダムであるから発電所がいいかなというような気持ちもありましたけれども、面白峡の水力発電につきましても、ちょっと思わしくないというような状況もありますので、よほど真剣というか、調査を十分にさせていただいて、また面白峡の反省というか、よくなかったというか、結果的にうまくいかなかったところを十分に酌んでいただいて、ほかの利用方法があるようですが、含めて、いろいろと検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 渡邊泰宣君の一般質問を終了します。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 次に、11番野中眞弓君の質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 11番の野中眞弓でございます。

私は2点、きょうは一般質問をさせていただきます。

1点目は、来年度使う中学校の教科書の採択について。2点目は、定住促進事業の拡充についてということです。

まず、1点目の来年度使う中学校の教科書の採択についてです。

ことは戦後70年、節目の年になります。多くの国民が、安倍自公政権により、今まで平和であった日本という国が、きな臭い方向に大きく変えられようとしていることに危惧の念

を抱いております。

自民党と公明党は右手で、ハードウェアである戦争への法整備。しかもその名前も与党は平和安全法制という名で呼んでくれということで、戦争の準備をしております。そして左手でソフトウェア。戦前そうであったように、戦争にみずから志していく人間づくりのために、どこを狙っているかという、教育の改変です。教育基本法、学校教育法、そしてことしの4月には地方教育行政法と教育をぐんぐん変えております。

ことしは、この教育について言えば、来年度から4年間使う中学校の教科書を選択する年であります。学校で使う教科書を選択に当たり、多くの先進国では、教科書を選ぶのは学校や教員だそうです。日本も戦後間もない間は教員や学校に選択権があったそうです。しかし、徐々に教員や学校の教科書選択権が狭められ、今では教育委員会に採択権があるとされております。

そこでお伺いいたします。教科書採択のシステムがどうなっているか、簡単にわかりやすく、短時間に説明していただきたいと思います。私たちはなれておりませんので、専門的な用語とかそういうのでばばばとやられると全く理解できないのです。よろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） うまく説明できるかちょっと不安ですが、教科書採択システムの簡単な説明ということでございますけれども、小学校・中学校の教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって定められております。

教科書は4年ごとに改定されまして、その都度、採択がえを行うこととなります。昨年度は小学校の教科書を採択し、今年度は平成28年度から中学校で使用する教科書の採択の年となります。

無償措置に関する法律の第13条によりまして、県の条例で定められた大多喜町、いすみ市、勝浦市、御宿町で構成される夷隅採択地区で、種目ごとに同一の教科書を採択することとなります。採択の権限は、市町村立学校の場合は教育委員会にございます。夷隅採択地区では夷隅採択地区協議会規約にのっとり、夷隅採択地区協議会を設け、ここに学校の教員からなる調査員を置きまして、共同で調査・研究を行ってまいります。静ひつな採択環境を確保するために、無償措置に関する法律で定められた採択の期限である8月31日までは、協議会等の委員名、日程等は非公開となっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 調査員が教員によるということは妥当だと思います。教員は、ともに授業をする生徒の実態や理解度、興味関心をよく知っています。毎日教科書を使っています。ですから、今使っている教科書をもとにして、内容的にも時間的にも合理的に教科書を比べることができますので、いいと思います。最終的に決定するのはどこなんでしょうか。確認いたしたいと思います。

それと今、課長は、地区の採択協議会でということをおっしゃいましたけれども、4年前の採択のとき、沖縄で大もめになって、今度から各市町の教育委員会ごとに採択するというようなことを沖縄の知人が、ちょうどその竹富町というところにたまたま大学の後輩がいて、つい先日、あの件どうなったっけと言ったら、いや、かくかくしかじかで、ことしからは教育委員会ごとだから竹富町独自にやるようになったというようなことを言っていたんですが、夷隅地区では、従前どおり採択地区協議会方式でおやりになるのでしょうか。

そしてもう一つは、そのときの、最終的にもいろいろな意見が出て拮抗したときに、これだと決断を下すのは誰なんでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） まずは、1点目の最終的な決定権者は、これは教育委員会になります。

先ほどもご説明申し上げましたけれども、夷隅採択地区協議会には、その中に調査員の方、57名ですが、その方が教員ということで、その方が詳細に調査・研究をされまして、採択のもとになる資料を作成して、夷隅採択協議会において協議をして、最終的には各市町村の教育委員会が決定するようなことになります。この地区では、大多喜町では従来どおりというような形でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、その地区協議会で教科書についていろいろ検討して、それを各教育委員会に持ち帰って、各教育委員会が決めるという形なんですか。そんなふうを受け取ったんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） そのとおりでありまして、夷隅採択地区協議会で案をつくりまして、最終的に市町村の教育委員会が決定するということになります。

(「わかりました」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 文科省は、4月7日に平成28年度使用教科書採択についてという通知を出しました。この通知の骨子について、これもまた簡単に、あるいは問題となるようなことがありましたらそこだけでも結構ですが、説明していただけますでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 教育課長。

○教育課長(野口 彰君) 文科省通達の骨子ということでございますけれども、平成28年度使用教科書の採択については、平成27年4月7日付、文部科学省初等中等教育局長通知が、同じく平成27年4月7日付、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知が出ております。

内容は、主に平成27年度の教科書採択の方法の確認と、教科書採択の公正確保と、採択方法の改善についての通知であります。

幾つか例を挙げてみますと、1つ目といたしまして、採択教科書の決定に当たっては、採択権者の責任が不明確にならないよう採択手続の適正化に努めること。

2つ目といたしまして、静ひつな採択環境を確保するため、採択に係る教育委員会の会議の公開、非公開を適切に判断すること。

3つ目といたしまして、調査員等が作成する資料については、採択権者である教育委員会の判断に資するよう、一層充実したものになるよう努めること。

4つ目といたしまして、保護者等の意見を踏まえた調査・研究の充実に努めること。

5つ目といたしまして、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に努めること。

6つ目といたしまして、教育委員が教科書の内容を吟味することができるような環境を整えること、などでございます。

以上です。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) その中で気になるような条項はありませんでしたか。

○議長(志関武良夫君) 教育課長。

○教育課長(野口 彰君) 見させていただいた中では、特にそのようなことはございませんでした。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 私は、実は担当からいただいたんですが、その中で2つ、おやと思ったことがあるんです。

1つは、静ひつな環境で仕事をしてもらうためにということで、公開、非公開の問題ですが、できるだけニュアンスとして非公開でやったら、もしも公開して騒がしいようだったら警察を呼ぶよということを言っているんです。教育のそういう現場に、文部省がのっけから警察を呼ぶということを明記していることについて、恐ろしさを感じました。

伺いたいのは、この国の主権者は国民ですから、どんな場でも国民に公開するというのが原則ではないかと思うんです。それで、今回のこの教育委員会会議を公開する考えはあるかどうか伺いたいと思います。

もう一つ。調査・研究については、教育委員が適切に選べるように数も用意しなさい、技量のある専門性を有している人を選びなさい、それから資料も充実させなさいと言っているながら、採択者の責任を明確にしなさい、つまり教育委員の責任を明確にしなさい。そのためには、その資料が、首位の教科書とか上位の教科書などから選ばなくてもいいというような、そうであっても教育委員の判断で選べと、そういうことがあります。

教育委員の、この中に議場でいらっしゃるのは、教育長が教育委員でありますけれども、伺います。先生はアスリートでしたよね。体育の先生でしたよね。体育の先生が今課題になっている歴史教科書、公民教科書、社会科の教科書を選ぶとき、社会科の教科書は平均で270ページ、そして20点の教科書が展示されます。この社会科の教科書だけで約5,400ページ。

きょうこの例規集がロッカーに入っておりました。この例規集を例にとりますと、去年の例規集は2,109ページ、これをぺらぺらっとめくりましたら2,215ページ、ふえておりました。つまり、この例規集2冊分よりも多いのを、体育だけやっていらっしゃった先生がお読みになるというのはどうでしょうか。あるいは教育委員の方には農協さんだとか、JRの職員さんだったんでしょうか、JTですか、教育とは離れた職業に人生の半分以上を携わってらっしゃった方もいらっしゃいますが、その方たちが教科書全部、見なきゃいけない教科書を合わせると2万4,000ページにもなる教科書群です。これの11冊分です。

先生、社会科だけでもこの2倍プラスの、お読みになって、どれがいいのか比較検討するというのは、実際どうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 野中議員さんが、私が例えば社会科の関係の教科書を全て読んで、そこで判断できるかということでは、できるはずがありません。それは社会科だけではなく、国語とか美術、それから社会科でも公民、歴史、地理、さまざま、理科、あらゆる教科書が教科書採択されるわけですから、教育委員は大多喜町で5人今おりますけれども、全ての教

育委員が、その教科書を全てを読んで、一番多い教科書の会社が入っているのは、8社の教科書会社が入って、この中から一番、この夷隅管内で子供の教育に一番適した教科書は何かということを選ぶわけです。これは教育委員だけではとてもできません。

そこで、先ほど野中議員さんが、昔、学校や教員が選んだというお話が、日本以外ですね、学校の先生が選んでいるというお話がありましたけれども、教育委員が採択をして決定はいたしますけれども、教育委員が一つ一つの教科書を読んで、これが一番ふさわしいとか、ふさわしくないとか、これは物理的にもうできませんので、それはこの採択協議会で今、夷隅管内のそれぞれの国語は国語の専門の先生をお願いして、調査員という形でそれぞれの教科について5人ずつ、毎日、子供たちの前に立って国語を教えている先生方がそれぞれの教科で5人ずつ、中にはもうちょっと少ない教科もありますけれども、最高5人の先生方を調査員ということでお願いして、その先生方が何回か会議を開いて、この夷隅管内の子供たちに一番ふさわしい教科書はどれかということで選んでいただきます。それを採択協議会に上げていただいて、それをもとに教育委員会が採択をするというシステムになっています。

それからもう一つ、公開するかどうかというお話がありましたけれども、この教科書を選ぶということは、教科書というのは教科の主たる教材として、学校教育において重要な役割を果たしているものですから、それが条件として静ひつな環境、静かで穏やかで、この教科書が本当に夷隅管内の子供たちの教育にふさわしいかどうかというのを、傍聴することが可能になりますと、いろいろなお考えの人が入ってきて、例えばあの委員がこういう発言をしたとか、この委員がとか、あるいはそれがひとり歩きをするようなことがあったり、あるいは先ほど警察をとかといった発言がございましたが、夷隅管内には全くそういうことはございませんが、あるいはその静ひつな環境を壊される部分もあるということで、今現在、非公開でやっております。公開しているところはほとんどない現状だと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 議会も傍聴を認めて、傍聴されております。基本的に皆さん大変静かに、穏やかに聞いておられます。それこそ、そういうことを徹底させる中で、国民には全て公開していくということが原則ではないかなと思うんです。でも、時間がないので、公開の方向でこれから先検討していただくことを要望して、この件についてはそれで終わりますけれども。

確認します。大多喜町では、教員からなる調査員が出した報告書を基に、教育委員が審議

をして、教科書を採択をするということですね。しゃにむにそういうものを無視しろみたいな、この文部省通達をしんしゃくしてやるというようなことはありませんね。今の答弁だとそういうふうに取り取りましたけれども。

私が心配している首位の教科書、あるいは上位の教科書の中から、選択、採択、選定することなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、当該評定、要するに教員グループが出した評定に拘束力があるかのような扱いはしないことという通達、要するにこれは、教員がどんな答申をしても無視をしていいんだよというような、そういうことは大多喜町においてはありませんというふうにとってよろしいんですね。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 先ほども申し上げましたように、教育委員が全ての教科について明るくはないわけで、それは毎日毎日子供と接している、子供を指導している教師が一番よくわかっていて、その教師の何人かが慎重に審議したことですから、それを無視するようなことは決してございません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 安心しました。本当に今度の教科書で学ぶ子供たちが大きくなったときには、今よりもアジアの国々との交流ははるかに広範囲、質的にも複雑になっていることと予想できます。そのアジアの国々は、中国、韓国、朝鮮も含めて、もっと下の、下のというのはアジア大陸のいろんな国々で、この前の太平洋戦争で日本の侵略戦争と植民地被害で深刻な被害を受けた国々にほかなりません。そういう国々とともに生き、発展していくというのが日本の将来だと思うんです。

不可欠なことは、本当の近現代史を子供たちが学び、過去の誤りをきちんと知ることではないかと思われま。朝日新聞の記事ですけれども、かつての戦争について、しっかりと教わったという人が日本人では13パーセント。それについて連盟を組んでいたドイツは48パーセントということです。そのドイツはしっかりと戦争の反省をし、世界の信頼を得、ヨーロッパの経済、政治の中心になっています。日本もぜひそうあってほしいと願って、教科書採択の質問を終わらせていただきます。

次に行きます。

もう一点、定住促進事業の拡大を求めます。定住促進事業として新しく宅地を得たり、あるいは敷地内で物置を壊すとか、そんなふうにして若い人たちがこの町に住むために家を新

築するとき、上限120万まで助成金が出されていますが、母屋を取り壊して建てかえようという場合、本当は実質的には新築にもかかわらず、助成の対象となっていない。

この町で生まれ育ち、仕事を持ち、これからもこの町に住み、親の面倒も見よう、この町を守っていこうという意識はないかもしれませんが、町というレベルでは。本当に今、抱えている高齢化対策を背負おうという人たちこそ町が応援すべきなのに、それが行われていない。まず、こういう本当に親の面倒を見なきゃいけない、この町で頑張ろうという人たちに、本当にありがたい、他人が見てもありがたいという人たちにこそ、まず応援の手を差し伸べるべきではないかと思います。

ですから、この建て替えに対して、この定住助成金制度を拡大する考えはありませんか。もしなかったとしたら、何で建て替えが助成の対象にならないのか、それも聞かせていただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせ時間があと5分ということでございます。よろしく申し上げます。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま住宅取得奨励金の関係でございますけれども、建て替えが、現在の要綱ですと対象になっておらないということでございます。

きのうの質問の中にもございまして、町から外に出ないで大多喜町に住んでいたいというような方が、何で出ないんだというようなことだと思いますけれども、町として、そういう方々をやはり議員さんがおっしゃるように、大切にしていかななくてはいけないということもございまして。

そして、今の要綱では無理でございますけれども、28年からそういう方々に対しましても、平等に建て替えにつきましても住宅の取得奨励金を出せるような仕組みで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 条件は同じですね。ただ、新しく土地を買ったとかという、そういう条項は外れますけれども。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 建て替えでございますので、土地の取得は当然ありませんけれども、ただし、金額につきまして、現在最高120万という形を出しておりますけれども、その

120万というのは基本50万に加算措置がついております。町外から転入された方とか、そういうものもございますので、それがついて120万円という形になっております。町外から転入した方には20万円というのがついております。それ以外にも、地元の建築業者ですとか、地の製材屋さんでつくられた地の材料を使うというような加算措置がございます。そういうものを含めて120万でございますので、その辺の金額的なものはちょっと若干変わってくるかもしれませんが、その辺はこれから検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） よそから入って来た方は最高120万。だけど地元、ここで親も一緒に面倒見ようという、建て替えというのはそういうことも含まれていますよね、ご両親が生きていれば。そういう高齢者と同居した場合の加算なんていうのもあってもいいのではないかな。外から入ってきた人よりも、地元で生まれて育て、親と一緒に暮らしていこうという方のほうが、地域社会への貢献度というのは大きいと思うんですね。その辺の加算、考慮というのはどうでしょうか、検討課題として。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） そういうものを検討課題に入れることは可能ですけれども、それが必ずしも実現するかどうかはちょっと申し上げられませんけれども、検討課題には入れさせていただきますと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 本当にきのうの一般質問の中で、入るを量るというよりかは、ここで生まれた人たちを出さない、そういう魅力的なまちづくりを、住民から信頼されるまちづくりを執行部ともども、私たちも目指していきたいと思いますが、本当に住民の願いを積極的に取り入れていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

○議長（志関武良夫君） 野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩をとります。

11時10分の再開とします。

(午前10時59分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

◇ 山 田 久 子 君

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は2点にわたりまして、質問させていただきます。

初めに、去る議会定例会3月会議において、一般質問の通告書を提出させていただきましたが、持ち時間をオーバーしてしまい質問ができませんでしたので、改めて介護保険給付事業の受領委任払い制度の実施についてお伺いをさせていただきます。

町では、介護保険給付事業により、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽など、貸与になじまない排泄や入浴に使用する特定福祉用具を購入した場合の費用について、年間10万円を限度に9割の払い戻しが受けられるサービスと、同じく20万円を限度に9割の払い戻しが受けられる手すりの取り付け、段差の解消などの住宅改修サービスを行っております。

利用された方々からは、大変ありがたいとお声もお聞きしています。現在この払い戻しサービスは、一旦、被保険者が費用の全額を事業者に支払い、町に申請することで9割分の支給を受ける償還払いとなっております。これは、一旦費用の全額を事業者に支払うため、被保険者は一時的に負担が大きくなる場合があります。住宅改修など費用が膨らむ場合などは、改修を断念し、不自由なままで日常生活を送られている方もいらっしゃるかもしれません。

受領委任払いは、かかった費用を、要介護、要支援認定者の被保険者が事業者へ1割分の支払で済むようにすることで、被保険者の一時的な費用負担を軽減する方法です。これにより、被保険者は自己負担分を用意するだけでサービスを利用することができます。残りの9割部分については、利用者の委任に基づき、町から事業者へ支払いをしていただくものです。この制度を取り入れ、実施してはどうかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですが、介護給付事業の特定福祉用具販売、住宅改修費用で後日払い戻しが受けられるサービスを受領委任払いにする取り組みについて

というご質問でございますが、山田議員さんおっしゃるとおりで、現在本町では、介護保険制度の特定福祉用具販売及び住宅改修の支給は、利用者が一旦費用の全額を支払い、その後町に申請して、保険給付分の9割の支払いを受けるという、いわゆる償還払いで行っております。

これに対して、受領委任払い制度でございますけれども、利用者の自己負担分、1割とは限らず、10万円以上とか20万円以上の場合、それは自己負担になりますけれども、利用者の自己負担分を業者に支払い、保険給付分9割は町から事業者へ直接払う制度になっております。

そういうことから、今、山田議員がおっしゃったとおり、償還払いの場合、利用者は一時的にまとまった資金が必要となります。経済的な問題も生じることから、今後町といたしましても、利用者の一時的な負担を軽減し、サービスを利用しやすくするために、受領委任払い制度を導入してまいりたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

前向きなご検討をいただき、本当に感謝いたすところでございますが、これはどのような準備が必要になり、いつごろの実施ということで可能になるのかお伺いしたいと思うのですが。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、まず、これに伴う要綱を作成しなくてはなりませんので、その辺を今つくって、今、専門業者のほうにその辺を審査していただいております。

また、業者に対しての周知期間とか、そういうのもございます。それとあと、国保連とかの兼ね合いもありますので、その辺をクリアできた時点で実施のほうを考えていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。そうした場合、実際に利用される町民の皆様の手続というのは、こういった形のものがようになりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 実際の利用者の関係なのでございますけれども、これはあくまでも介護保険の場合、介護支援専門員という方がおります。その方が一応中心になって行う関係が

ありますので、利用者が直接、受領委任払いの関係で申し込むということは、めったにないと考えております。

また、その関係で、これを申請する場合に、事前審査とかそういうものがありますけれども、ある程度、介護支援専門員の方たちが動いて手続のほうをしていると思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。利用者の方がそんなに煩わしい手続をしなくて済むということで、本当によかったなと思っております。

また、こういったものが使えるということになりますと、また検討を考える方もいらっしゃると思うんですが、町民の皆様への周知とかはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 周知方法でございますけれども、これから一応どういうふう
に周知していくかというのを考えていきたいと思っておりますけれども、今現在、広報とか、あとこの介護保険のサービスを利用している方については、介護支援専門員を通して、こういう制度になっていくという周知をさせていただいていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしくお願いたします。

それで今回、こういう制度がもし可能になりますと、今まで一時負担が大きいということで利用を控えていた方が、この制度を利用して自宅改修とか用具の購入を考えるということもあると思います。

そうしますと、町の高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画よりも利用者がふえるということも考えられるのではないかと思うわけなのですが、その場合、この計画値の数値ですね、利用者の人数の見直しというのは、再度検討していただくことは可能なのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 第6期の介護保険事業計画とのすり合わせということなのですが、住宅改修とか福祉用具の場合、年度によってすごく上限があります。そういうこともありますので、今のところ、そのすり合わせということは考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 確かにすり合わせということ、確かに上限がありますので難しい部分もあると思うのですが、例えば要望があった場合には、補正とかそういった形での対応も

考えられるというふうに解釈させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、ふえた場合、やはり補正ということも考えていきたいと思っております。去年もそういう関係で、何回か補正をさせていただいた経緯がございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

これから高齢者の数もふえてまいりますし、75歳以上の方もふえてまいります。やはり少しでもご自宅でお過ごしをいただきたいというふうに考えますと、この手すりを初め、段差ですとか住宅改修というものも必要になってくるケースが大変多くなるのが普通であるかなと考えますので、適切なお対応をお願いしたいと思います。そういったことも含めまして、できるだけ早い時期のこの制度の実施をお願いしまして、質問を終わらせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、大多喜町防犯パトロール団体、青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロールに助成金を交付する取り組みについてお伺いをさせていただきます。

まず初めに、大多喜町防犯パトロール団体、交通指導員、安全協会、大多喜町防犯組合、青少年指導員等、日々、日ごろさまざまところで町民の皆様の安全・安心のためにご尽力をいただいております皆様に、この場をおかりいたしまして、心から御礼を申し上げます。

さて、青色防犯パトロール、通称青パトでございますが、これは既に皆様ご承知のように、自動車に青色回転灯を装備して、専ら地域の防犯のために自主的に行うパトロールを言います。一般の自動車に回転灯を装備することは法令で禁止されておりますが、警察本部長から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの証明を受けた団体は、自動車にも青色回転灯の装備が認められております。

青色回転灯を点灯することにより、パトロールをしていることがわかりやすくなるとともに、少ない人数で広範囲なパトロールができますので、犯罪、事故、災害の被害を未然に防止すること、地域の皆さんが安全に対する関心を高めること、地域の連帯感を熟成すること、地域の犯罪防止機能を高めることなどの効果が考えられております。

本町でも、大多喜町防犯まちづくり推進条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与するために、大多喜町防犯パトロール団体に委嘱をされているかと思っております。現在、上瀑小学校にて実施されております学童保育の防犯の件に関し、本年3月議会にて根

本議員から質問が寄せられました。地元の議員様も少なからずご心配をいただいていること
と思います。この防犯対策の一環として、町、青パトによる防犯パトロールをお願いするこ
とを考えている旨を伺いしましたが、担当課長の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 質問の内容の確認をさせていただきますけれども、補助金とい
うことでよろしいでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 補助金なのですが、今の場合は、上瀑小学校で今現在、学童保育を
しています。その安全対策として、担当課のほうでは青パトの方にパトロールをお願いする
ということの一つ検討しているということで、お願いしていきたいというような旨を担当の
係の方から伺ったのですが、そういう考えをお持ちでいらっしゃるかどうかという確認で
ございます。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） ご質問の件でございますけれども、3月議会のほうで青パ
トのパトロール団体で、そちらのグループのほうに検討してほしいということをお伝
えしたと思いますが、3月議会以降、この4月になりましてから、そちらのグループのほう
に現実的に巡回パトロールですね、こちらのほうをお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。ありがとうございます。

最近では圏央道ができたということで、利便性が高まっている分、一過性の犯罪というこ
とも逆に言うと考えられるのではないかという中で、たとえ本当に大多喜町が安全な町であ
るといいながらも、油断ができない状況であるかと思えます。そういった中で、学童の指導
をされている先生方のご不安もあるということで、お願いをいただいていることに関し
まして、本当にありがたいかと思えます。

それで、私は今回その助成ということでお願いをさせていただきたいという話なんですけ
れども、そうしますと当然、今までよりも出動回数がふえるのではないかということがあ
るわけでございます。その中で、防犯パトロール団体は、当該年度末日までに、その活動状況
を町に報告することになっていると伺いました。昨年度の活動状況をお伺いできればと思
っております。何回出動したとか、そういった部分でございます。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今現在、パトロール団体と申しますか、青パトを装着したボランティアさん2団体ございますので、それぞれ違いますけれども、最低でも報告書によりますと月2回はやっていただいております。そのほかに、特に警察等の会議があったときには、そのまま勝浦警察署まで行って帰ってくるというふうなことで、そのほかにもございますので、最低でも月2回はやっていただいております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

そうすると、今のお話ありましたように、やはり今までは月2回程度の防犯パトロール、それから近隣で事件などがありましたときには出動していただき、月に800キロメートル程度走っていただいたという、そういった話も伺っております。今回、学童保育のパトロールということも検討していただき、また実施していただくとなりますと、今まで以上に出勤回数が多くなると思います。そういった場合におきまして、やはりそのガソリン代程度の助成金を交付してはいかかかと思うのですが、この点について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 防犯パトロール団体に補助金を交付できないかというような内容のご質問でございますけれども、現在防犯パトロールを行っていただいております2団体、これはいずれも自主的に組織をつくりまして、みずからの発想と経費で防犯パトロールを行っていただいております。

こういうことから、ボランティア活動はいろいろございますけれども、当初は町が一切要請したものでございませんで、本当にボランティアの原点ともいえるような活動ではないかなというふうに考えております。

この団体に対しまして補助金ということですが、補助金と申しますのは地方自治法の中で規定されておまして、これはいつでも出せるというようなことではございませんで、公益性がある場合に交付することができるというようなことが規定をされております。

この団体、こういう活動が公益性云々というのは、私としましては公益性は十分あるのではないかと考えてもおりますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、ボランティアの原点ともいえるような活動、そういうものに対しまして助成ということは、これからいろいろな社会的な活動、また福祉的なボランティアも進めていく中で、それが果たして全くプラスになるのかなというふうなことを考えますと、それもどうかなという感じがいた

しますので、直ちに補助金を出すということに対しては、現在の段階では難しいのではないかなというふうに考えおります。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。私は逆に出していただきたいなど、そういうふうに思っております。

1つは、今も申し上げさせていただきましたけれども、町からの要請を受けて実施をしていただく形になっていると思います。やはりボランティアというのは経費がかかります。この青パトとは少し違うかもしれませんが、本当にボランティアの皆さんは気持ちよくやっております。しかしながら、そのやっておりますボランティア様が、当初やっていたものと自分の生活環境を非常に取り巻くものが変わってきているという現状も考えられます。

例えば、当初は自分も働いていて収入がありました。ところが、退職をされて、本当に今は年金の中でやっております。その中で継続をしていこうとなりましたときには、例えば自分の身ですとか、お時間はボランティアとして使わせていただきたいけれども、経費的なものがやはり重くのしかかってくる場合もあるかと思います。

また、この青パトだけではございませんが、大多喜町、特に役場の職員の皆様はもう既に承知をしていただいていると思いますが、1人の方がたくさんのボランティアをして、そして町を支えていただいている、こういう状況もあるかと思います。

特に女性の場合ですと、今まではご主人が働いてくださっていて、自分の使えるお金の中で少しずつボランティアをさせていただいていたというような方も多いと思いますが、ご主人の退職によりまして、本当に今までとは生活環境が違ってまいります。気持ちはあります。ボランティアをどんどんやらせていただきたい。だけれども、実費という部分が重くのしかかってくる。そうすると、やはりボランティアもだんだん少なくならざるを得ない。本来であれば拡大をして、もっともっと広げてあげたい、やってあげたいというものが、本当は5回やってあげたいんだけど1回になっちゃうかもしれないという、2回になっちゃうかもしれないという、こういった問題もあると思います。

そういったことも、私はボランティアをこれから、本当にボランティアの皆様には感謝を申し上げたいと思いますとともに、町の現状を考えますと、さらにボランティアの皆様のお力をかりていかなければいけないのではないかという、こういうふうに思うわけでございます。

そういった中の、一つの点とっては大変申しわけないんですけども、この青パトは動けば動くほど、確実にガソリン代はかかります。今まで月2回であったものが、学童の場合ですと、やはりそれなりの回数を出動していただくことになるのではないかと、これは誰が見ても必然的だと思うんですね。学校がある間は毎日学童をやっていただいておりますので、そういった思いからしますと、今、課長からご答弁がありました公益性という部分において、一番わかりやすいといいますか、皆さんに納得していただきやすいという部分を含めまして、この青パトから多少なりとも町の補助といいますか、助成といいますか、そういったものをお考えいただくことはできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 郡内の状況をちょっと聞いてみますと、例えばいすみ市とか御宿町というのは、こういう制度は全くないそうです。勝浦は警察署の管内での特殊防犯協会というところがございまして、そこで10台、民間の方をお願いしているようでございます。

そういうふうなことで、本当に非常に貴重なボランティア活動だと思いますけれども、いろいろ事務サイドの意見といいますか、考えとしましては、こういう補助金、本来であれば補助金というのは、ある程度終わりが設定できるものだと思いますけれども、現在こういう今回のものに限りましては、これからふえていくことはあっても、多分、補助金の終わりといいますか、終期というのは定められないような気がいたしますのが1点。

また、補助を出せばそれはよろしいかと思っておりますけれども、わずかな補助金だと思いますけれども、財源の裏づけというのがやっぱり重要になってきますので、あとは長の政策的なものがあれば別ではございますけれども、事務サイドの意見としましては、これをこの場ですぐ出すというようなことは慎重にならざるを得ないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

確かに、微々たるお金かもしれませんが、長く出すということは難しいということでした。しかし今、ボランティアさんをやっていただいている方が、今度、次の世代に、もしほかの方にお声掛けをしていただこうと思いついたときに、自分がそういった中で厳しいと思っていたときには、次の人にやってもらえないかというのはお声掛けも少なくなるのではないかと、少なくとも実費は出るよといっていたら、また人をふやしていただくこともできるのではないかと考えます。

また、周辺でないということでございましたけれども、町が先駆けてやっていただくという、周辺の前例になっていただいても、私はよろしいのではないかと考えます。

また、長の考えということでございましたので、町長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君に申し上げます。

申し合わせ時間が5分となりましたので、お願いします。

町長。

○町長（飯島勝美君） ボランティア活動の皆さんに補助金という考え方、確かにいろいろやっていただくので気持ちはよくわかります。

ただ、ボランティアをやる方というのは、自分の生活の環境に合わせてやっています。ですから、自由にやっているわけですね。それで、補助金を入れますと、やはり縛りが入ります。ですから、補助金を入れるということは、必ず縛ります。これをやってくださいとか縛ります。そういうことはボランティアをやる方はなかなか納得しないんですね。

実は、町並みの案内人の方がありました。実はそれもボランティアですから、無報酬なんですね。こんなに大変だから、ちょっとやっぱり何か出したらいいのではないかと、中の一人の人が言ったときに、やはり先輩方々からは、私たちは要りませんと、そういう意味でやっているんじゃないと。それでやったら私たちは責任が出ると、お金をもらうことによって責任が出ることは嫌なんだと。

ということで、ボランティアというのはいろんな立場の方がありますので、ただ出せばいいという話ではないんですね。ですから、恐らくほかの市町村の方もそういうふうに慎重ではないかと思えます。それぞれの立場の中にありますが、先ほど課長の言ったようなところが、他町村も心配なところだと思います。そういうことで、私どももその点については今のところ考えてはおらないということです。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、先ほどの子育て支援課のほうから、青パトの方に上瀑小学校の防犯パトロールのほうを依頼したというお話がございました。そうしますと、この辺の縛りというのはどの程度まであるのでしょうか。実施していただくのもボランティアさんの自由でやっていただき、例えばできない日があっても、それはいいということなのか。そうした場合に、町はそのあいた日をどのように防犯という部分で埋めていくのか。こういった部分については、ど

のような形になりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ボランティアですので、それがどうしてもだめな日が当然あると思いますので、そういう場合は、今現在、申し込みをするところですけども、町の青パトですね、それをいただくことを申請をしようと思っておりますので、もしそれがいただければ、そういうものも活用したいと思います。

そのほかに、以前は公用車に黄色い防犯用のステッカーをつけて走っておりましたので、例えば青色の回転灯がなければ、そういうことも一つの方法ではないかなと思います。

それとあと、例えば近所の方をお願いをしておく、あるいは当然、保護者の方が迎えに来ますので、そういう方もそういう防犯の意識を持って見ていただくと、そういうふうなことでももし青パトが、ボランティアの方がだめなときは、そういうことも一つの方法として考えられるのかなというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。それでは、防犯に関しましては、そういった形の中でご検討をお願いしたいと思います。

また、先ほど申し上げましたが、ボランティアという部分においては、私は町民の皆様にはボランティアをやっていただくということに関して、町長が今お話しをされた部分も事実、承っておりますし、そういうお気持ちがある方もたくさんいらっしゃいます。

また、先ほど私が申し上げましたような、そういった部分もあるということもございます。町は本当にこれから町民との一体でのまちづくりということで、ボランティアということにおいても力をおかりしていきたいというような方向性があるのではないのかなと私は捉えさせていただいております。こういった点につきましても、今後ご検討をさらにお願ひできればと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 山田久子君の一般質問を終わります。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（志関武良夫君） 次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） 根本です。皆さん、本当におなかがすいているところ、大変申しわけございません。質問させていただきます。

これ、答弁はいいんですけれども、私、先日の質問でちょっと自分でもうまく伝えられたかなという部分がありましたので、ちょっとここで整理させていただいて、これは答弁は結構ですので。

先日、総合計画と財政計画と行政改革の大綱の関係については密接な関係があり、密接な関係があるからこそ、作成時期を一緒にすべきではないかという質問をさせていただきました。その理由は、総合計画は、これから町の諸問題、人口減少、人口減少に伴う税収の不足、あと農業とか商業とかの担い手の不足、空き家対策、それらを解消するために総合計画を立てて、一生懸命やっているところだと思います。

しかし、総合計画で計画を立てることも大切ですが、それをいかに実行して、着実な推進に向けていくかということについては、行政改革をしていかなければ、それによって体制の見直しを行って、事業の見直しを行って、要するに一緒にやっていかないと、せっかく計画を立てても、実行する側でうまく整合性がとれていなければいけないんじゃないかと、当然そういったことでいろんな政策を立てるに当たって、財政計画も必要でしょう。要は予算措置ができなければ、いろんなことをやろうと思ってもできないわけですから。そうすると、これは三者一体であろうと。

そうすると、計画の段階から、総合計画は2年かけてやっているわけですから、その段階から計画を立てることについて、行政改革の中で対応できるものがあるのかなのか、それはできるかできないのか、計画を立てる側とそれを実行する側と、財政的な面、これは常に連携をとっていかないと、ただ計画を立てました、じゃ、それを実行するには支障があつてなかなかできないということになろうかと思います。

あともう一つ、総合計画を達成するためには、行政側だけではできません。これは皆さんもよくわかっていると思います。限られた人員、限られた予算の中ではできない。そうすると、町民の協力を得ないといけない。町民の協力を得るには、まず、みずから行政改革によって行政を見直して、できる体制を整えて、それで町民にお願いするということであれば、町民は協力してくれないと思います。

それでもう一つ、その中に、要は町民の協力を得るためには、計画の段階からではなくて、町民に痛みを伴う場合もあるわけですから、町民に痛みを伴う本人、町の主役は町民ですから、町民の意見を聞かないで、要は内部だけでつくる行政改革で果たしてできるのか。内部で見る面と、外部から見てこういったことは直せるんじゃないかと、こういったほうをもっとやってほしいという面も取り入れていかないといけないんじゃないかという思いで質問

させていただきました。

第4次行政改革大綱が公表されたのが近々でありましたので、一般質問の期限に間に合いませんでしたので、今回は質問しません。ただ、次回以降、第4次行政改革大綱、この内容について一般質問のほうで質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の質問に移らせていただきます。

まず、人材育成について。職員の意識改革と人材育成の項目がやはり行政改革大綱の中にあります。どのような能力を持つ人材を育成するつもりなのか。人材育成基本方針を作成しているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 人材育成に関してのご質問でございますけれども、これから少子高齢化社会、また分権社会といようなことでなってまいりまして、その中で職員数はふやせるかといいますと、逆に減らしていかなければいけない。また、財源の確保も非常に難しくなってくるのが考えられます。そうしますと、やはり職員の個々の一人一人の能力、そういうものを上げていく、また事務の効率化を図っていくということが必要になるかと思ひます。

そういうようなことから、町としましては人材育成基本方針を定めまして、人材育成の方針、また研修の計画等を定めておりますけれども、その人材育成基本方針の中で職員に必要なとされる能力というのを定めてありますけれども、例えば職員が取得すべき代表的な能力としましては、問題を解決する能力、折衝・説明する能力、政策を形成していく能力、また管理職等につきましては管理能力、そういうものが必要になりますので、そういう能力を備えた職員を育成していきたいというふうにお考えしております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 人材育成基本方針、これを作成してあるということで、私も手元に資料をいただきまして、平成18年1月にでき上がっています。これは各皆さんのところにもう配付されていると思ひます。

この人材育成基本方針、今回も多くの方が入りました。その方には、これは示してあるんでしょうか。それとあと、これのいろんな方針、大変立派なことを書かれています。

このとおりになれば本当に素晴らしいと思ひています。ただ、この方針どおりに人材育成が進んでいるのか、現在の状況をどのように考えているのか。その辺をお聞かせください。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、1点目ですが、職員に示してあるかどうかということでございますけれども、職員が全員見られるネットワークの中に入れてありますので、それを見ることはもちろんできます。ただ、それを新採用職員にこれを渡してというようなことはしておりません。それとあと研修といいますか、人材育成の状況というような内容でよろしいかと思っておりますけれども……

○1番（根本年生君） この方針に基づいてやっているわけでしょうから、この方針に基づいた人材育成ができていますのかどうか。その辺の見解をお聞きしたいということです。

○総務課長（加曾利英男君） 2点目の質問、そういう人材育成ができていますかどうかということですが、これは人材育成というのは、本当に非常に難しい問題だと思います。ですから、入って1年目の職員もいるし、40年近く勤めている職員もいる。それで、それぞれ要求される能力も違ってくる。それが今、この人材育成基本方針どおりに育成されているかということですが、やはり人材育成というのは非常に時間がかかると思います。

ですから、その基本方針のとおり育成されるべき、されるよう進めているということで、それがこのとおりに人材が育成されていれば、それは完璧だと思いますけれども、なかなかその人材育成というのは非常に、いわば永遠の課題といいますか、そういうようなことが言えるんじゃないかと思っております。ですから、それが現在この指針、人材育成基本方針のとおり職員が育っているかというのは、なかなか判断が難しいところではないかと思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 判断は難しいというけれども、育っているかどうかというのは大体わかるじゃないですか、ふだん業務の内容を見ていけば。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） この人材育成基本方針のほかにといいいますか、人事評価、これは毎年行っております。その中で評価項目があるんですけども、これはもちろん例規集にも載っておりますけれども、その中で要求する職員の能力、そういうものを定めておりますけれども、それを毎年行っておりますけれども、その中で、要求する能力がほとんどの方が要求するものの標準以上です。何名かはそれ以下という方もいらっしゃいますが、そういうことからすれば、標準以上の職員は育成されているというふうに考えております。標準以上の方が大半だというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の答弁だけで、標準以上には育っているということでございました。

内部から見ればそうかもわかりませんが、じゃ、外部から見て育っていないと判断したときには、要は内部と外部では差があるんだなという考え方でよろしいということだと思います。時間がないので、次に行きます。

まず、この人材育成基本方針。これはパソコンの中に入っているよと。ただ、新しい新入職員というんですかね、その方には入っているかどうかわかりませんよね、説明しないと。それは全員に説明して、当町ではこういったものがあって、こういった人材を育成しているんだということは周知しているのでしょうか。あるよと、既存の方はわかっているかもわからない。新入職員はわからないんじゃないですか。それは一人一人にこういったのがあるよということで示しているということですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これは当時、作成したときには、職員に何らかの形でお知らせをしたと記憶をしておりますけれども、新採用職員にこれを渡して説明はしておりません。といいますのは、新採用職員は入ってきまして、まだ本当に右も左もわからないような状態、それをほぼ即戦力というような形で指導していくわけですので、なかなかいきなりこういう方針を示してというのはちょっと難しいかなと思います。

それと、あとこれは基本方針ですので、基本的なことを文字どおり定めたもの。ですからある程度、こういう方針でいきますというようなことを管理職側といいますか、そういう方が知っていることは十分必要だと思いますけれども、それを新採用職員にすぐ渡して、それを理解してというのはちょっと難しいと思いますので、そういう内容に関する、こういう職員になってくれというようなことは説明会等では話しておりますが、これを渡して説明しているというようなことはございません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 何かね、急に寂しくなっちゃったんですよ、何か。人材育成なんかそんなに力を入れてないんじゃないかということで、何だか非常に何か寂しくなっちゃったですね。もういいです、この質問。余計寂しくなっちゃうので、聞いています。

次に行きます。ホームページの利用者の声を取り入れることについて。

ホームページ、これ外部の人が来たときに、常に一番最初に見るのは多分ホームページだと思うんです。大多喜町のことを知りたいとなったときに。

それが、ホームページができてもう何年か、1年以上たちますかね。これは意見を取り入れるシステムというんですかね。こういうふうにしたほうがいいんじゃないかとか、そうい

った取り入れるシステムというか、何かそういったのができてないんじゃないかと。

まず一つ言うと、ここだけで言って申しわけないですけども、町長の挨拶も何かずっと変わっていないような気がしてならないです。少なくとも定期的に、町長の挨拶は何だろうかと見る方は多いわけですから。そうすると1回見ちゃったら、変わっていなければもう見ませんので、やっぱり次に何回かアクセスして変わっているとなれば、定期的に、毎日とは言わないけれども、1カ月とか2カ月で変えるべきじゃないかというふうに思っています。

ですから、そういった町民の声というんですかね、そういったものを聞き入れる制度。それとあと、町民は高齢者が多いんです。私もホームページを見たことありますかと、会合のたびに町民に聞くんですけども、正直言って余り見ている方が少ない。その辺も考えて、もっと町民が見やすい、もっと見るようになるようなホームページの作成を考えるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ホームページの前に、人材育成なんですけれども、特にそういう職員がいるということであれば、それを直接話していただいて、総務課なり、町長、副町長なんかに話していただいて差し支えないと思いますので、私としては、今回も事務職が9人入りましたので、それがすぐ要望どおり仕事をしているかというのは、まだ2カ月ですから、それは言えないかと思えますけれども、人材育成というのはすぐできるわけではない。何十年勤めてきても、わからないことはいろいろありますし、お客さんも十人十色ですから、その人の対応によってはこちらもうまく答えられないこともあるだろうし、いろいろなケースが考えられると思いますので、そこで人材が育成されていないということを、こういう公の場といいますか、言われてしまいますと、職員としての立場がございますので、もしそういう事例があれば、それは遠慮なく話していただければ、うちのほうも個々に指導はできますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

ホームページのほうに戻りますけれども、現在、ホームページについては、ホームページからこういう町に対する意見を言うていただく場がシステムの中にあります。ただ、それを見ますと、年間十数件ということで、いろんなことがありますけれども、ホームページが見にくいといいますか、そういうことはちょっと意見はないようです。

それで、以前のホームページは閲覧しにくいという意見が多かったということで、平成25年度にリニューアルしまして、昨年度から公表しておりまして、閲覧件数を見ますと、25年度から26年度を見ますと、約2万件近くアクセスの件数がふえておりますので、見やすく改

善されたのかなというふうに考えております。

また、利用者からホームページを見やすくしたいというような提案があれば、それはどしどし取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よろしく申し上げます。

それで、先ほどまた人材育成の件について答弁がありましたので、私思ったのは、平成18年につくって、多分これは合併直後につくられた。もう10年たっています。もしもっと人材育成に力を入れるのであれば、かなり情勢が違ってきています。もう一度ここで見直してつくるべきじゃないですか。それもできてない。

それで、私議員になってから思うんですけども、町も今は地方創生の時代とか言われていて、半分もう株式会社、会社と同じですよ。要は自分で一生懸命努力して税金を稼がなければ、今までみたいに親方日の丸みたいな形で、1日過ごせば給料がもらえるんだという時代は過ぎたと思うんですよ。人口減少に伴って、税金も当然減ってくるわけですから、普通の会社であれば、減ってくれば職員とか社員の給料のカットも出てきますよ。中には税金が上がってこなければ、職員が辞めるような事態にもならざるを得ないかもわからない。

そうすると、ちょっと前の人材育成の方針と今現在の人材育成の方針は、かなり違ってきているのではないですかと。今のままでは大多喜町は消滅するという事の何か団体の中にも入っているけれども、非常な危機感を覚えてしまっているんです。

ですから、その辺で、平成18年につくった人材育成、これでいいのか。本来であれば、もっと違う形の人材育成に力を入れて、みずから税金を稼ぐような、そういった職員を育てていかないことにはいけないんじゃないんですかと、そういった思いで言っているんです。

今の職員の方を責めているとか、そういったことじゃないんです。本当に心配して、このままでいいのかという思いで言っていますので、もし気にさわったらお許してください。私、本当にそう思っているものですから、すみません。ちょっと興奮しちゃったかもわかりませんが、申しわけございません。

次、行きます。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員さん、大分熱が入りましたので、ここはちょっと私のほうでお答えしたいと思います。

総務課長も今、基本的にお答えしたのは、いわゆる公務員としての基本的な考え方の人材

ということなんですね。ですから、役場もいろんな職種があります。ですから、金太郎飴のように育たないんです。ですから、それをどうやって育てるかというのは、本当に私は永遠のテーマかなと思っています。

これは根本議員さんも同じように事業をやっていました。私も事業をやってきました。人というのは、やはり10年やそこらでは育たないですよ、やっぱり。10年、15年という年数をかけて地道に育てるといこと。その人、その人によって特性があります。全部同じようには育ちません。ですから、今課長の答弁したのは、公務員として最低このことを必要だよということが、一つの規定の中にあるわけですね。私ども今進めておりますのは、そのことは当然のことですけれども、そのほかに今、本当に大勢の人がいますので、それぞれの一人一人の適性を生かした育て方をしようということの中で進めております。

今、根本さんがいろいろお話しいただきましたけれども、私はことあるごとに、職員が全員集まる席では、今お話ししたように、まず自分を磨くことは自分のためになるんだということを行っています。ということは、これからの時代の中で公務員が絶対安定だということは絶対ない。今の日本の国の状況を考えたときに、今皆さんがこのまま公務員としてずっといられるとは思わないよ。そういうことで、それは何か、時代が変化したときに、みずから生き延びるためには、みずからその能力を伸ばさなければ、絶対にその次の場所で生きることにはできない。ですから、自分のために磨いてくださいということを私は常に言っております。そういうことで、必ず職員の中では、ことあるたびにその話をしています。

私は日々、職員の周りを毎日見えています。一人一人の適性を見て歩いています。そういうことで進めているところでございます。

また、特にいろんな状況を見ながら、ことしは特に係長職に全て自分の職を検証しなさいということで、係長の全職員に自分の職を説明しなさいということで、それにみんな職員が希望の係長のところの研修に参加するように、今、全係長にやらせています。そういうことで一つ一つ今、地道にやっていますので、これは長い目で見ていただきたい。必ず私どもの職員は変わってまいりますので、よろしく願います。

○議長（志関武良夫君） 根本年生君に申し上げます。

通告制に従って一般質問を許可しておりますので、先ほど人材育成についてはこれで終わりますということでありましたので、次に従って質問を進めていただきたいというふうに思っています。

○1番（根本年生君） 申しわけございませんでした。すみません。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今、町長の答弁を聞いて、よろしくお願ひしたいという気持ちでいっぱいでございます。

続きますして、3 番は、ちょっとすみません、時間がないので割愛します。申しわけございません。

4 番の窓口環境の改善について。これもちょっと時間がないので、簡潔に言います。

まず、私が言いたいのは、先ほど行政改革とかいろんなことをやるに当たって、やはり町民の協力がなければできない。町民の協力を得るのには何が必要か。それにはまず信頼関係だと思ふんですね。町民との信頼関係。それはどうやって生まれるかと私が思うところ、私の個人的見解ですけれども、小さいことから始めて、それを積み重ねていくことしかないのではなかろうかと。

きのうの山田議員の中にもありましたけれども、まず窓口の対応。まず皆さんに気持ちよく役場に来ていただいて、気持ちよく手続を終わらせて、それで気持ちよく帰ってもらう。これがまず一番初めじゃないですか。

要は、そういったことでやっていくと、丁寧にやると、帰り際に、皆さんありがとうございましたという気持ちでお辞儀して帰っていくんですよ。ほとんどの方がそうですよ。そうすると万が一、役場の方が何かちょっと不祥事じゃないけれども、こんなこと言っちゃ申しわけないけれども、連絡が遅くなったとか、ちょっと個人の気持ちを害することがあっても、せんだって役場に行って親切丁寧にしてくれたと、そういった思いがあれば、いや、この間、助かったよという思いがあれば、そこで信頼関係が出てくるのではないかと思ふんです。

その中で一つ、カウンターにある呼び鈴ですよ。これは誰もいないときに呼び鈴を押すのであって、そこに顔が見えるのに何で呼び鈴を押さなくちゃいけないのか。あの呼び鈴を押すと、大きな音がします。2 階の総務課に行っても聞こえます。そうしたらみんな職員がその人の顔を見ますよね。そうしたら、どう思いますか、来た方は。何かみんな忙しいのに来てしまって申しわけない。何だ、来てがっかりしたなという気持ちになって帰るんですよ。

せめて、まず呼び鈴をなくして、呼び鈴がなくても職員の方が対応できる体制をつくる。皆さんが忙しいのであれば、私、フロアマネジャー、皆さん職員、役場の中には何十人、わからないけれども50人、60人いますかね。その方が1日の半日、午前中、午後、1人専門に案内役をつけて、玄関先にて、年寄りの方が来たら、ちゃんと手をつなぐなり何なりして係のところまで連れて行く、用件を聞く。そういったことをすれば、呼び鈴、皆さん忙しく

て対応できなくてもいいわけですから、そうすることによって接客の対応もできるし、ぜひこれは、少なくとも窓口の対応によってクレームが出ることは避けてもらいたい。そう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 根本年生君に申し上げます。

持ち時間があと5分でございます。よろしくお願いします。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、私も勘違いもありまして、大変失礼しました。

カウンターの呼び鈴の件ですけれども、これをちょっと調べてみますと、昨年度、町民の方から呼び鈴を置いてはどうかという意見があったそうです。そういう意見に基づきまして、昨年5月ごろ置いて、1年ちょっとたったというようなところでございます。

呼び鈴ですけれども、カウンターの近くに職員がいない場合、これはどうしても職員も出張もありますし、休みの場合もあります、また電話対応、お客様対応している場合もありますので、そういう方が近くにいない場合、そういうときに呼び鈴を押してもらっているということで、当然職員がいれば、呼び鈴が鳴らされる前に職員が行って対応するというようなことになります。

ですから、できるだけその呼び鈴は、ありますが、使わないで、お客様が来たら職員がすぐ行くというようなことで対応していきたいなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 呼び鈴は、申しわけないですけれども、私いろんな千葉県中の市町村に仕事柄行きますけれども、置いているところはありません。

誰もいないところはありますよ。玄関口で、奥に入っちゃっていて、ドアが閉まっているというところはあるけれども、私が見る限りありません。ぜひこれはとっばらってもらって、その係はいなくても、入っていくと誰かわかるんじゃないですかね。ない体制をつくってほしい。

ですから、もう一つは、フロアマネジャー、これを設置したらどうですか。そうすれば、呼び鈴なくても、係の方忙しくて、ずっとその仕事していればいいじゃないですか、半日いて、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） フロアマネジャーの件ですけれども、この近隣の市町村にそういうものがあるかどうかわかりませんが、勝浦市では窓口で、フロアマネジャーという形では

ないと思いますが、専用の窓口があって、職員が交代で行っているようなことも聞いております。これは、この場ですぐ置く、置かないというようなことは申し上げられないですけれども、ご意見としてお伺いしておきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、私が言っているのは、町民との信頼関係をいかに築くかということなんです。それにはまず役場に来て、先ほど言いましたように、喜んで来てもらって、喜んで手続をしてもらって、喜んで帰ってくれる。これが一番ではないんですかと。それについては、いろんな方策を考えなくてはいけない。

ですから、フロア案内係を置いて、40人、50人いれば、二月に半日でいいわけですから。そうすれば、接客も図れるし、お客様にも喜んでもらえるし、特にここだと建設課とか離れた部署がありますよね。そこに行くにも案内できますよ。そこで何の用ですかということを取りあえず聞いておけば、じゃ、住民課ですね、税務課ですね、福祉ですねと。対応した担当者の方にこういったことで来ていますよと言えば、お客さんとの話がスムーズに行くじゃないですか。信頼関係を築くために、ぜひやってください。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） お客さんとの信頼関係は、当然誰しも考えることなんです。ただ、私たちが忘れてはいけないなと思いますのは、この役場の今回増改築をしましたこの庁舎、これは先人の皆さんは、本当にすばらしいなと思うんです。なぜかといいますと、根本さんもいろいろほかの市町村に行っておられるということで、十分わかっておられると思いますが、皆、2階、3階、4階という建物なんです。この平場のフロアにある庁舎というのは、本当に大多喜はすばらしいんです。ですから、その中にほとんどの職員がみんないます。それはほかの市町村とは全く違うということ、この条件は、私は先人の皆さんがすばらしいということを本当に思いました。

ですから、確かに呼び鈴は、町民の皆さんが置いてくださいということで置きました。ただ、それほど鳴らしている方はそんなにいないんですね。大体ワンフロアにこれだけの人が全部張りついているということは、誰かが見ているんですね。ですから、確かに建設課はワンフロア離れています。だけど、それ以外は、本当にこの町、ワンフロアにいるということ。これはほかの市町村から見たら、はるかにわかりやすい町の組織だと思っています。ですから、それは私はそんなに心配していません。ワンフロアに全部職員を集めているというのは、本当に我々先輩の偉大な事業だったなと思っています。

○議長（志関武良夫君） 根本年生君に申し上げます。

申し合わせ時間が来ましたので、速やかに終了してください。

○1番（根本年生君） では、私の考えを1つ。

私が、毎日は来られないんだけど、あいた時間に私が案内係を務めさせていただきたい。1週間に何日来るかわからないけれども、あいている時間に1時間、2時間でも、私、あいた時間に案内係を務めさせていただきたいと思っていますけれども、その辺は検討して。私はボランティアで案内係をやるんですから。

○議長（志関武良夫君） 時間が過ぎておりますので、これで根本年生君の一般質問を終わります。

ここでしばらくの間、休憩に入ります。この間に昼食をとっていただきたいと思います。
午後1時10分から再開します。

（午後 零時13分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時09分）

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） これから議案審議に入りますが、質疑につきましては同一内容につき3回までとします。

日程第2、議案第42号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ただいま議題になりました、議案第42号 大多喜町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本文に入ります前に提案理由を説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

提案理由でございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の名称が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に変わったため、大多喜町手数料条例の一部を改正するものです。

次に条文でございますが、大多喜町手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。別表鳥獣保護の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） タイトルの中に管理が入ることによって、どんなふうに変遷があるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 鳥獣の保護の改正の内容だと思えますけれども、鳥獣保護法に管理が加わることによって、絶滅危惧種、保護する鳥獣と管理する鳥獣に分かれまして、千葉県は保護する動物はいませんが、この管理する動物に猪、猿、鹿が該当になります。この生息域や生息数を捕獲により管理するということです。

主な改正点ですけれども、わな免許取得を18歳に引き下げる、居住集合地域で知事の許可により麻醉銃が可能となる、また、知事の認定を受けた事業者は銃猟が可能となる、指定管理鳥獣、猪と鹿ですけれども、について県が主体となり捕獲事業ができるなどです。

鳥獣法が変わることによって、捕獲などすぐには変わることはないかと推測します。地域を一番よく知っている猟友会が主体となってやっていますが、猟友会も高齢化や従事者が減っていますので、将来的にはこの保護法が変わって新規事業者が参入してくるのではないかと推測します。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ご異議なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、議案第43号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは説明させていただきます。

11ページをお開きください。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

千葉県重度心身障害者（児）医療給付改善事業補助金交付要綱の一部改正と医療費助成の方法について、今まで、一度自分で一部負担金の支払いを行い、領収書を添えて町へ助成申請を行う償還払い方式から、町が一部負担金を各医療機関等に支払う現物給付制度方式に移行することに伴い、現行の条例について一部の改正の必要があり、ご提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第43号、大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「15条」を「12条」に改める。第2条第2項につきましては、児童福祉法の改正に伴う変更の修正漏れによる改正でございます。

第3条第1項中「受けることのできる者」の次に「（以下「受給権者」という。）」を加え、同項第1号に次のように加える。カ、重度心身障害者になった年齢が65歳以上である者。

第3条第1項につきましては、県の補助金交付要綱の改正に伴い、65歳以上の新しく障害者手帳を交付された方については、この助成対象から除外するという改正でございます。

第4条第1項中「（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）」を「（以下「一部負担金」という。ただし、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）から、受給権者の属する世帯（施行令第29条に定める支給認定基準世帯をいう）の市町村民税に応じて別表に定める区分に従って負担される額の総額（以下「一部負担額」という）を控除した額」に改める。

この第4条第1項の改正につきましては、県補助金交付要綱の改正に伴い、次のページになりますが、別表のとおり、受給権者が属する世帯区分により一部負担額を除いた額を助成するというものでございます。

第5条を次のように改める。助成の方法。

次の12ページをお開きください。

第5条第1項、受給権者またはその保護者に対する医療費の助成は、町の重度心身障害者医療費助成事業の実施について委託を受けた病院、診療所、薬局その他のものに助成する額を支払うことにより行うものとする。

第2項、前項の規定にかかわらず、受給権者またはその保護者が病院、診療所、薬局その他のものに一部負担金を支払った場合は、直接受給権者またはその保護者に助成する額を支給することにより行うものとする。

この第5条の改正につきましては、助成方法について現物給付方式を追加するものでございます。それと、受給者証を所持しないで受診した場合や、県外の医療機関等を受診し一部負担金を直接医療機関等に支払った場合の医療費については、従前どおり償還払いで対応するというものでございます。

第6条「医療費」を「前条第2項による医療費」に改める。これは前条の改正に伴う改正でございます。

附則の次に次の別表を加える。別表第4条関係につきましては、所得区分と負担標準額等について規定したものでございます。

附則につきましては、施行期日、経過措置の規定でございます。施行期日は平成27年8月1日から施行し、経過措置といたしまして、施行前に医療の給付がなされたものについてはなお従前の例によるということと、この条例による改正前に65歳以上で対象者になっていた

方については、改正後も引き続き対象者となると規定したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 何点かあります。ゆっくり申し上げます。

11ページの下10行目では、65歳以上で新たに重度心身障害者になった人は医療費の対象から外すということですが、現在施行されている条例の中ではどんな待遇なのか教えてください。

それから、新たに重度障害者になった方が医療費助成から外されるということですが、こういう方たちを救い上げるほかの制度はあるのでしょうか。

それともう一つ、入院時の食事は自己負担だと思いますが、今回値上げになるのは幾らなのでしょう。12ページの別表です。非課税世帯では自己負担が書かれておりませんが、所得割が課税される対象者については1日当たり300円の負担ということですが、これも旧法の中ではどうだったのでしょうか。

それともう一つ、とある県では子供の医療費とのかかわり合いで、障害を持った子供の医療費は障害者のこれでやって、ほかの健康な子供は子供医療費、無料の対象になっているけれども、障害を持つ子は300円を払うということで、その県議会の論戦になっているという新聞記事を読んだことがあるんですね。ここには子供の場合書かれていませんけれども、本町の場合あるいは千葉県の場合はどうなるのでしょうか。

もう一つ、友人がこのことについて県のホームページから県のお知らせみたいなものを取り出してくれたんですけども、やっぱり周知活動って大事だと思うんです。それで、こういうのはみんな申請制度になっております。その申請手続について担当はどのような援助というか手だてをとるのか、それから周知活動についてはどういうふうを考えているのか説明してください。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 大分質問があるので、抜けましたらまたその都度言っていたきたいと思います。まず1番目の、65歳以上で重度医療になった人は旧法ではどんな待遇だったのかというご質問だと思いますが、旧法では年齢に関係なく重度医療の対象になっ

ておりました。

次に、65歳がこの制度から外れるということで、他の制度を使えるかというご質問でございますけれども、平成27年7月31日までに障害者手帳を交付されている65歳以上の重度心身障害者は、引き続き助成の対象となります。8月1日以降、65歳以上で新規に障害者手帳が交付された方は対象外となり、それについては後期高齢者医療制度が適用となります。ですから、3割から1割ということで1割の負担が出てきますが、そういう形になります。

次に、食事療養費が幾ら上がったかということでございますけれども、私どもで聞いている範囲では1食260円で確認しております。ただ、これがいつ上がったかというのは、ちょっとうちのほうでは調べておりませんが、担当課のほうに聞きましたら、28年度以降にまた少しずつ上がるということでは聞いております。

次に、所得割課税世帯に対する300円の関係でございますけれども、旧法の中では基準負担額はございませんでした。

次に、子供医療の関係等でございますけれども、本制度を利用するよりも子供医療助成制度を利用したほうが利用者にとって有利でございます。そういうことで、今までどおり子供医療助成制度で対応することとなります。これは、県はどっちが優先というのははっきり言っておりませんが、本町といたしましては、子供医療の助成のほうが有利ですのでそちらを勧めるような形になります。

それと、対象者への周知と手続ということでございますけれども、6月下旬から7月上旬に対象者全員に必要な書類及び改正に伴うチラシ等を送付し、手続をする予定でございます。なおかつ、広報及びホームページ等で周知する予定でございます。以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 障害者手帳の交付の件ですけれども、交付というのは、申請して手帳を受け取って手帳が出された日でしょうか、それとも、申請書を受け取って申請書にペタンと日付が押されます、それをいうのか。たった1日違いで医療助成を受けられるか受けられないかというのはやっぱり大きな問題だと思いますので、そこはどうなっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 先ほども申しましたが、この手帳については交付された日ということになります。

○議長（志関武良夫君） 判を押されたときかどうかということ。判を押されたときに交付の

日と定めるのかどうかということを知っているんですよ。

(「だから、交付というのはどういうことなんだろうって。というのは、これに関してはちょっと説明させて……」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 実はうち、母が手帳をもらうことにしたんです。それで、なかなか来ないからちょっと事情を伺ったら、交付された日というのは、交付されたと生きるのは何かということ、申請書を提出してこの判こをもらったら、その日が生きるんだというふうのうちの場合は言っていただけなんです。

というのも、障害者の中にも幾つか段階があって、うちで申請したものについてはこの4月以降はだめだと、3月31日まではオーケーで認められると言われて、それが2月だったんです。それが4月になっても手帳がなかなか来ないから尋ねたら、申請した判が有効なんですということだったんですね。だから、交付の日というのが一体何なのかということを確認したかったんです。

○議長(志関武良夫君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(永嶋耕一君) 申しわけありません。

申請した日じゃなくて、手帳に交付年月日があります。その交付年月日が対象となります。

○議長(志関武良夫君) よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(志関武良夫君) ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) はい、異議あります。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 私は、この条例の一部変更に対する反対の立場から討論させていただきます。

今の答弁でわかったように、いいところとしては現物支給になることとか、子供の医療費がそのまま認められることとか、そういう点については障害を持った方に大変便利というか

いいことだと思いますけれども、65歳以上が外されて最低でも後期高齢者に移行だと、医療費の1割がかかるということ。

それから、所得割非課税者については——やはり障害を持っているといろいろ経費もかかる上に、ましてや1回行くごとに300円、入院すると1月に9,000円、そのほかに医療費をそれぞれまた1割は払わなきゃいけないとなると、新たに障害を持つ方についてはかなりの負担をかけられることとなります。負担が減るということであれば話がわかるんですけども、本当に社会保障の改悪、次から次に、これでもかこれでもかと打ち出してくることに對して怒りを覚えます。

したがって、私はこの重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対といたします。

○議長（志関武良夫君） 討論省略に異議がありましたので、今、反対者のほうから発言がありました。

本案に賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、この議案第43号 大多喜町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

本改正につきましては、今までの償還払い方式から給付方式に変更されたということで、利用する方にとっては非常に助かる部分があり歓迎するところであります。

また、反対の中で、65歳以上についてはこれから後期高齢者のほうになるということで1割負担、そして課税世帯には1日300円の負担がかかるということでありまして、基本的に増大するこの医療費については、ある程度負担が可能なところはしてもらわなくてはならないということであるんだろうと思います。財源的に余裕があればこういう弱者については支援をするところでありまして、これから少子高齢化の時代につきましては、ある程度負担もしていくのはやむを得ない処置であるというふうに考え、賛成するものであります。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 挙手多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第4、議案第44号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) ただいま議題となりました、議案第44号 大多喜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

議案つづり15ページをお願いいたします。

本案は、国民健康保険法の一部改正により、大多喜町国民健康保険条例で定めております国民健康保険法の引用条項に条ずれが生じたことにより、大多喜町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明を申し上げます。

大多喜町国民健康保険条例(昭和34年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第10条につきましては、特定健康診査等に規定したもので、国民健康法に定められている条項を引用しております。国民健康保険法の一部改正により、第72条の4が国及び県の財政支援措置であります保険基盤安定負担金の規定に改められ、特定健康診査等に関する規定が「第72条の4」から「第72条の5」に改正となったため、大多喜町国民健康保険条例を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(志関武良夫君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 国民健康保険法の改正により一部変わるといっていますが、5月27日に医療保険の一連の改正が行われました。大ざっぱに、どういう内容だったのか説明お願いできますか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 平成27年5月27日、参議院の本会議におきまして可決成立いたしました医療保険制度改革法の中での、国民健康保険に関する主な概要を申し上げます。

まず、国民健康保険の財政運営の主体を平成30年度に市町村から県に移管することが挙げられます。現在、国民健康保険の保険者は市町村とされておりますが、このたびの医療保険制度改革により、都道府県は市町村とともに国民健康保険を行うものとされ、県が保険者となる広域化の方向が示されました。

そのほか、負担の公平の観点から、先ほど議案第43号で答弁がありましたけれども、入院時の食事代の見直しとして、低所得者を除き1食現行260円を平成28年度から360円、平成30年度から460円に段階的に引き上げること、また平成28年度から紹介状なしで大病院を受診する場合、初診あるいは再診時に定額負担を求めること、また、そのほか財政支援措置として、加入者の年齢構成が高い、医療費水準が高い、所得水準が低いなど財政基盤の弱い市町村国保の財政支援制度の拡充を図るため、平成27年度から全国で約1,700億円の公費投入、あるいは後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入などにより、さらなる公費の投入をすることとされています。国民健康保険関連の主な内容は、以上のとおりでございます。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ご異議なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第5、議案第45号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第45号の説明をさせていただきます。

17ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,028万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億1,684万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることを定めるものでございます。

それでは、次に事項別明細書の2歳入及び3歳出により補正予算の説明をさせていただきますので、22、23ページをお開きください。

2歳入、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金49万8,000円の増額補正は、障害者補装具給付費に対する国庫負担分でございます。

次の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金352万2,000円の増額補正は、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

目2民生費国庫補助金1,938万円の増額補正は、臨時福祉給付金の給付事業補助金と子育て世帯臨時特例給付金事業補助金でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金24万9,000円の増額補正は、障害者補装具給付費に対する県負担金でございます。

次の項2県補助金、目4農林水産業費県補助金452万円の増額補正は、2件分の経営体育成支援事業補助金でございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,211万8,000円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費1,364万6,000円の増額補正は、菓草園跡地の土地建物の管理に係る予算が主なものでございます。説明欄の節7賃金は、臨時作業員の草刈り賃金でございます。

節11需用費は、草刈り作業時の消耗品費と燃料費、光熱水費は電気料と水道料でございます。

節12役務費の通信運搬費は電話料で、手数料は消防設備保守点検料とし尿浄化槽清掃点検委託料で、13節委託料と15節工事請負費は、管理棟の屋根から漏水しておりますので、屋根の改修工事を実施する予算を計上させていただきました。

目6企画費139万4,000円の増額補正は、地方への移住、交流を希望する方に、それぞれの地方自治体のホームページを見なくても地方への移住、交流に関する情報を一括して検索することができるように、総務省所管の地方自治体の共同データベースとして全国移住ナビがつくられました。この全国移住ナビにおいては、各自治体に3分間の移住に関するPR動画を載せることができ、そのPR動画を作成する委託料でございます。なお、この作成経費に対しては国が特別交付税として2分の1措置することとなっております。

次の項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費352万2,000円の増額補正は個人番号カードの交付等に関連する交付金で、地方公共団体情報システムに対する交付金でございます。

次の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,663万9,000円の増額補正は、説明欄の障害者福祉事業は車いす及び電動車いすの購入に対する給付費と、臨時福祉給付金事業は対象者1人につき6,000円を給付するもので、給付に要する経費として人件費、臨時職員賃金、パソコン用ソフト修正委託料等の給付に要する事務費と、対象者2,100人分の給付金を見込み計上しました。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費373万8,000円の増額補正は、子育て世帯臨時特例給付金事業の増額で、次のページに続きますが、児童1人につき3,000円を給付するもので、給付に要する事務費と対象者970人分の給付金を見込み計上しました。

26ページの、目4児童福祉施設費は69万円の増額補正でございます。みつば保育園厨房室の排気ファンの修繕と、旧上瀑小学校で実施している学童クラブたんぽぽの電話回線の修繕

でございます。

次の款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費54万円の増額補正は、久我原地先の改良土による埋立地の土壌調査委託料でございます。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費452万円の増額補正は、経営体育成支援事業補助金として、施設整備資金補助金と農業機械購入補助金の2件分でございます。

次の款6商工費、項1商工費、目3観光費515万3,000円の増額補正は、小沢又地先に観光バスの駐車場予定地として用地取得費、面積では4,100平米余りを取得するものでございます。また、それに伴う用地測量委託料でございます。

次の款7土木費、項4住宅費、目1住宅管理費44万5,000円の増額補正は、町営住宅中野団地の給湯器の修繕と、町営住宅船子団地の浄化槽ポンプの修繕に係るものでございます。

次の、28ページから35ページまでの給与費明細書は一般職の人件費の補正に係るもので、説明については割愛をさせていただきます。

以上で、議案第45号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 質問する前に、この補正予算については1点ずつ質問でよろしいんですね。1点ずつ。

○議長（志関武良夫君） はい、いいですよ。

○11番（野中眞弓君） 25ページの定住対策でプロモーション動画作成で、2つあります。今、国が半分出すということでしたが、この予算案の中では一般財源から全額出ているような気がします。国の半分の助成はいつごろ来る予定ですかということと、それからこの動画については、どんな内容でどこがつくるのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 1点目の関係でございますが、国が半分ということで特別交付税ということでお話しをさせていただきました。これにつきましては、まだ普通交付税の額も確定しておりませんし、特別交付税ということで12月あるいは3月ごろに入ってくるのではないかなというふうに考えております。

それと2点目の、どんな内容ですかということでございます。これにつきましては、時間が3分間ということで限られているものでございます。したがって、町の特色のある施策あるいは都心へのアクセス、移住者インタビュー、それに今までいろいろな町のプロモーション動画をつくってございます。それらのデータをもとにして、大多喜町のよいところを3分間選んでいただくということで考えております。

あと業者につきましては、今のところまだ決定しておりませんが、今までのプロモーション動画を作成した経緯等もございますので、そういったものを加味しながら業者の選定に当たりたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その下の住民基本台帳ネットワークシステム事業で、個人番号カード等関連事業費交付金とあります。交付金というのは出していくんですね、町がどこかに。この内容について説明していただきたいことと、先週かその辺で、先月、年金機構の大量の個人情報の漏えいがありました。年金機構のこの管理のずさんさというものもありますけれども、マイナンバーということでいろんな個人の情報が一括管理されると、漏れたときの恐怖感ですごくあると思うんです。本当に今、このマイナンバーを進めていっていいのかどうかいろいろ指摘されておりますけれども、町としてはどんなふうに考えるのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） では、住民基本台帳ネットワークシステム事業の内容についてご説明を申し上げます。

個人番号通知等についての経費ということで、平成27年10月以降、全国民に交付、郵送されるということになっております。交付の方法は、住民登録をしてある住所地市町村に郵送、その登録をしてある個人宅に郵送ということになります。

この交付につきましては、市町村から委託を受けました地方公共団体情報システム機構が行うこととなっております。その経費について町が負担するための352万2,000円の経費ということでございます。

そして、この経費につきましては全額国庫負担ということですので、23ページ、款14国庫支出金の番号カード交付事業補助金、これが同額、歳入として挙げられておるということでございます。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、マイナンバーを進めていいか、町の考えということですが、マイナンバー制度は基本的に法定受託事務ということで国の事務ですので、それを法令に基づいて本来国がやるべきものを市町村が行うというような制度になっております。

年金機構の例ですと、メールでウイルスが送られて感染したということですが、国と自治体のマイナンバーのやりとりに関しましては、これは専用回線L G W A N回線というのを使いますので、その直接の中ではメールは当然入ってきませんから、それで感染するという事はないというふうに考えております。

ただ一旦、情報系といいますかそういうシステムの中に取り入れて使うと、そうしますとそれは人間のつくったものですから、それをまたセキュリティーを破るようなものがないとは言えないと思いますけれども、ただこれは全国でやっているものですし、先ほど申し上げました法定受託事務でございますので、市町村は当初の計画どおり、国のほうは今回年金機構との接続は少しおくれるのではないかというような見解も出ているようですけれども、国の定めたとおりに進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 25ページの公有財産管理事業、これは薬草園の屋根ということで説明があったんですけども、たしかこれ、3月の時点でこの薬草園の運営方法について見直すということで、そのときの説明の中に、やっぱり施設自体が老朽化して危ないところ危険なところとかがあるんですけども、新しい利用者を見つけてそこにうまくやってもらう方法を探るんだと、その時点でいろいろ建物自体に問題はあってもそのままにしておくというようなことで、その時点ではこの屋根の雨漏りというのがわからなかったのかということと、あと、今盛んに利用者を公募していると思うんですけども、その辺の今後の見通し等について説明してください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 屋根につきましては、今までも過去に漏水したことがございます。その都度直していたというような形ですが、3月で確認した段階では、現状で

は漏れていないというような認識でございました。ところが現地を見てみますと、やはり何か所かから漏水しているという現状でございましたので、予算のほうに計上させていただいたものでございます。

それと、今後の見通しでございます。やはり薬草園のほうも、かなり経費的にはかかる施設でございます。そういうことで、事業者の方も何件か問い合わせがあるんですけども、期間が短いとなかなかそれだけの計画はつくりづらいということで、現在8月31日まで公募期間を延ばして、その中で適切なものがあればそういう形で運用していければというふうに考えております。以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そうすると維持管理とかについて、今後も公募先が見つからなければ町で負担して、この建物の修繕とか費用がかかってくる可能性があると考えて、今後は修繕費用とかかからないのか、それとも、また今後出てくる可能性があるのか、その辺を。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） やはり町が所有している建物ということでございますので、その辺の修繕につきましては、貸与する段階での協議というような内容になろうかと思えます。特に大規模なものというとな費用負担もかなり大きなものになりますので、それについては借りる側とも十分協議しながら、初めにそういったもので十分調整した上で貸与をしたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 26ページ、27ページです。環境整備事業の土壌調査委託料について説明をお願いしたいと思いますけれども、きのう改良土の話がありました。久我原の話も少し出ましたけれども、状況についてもう少し詳しくお願いをしたいと思います。

それと、この業者が埋めた経緯は少し聞いているんですけども、過去にこういう事例があったのかどうか、それがもう一点。そして、この土壌の成分の提出もあるということですが、農地を埋めるに当たって、この成分で農地として活用できるものだったのかどうか。もう一点、購入土を埋め立てるという申請に至ったようでありまして、購入土ということ、単価が幾らで埋め立てをされたのかをまずお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 久我原地先の埋め立ての件ですが、これについてはことしの

1月と3月に2回、届け出の申請がありました。もちろんその前に、申請者は農業委員会のほうに相談に来ております。

農業委員会としましては、届け出処理した理由としまして盛り土が1メートル以下、また搬出元が明らかにされている購入土ということで、県の事務指針の中で軽微な農地改良ということで判断して、農業委員会への報告のみの届け出ということで処理をいたしました。その後県と相談しましたが、やっぱり届け出ではなくて農地法の許可申請のほうがいだろうということで、今後は4条申請、5条申請のほうにしたいと思っています。

過去にこういう事例があるかということですが、森宮のほうで何かそういうことがあったということなので、書類をまた調べてみたいと思います。

それから、検査の結果ですけれども、これは環境の関係の基準の検査証を提出してもらっていますけれども、それが農業に適合しているかということその辺はわかりませんが、鶴舞地先で今栽培していますけれども、一応、農地ということで判断いたしました。

それから、購入土の単価ですけれども、単価については、今資料がないのでちょっとわかりません。以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） まず、農業委員会の届け出ということで受理したということでありまして、その埋める土地の成分が当然、農地として確保するというので届け出でいいよということが趣旨だと思うんで、その埋めたものについて農地とならない、害があるかどうかのじゃなくて、農地として果たして使えるのかどうかということは非常に重要な部分だと思うんですよ。この辺のところはきちんと見ていかないとというか、農地として使えなければ埋め立てることはやってはいけないだろうという部分がありますので、この辺の指導というものが必要ではないかというふうに思います。

単価ですけれども、購入土ということで、ゼロ円ということであれば当然、産廃という扱いは出てくるんじゃないかというように思いますので、その辺もこれから調査をしなければいけないだろうと思います。その点と、埋め立ては1メートルということでもありますけれども、私も現場見ましたけれども、それ以上に埋め立てているという部分で今後どうしていくのか、その辺のところを今後どうするのか、見解があればお願いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） まず、農地として使える土かということですが、ホームページにて販売している土だということで届け出の許可を受領いたしました。

また、単価の調査ということですがけれども、今ちょっと手元に資料がないんですけれども、事務所に行けば資料があると思いますので探してみたいと思います。

また、1メートルの埋め立てについては、地元の人も1メートル以上埋めてあるということなので、これは1メートルは守ってもらわないと困ると思うので、その辺は十分やってもらうように指導します。以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） わかりました。

過去にも例えばこういう例があって、たまたま問題にならなかったかもしれませんが、それで、今回についてはこういう問題が起きてきたということで、今の中では当然規制もないわけで、きのうの野中議員の質問で町のほうが対応するということでありましたが、最初にしっかりとっておかないと次から次へ出てくるのが考えられますので、今回の処置についてはきちんとした形をもって収束をさせていかないといけないと思いますので、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の小高議員の関連で、私ちょっとまだこの意味がわからなくて、どうして町がこの土壌調査をやるのかということが、いまいち私、よく理解できません。

一般的には町が事業者であって、その土が後で問題があるというようなことがわかったときには町が負担するのはわかります。事業者はこれは町ではないんですよ、個人なんで、一般的には何か不審な点が出れば、事業者である埋め立てた事業者がこういった土壌調査をして分析をして結果を報告するということが、私が仕事をしている中では一般的ではないかと思います。なぜこれを、町がこの土壌調査委託料を負担するのか。一般的には、事業者に何か疑義があるんで土壌調査をやりなさいと、再度やりなさいという指導をしてやらせるべきものではないかと思うんですが、ただ、町がやるということは、それなりに何かそういった経緯があって町が負担するという事になっていると思うんですけれども、その辺をいま一度教えていただければ。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 業者から検査の結果は提出されています。それで、何で町がやるかということ、地元のほうの要望でやるということなんですけれども、実は先週、我々と地元と土出する業者も来て、現地で地元の人に好きなところを選んでもらって、当然業者も、

信用できないならうちのほうもやりますよということで先週持って行って、来週の頭に検査結果が出てきますけれども、町が検査をやらないとやっぱり地元の理解を得られないので、町も検査してやるということです。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 町がやらないと信用できないということではなくて、土壤調査委託ということはそれなりの資格を持った、国の認定を受けた資格を持った業者が、土壤計量士かな、資格者がやって、その資格者が自分の責任において証明するわけです。業者がどうこうということじゃないんです。役場がやっても同じ。役場が自分でやって土壤分析できるわけじゃないんで、専門家に頼むわけですよ。同じことじゃないですか。資格のある認定を受けた業者がやるんですから、町がやろうと事業者がやろうと、結果は同じと言っちゃ申しわけないけれども、同じなんです。町がやったから信用できる、事業者がやったから信用できないって問題じゃないんですよ。

だからその辺で、どうしてもいまいち納得できない。幾ら地元をやれと言われても、町独自で分析の機械とか何か持っているわけじゃないんですから、それはちょっとおかしいんじゃないんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） あくまでも町とか事業者とかではなくて、やっぱり地元、そこに住んでいる人の理解が得られないので町でもやるということです。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の検査なんですけれども、確かに今、根本議員のおっしゃるように、その計量する方の資格剥奪ということにもなりますので、それは当然、そういうことには十分信用できるものではなかろうかとは思いますが。

しかしながら、私ども今この後、きのうも野中議員のご質問にもありますように、大規模なものがこれから動こうとしております。そういうことで、その業者の出す資料だけを信じるということではなくて、我々自身も実際にその資料をきちっととってどういう形で、この改良土について町で条例なり何なりをこれからつくっていく中で、やはり参考の資料とする必要もあります。

そういうことで、板谷の地先につきましてはまた業者が違うわけですね。ですから、それぞれ業者によって多少品質も違うかと思えます。特に県で今出されておりますのは、土質そのものもそうですけれども、大変アルカリ性が強いという、強アルカリ性のものが周りに出

ているという被害が出ていることも、もう実証されているわけでございまして、我々自身もしっかりとした調査をしたものを、これから次の条例なり何なりにどうやって組み込めるかというものは我々の手でやはり、まず一つしっかりつかむと、そういう狙いも一つあります。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それはそれで、ちょっと納得できないけれども、まあそれで。

ただ、一般的に購入土というと業者が売るわけですね。売るということは売った業者がお金をもらっているわけだから、売った業者に責任があるわけですよ。埋め立て事業者に。要は1万円で物を買って、買ったものが悪ければ業者が悪いんですから。もし悪い結果が出た場合には、売った業者に責任が問われるようになる。あと、悪い結果が出たときに、じゃ売った業者に責任を持たせるのか、埋め立てた事業者、土地の所有者に責任を持たせるのか、その辺はどのように見解出ていますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 土地の地主と埋め立てた業者が同業者ですので、もし結果が悪ければ、それはそれなりの措置をとってもらおうということです。

（「わかりました」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、改良土ということで、1町歩以上になると県の許認可ということで、板谷の地先のきのう野中さんが質問したことでございます。1町歩以外は町長の許認可だと思んですが、やはりこの改良土をつくっているところを調べますと、業者さんに聞きましたら千葉県で今、市川と市原と君津、3カ所らしいですね。市川がもう一つプラントの立ち上げをやっているということで、先ほど単価は幾らかと。この前、建設課長に聞いたのは立米3,500円、ネットで調べると3,000円からやっぱり5,500円とかそういうような値段が出ています。

問題は、今後これがすごく、やはり大多喜はいろんなところで狙われているというか、いいほうに行ってくればいいんだけど、板谷の場合は初めは牧草地、その次が植林、最後、今は麦の栽培というふうにころころ変わっちゃっているし、それで住民もすごく不安になっている状態。それで、板谷の場合は最終的には、現地調査が先月の24日に終わっています。それで最後が、関係市町村長の意見書でもってイエスカノーかっていうことになっちゃって、その、県のほうの審議委員会というのが2カ月に一遍あるということで、県のほうは

千葉南部森林管理事務所、鴨川でやっているんですよね。だけどこれ今後、町条例でつくっておかないと防御できないような状態ですね。

そういうことで、すごくこれは重要な問題だと思いますので、いずれにしても板谷の件、久我原の件、そういうのを初めてきのう知ったわけですけども、今後、大多喜の先を、町長さんも大変だと思うんですけども、皆さんよろしくご協議というか、お願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 答弁は要らないの。

（「議長、議題に戻してください」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 今、議案第45号の質疑をしておりますので、それに沿って質疑をやっていたきたいというふうに思います。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 25ページ、学童クラブの運営事業ということになって出ていますけれども、学童保育を大多喜小が上瀑小学校跡地でやってから2カ月になりました。ちょこっと小耳に挟んだんですけども、バスの送迎によって指導員さんが乗る、そうすると準備が手薄になるのではという声を聞いているんですけども、その辺の手当て、フォローはできているのかということと、きのうも上瀑小学校、総元小学校の跡地利用ということが出ました。いつまでも上瀑小学校でやるのではないだろうと思うんですね。大多喜小学校の学童保育はこれからどのようにやっていくのか、大まかな方針でもあったら説明していただけたらと思うんですけども。お願いします。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 大多喜小からの学童保育を上瀑小学校で実施している状況でございますけれども、現在は53名利用ということで上瀑小に保育園バスで移動しております。この時点で4月の当初、1年生、2年生につきましてはバスの乗車状況、これをきちんと安全確保をしていただきながら移動していただくということで、指導員さんに一緒に乗車していただいた経緯がございます。現在は乗車のほうはしておりません。

準備につきましては、学童のほうのたんぽぽにつきましては6名出ておりますけれども、6名のうち2名が5月の中旬まで大多喜小学校のほうに来ていただきました。バスに乗る状況と、あと一緒にバスに乗って学童クラブまで移動しております。準備につきましては残りの4名の方々に準備をしていただいておりますので、特に支障という形ではないと考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「これからの方針、ずっとあそこでやるわけではないですよ」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 学童保育につきましては、現在、上瀑小学校ということになりました。過去には、統合する前は大多喜小でやっていたということでございます。

ただ、将来を見据えたときに、大多喜小学校もやはりいずれまた校舎があいてくるということも想定されます。これはどうなるかわかりません。ですから今のところまだ、現段階では上瀑小学校でやってまいりますけれども、もう少し先の推移を見てからでないと、どうするかという決定はまだ後にしたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今の児童クラブの関係で、運営事業ということでこの児童クラブについては私も質問したし、きのう山田議員も質問して、防犯体制もかなりきちんとやっていないと、小学校と違って臨時の職員が女性ばかりで防犯面も充実させないといけないんじゃないんですかという質問をさせていただいて、きのうたしか山田議員のときに青パトを、防犯体制を確立というんですかね、安全を図るために青パトのほうに依頼したという答弁が、そういったことがあったと思うんですけれども、ということは、防犯体制の確立というか防犯のために費用を出すということも、この運営費というかその中に含まれてもいいのかなという気がするんですけれども、防犯というか安全確保のための費用というのは運営費に当たらないのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） ご質問の件でございますけれども、運営事業の中には、安全面については計上はいたしておりません。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、安全面を確保するために特別な費用は見ないと。私も前回の議会の時に質問して、女の人の臨時職員だけで、学校だと男の先生なんかもそれなりにおそい時間までいるので安全でしょうと。今度、上瀑小学校であれば臨時職員が女性だけで、夜おそくなると安全面に不安があるんじゃないですかと。その際に、じゃ、無償の青パトがもらえるんでそれをもらって、少し防犯面に気をつけたほうがいいんじゃないですかということ

で質問しました。

それできのう山田さんも、その件で役場のほうで何か安全面確保のために青パトの協会というんですか、そちらにお願いしたという経緯があると思うんですけども、そういった安全面に対する費用というのは、この児童クラブの運営費の中である程度見てもいいんじゃないかという気がするんですけども、安全面に対する費用は見ないのでしょいか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 基本的に児童クラブの安全面がだめだということではないんです。既に皆さんちゃんと、臨時にしてもそこについています。ですから安全面が脅かされるということではなくて、女性が多いということで女性が大体見ているんで、男性のような方がいるといいですねというのが始まりなんですね。その中で、時折そうやって見回ってくれるといいですねということでその話になっているんです。

ただそれの中で先般、先月でしたか、校長、教頭会の退職者でしたかね、そのときの会議の中で先生方は、町長、我々がボランティアで行くのもいいじゃないかという話もいただいておりますので、男の手が必要だということであれば我々は行くよという、そんな話もいただいております。ですから、決して安全面がだめだということではなくて、男の人がいないと危険ではないかということの話でそのお話が出ているので、その辺は安全面については大事だと思いますけれども、要するに、男の人が侵入してきたときに女性だと防ぎ切れないだろうということで男性が欲しいと、そういうことだったんですね。

そういう意味で、校長、教頭会の皆さん方も、我々もあいているんでボランティアでやってもいいよというような話も出ていますので、その辺はまた調整していきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、ぜひ安全面に配慮してお願いしたいと思います。以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかに。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 送迎に保育園バスを使っているということですが、そのバスが体の大きい子にはきついというそういう声が出ているようですが、その辺の改善見込みというのはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 現在の保育園バスにつきましては、やはり当然、児童用の仕様ということになっておりますけれども、乗車定員は児童用で39名。それで、39名全員乗

れるわけではございません。

先ほど議員さんのほうからもお話があったように、小学生、中には体格の大きい子もいらっしやいますので、1座席1人というこ都合いで乗車をしていただいて、今1台23名が最大限だというふうに思っております、その状態で乗っていただいております。2台で最大でも46名までということでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 小さいというのは人数の問題ではなくて、特にこれ前後ね、幅は私でも1人で乗れるんですけども、この奥行きが狭くてぎゅうぎゅう感があって、前にも話が出たんじゃないでしょうか、もし万が一のときにこうぶつけてしまうとかね、そういう問題です。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 確かにそのようなお話しございました。改善点といいますか、現状のほうは、やはりランドセルをしょったまま座席に座ってしまいますので、どうしても前後が小さいところに座るわけですからそれは無理がございます。ですので、ランドセルを膝の上に置いていただくか、もしくは少し横を向いていただいておりますという状況でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかに質疑ありますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 27ページの農業振興事業で、経営体育成支援事業補助金とあります。この中身について説明してください。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 経営体育成支援事業ですけども、対象者が認定農業者、また大多喜町全域が人・農地プランの計画できていますけれども、人・農地プランに位置づけられている中心的経営体、この人たちが農業者が対象で、機械や施設の取得、また農地の改良などの場合に国の助成を受けられるものです。

今回は、2人の若い農業者がハウスの建設とトラクターの購入をするので国の助成を受けるものです。以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） もっと詳しく、例えば自己負担率がどうの援助率がどうのとかという問題はないんですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 補助率が10分の3、それで限度額が300万円。この辺でいいでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） じゃ、このことについて、認定農業者だから限られているということもあるかもしれませんが、全町的なレベルでの広報というか周知活動というのは必要なものなんではないでしょうか。もしかして行われているかもしれませんが、周知についてどうなっているのか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これは、去年のハウスとかああいう事業と一緒になんですけれども、やっぱり初めてなので、また広報等で周知していきたいと思います。

（「過去に周知したことは」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 過去に周知したかというのはちょっと覚えていないんですけども、この2人の方は農業事務所に相談に行って、農業事務所のほうからうちのほうへ相談に来ています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いつでも思いますけれども、こういう役場とか行政の周辺にいる人には情報が行くけれども、そうではない控え目な人のところというのは、いつでも対象に入れてもらえないということを感じております。

やはり公平にというか情報だけは、使う使わないは別として周知、宣伝活動、情報提供活動というのはしていただきたいなと思います。特に農業というのは、地元の資源をどうやって生かすか、これから先、移住者対策なんかでたくさん若い人が来ているよというところは、農業だとか林業だとかっていうのを積極的にやっているところなんですね。そういう面では、この町がもう一度活気を取り戻す農業というのは重要な手段だと思うんです。そういう面で産業課にはきめ細かな配慮をしていっていただきたいと思うんですけども、先ほどこれからするということでしたが、どうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これから周知していきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 先ほど幼稚園バスの件で、狭いとか上が低いとかということだった

ですが、あれはマイクロバスでも高さが175センチあります。十分対応できます。それで、座席から前が60センチ以上ありますから、子供さんたちでは十分対応できます。改善する必要はない。はい、以上です。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(志関武良夫君) はい、異議あります。

異議がありますので、これから討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 私は、平成27年度一般会計補正予算(第3号)に反対の立場から討論させていただきます。

問題点は、個人番号カード関連事務費交付金です。この予算を組んだときには流出問題というのはありませんでしたけれども、やはり一括管理について大変問題が指摘されております。本当に10月から番号が配られて1月から始められるのだろうか、民間の準備状況はどのようなのだろうか、中小企業の費用負担というのはどうなんだろうかと、大きな問題をたくさん抱えております。問題をたくさん抱えている以上、本当は今ここで停止すべきだと思っております。そこをどんどん行け行けというのは余りにも危険だと考え、私は反対いたします。

○議長(志関武良夫君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) 賛成の立場から申し上げます。

何点かはちょっと疑問な点もありますが、やはりおおむね、この計画は妥当だと私は考えて賛成いたします。以上です。

○議長(志関武良夫君) ほかに討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 賛成多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

会議の途中ですが、10分間の休憩をとります。2時50分の再開とします。

(午後 2時37分)

○議長(志関武良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時48分)

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第6、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番(江澤勝美君) それでは、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてのご説明を申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります関山邦宏氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります星野氏から連絡をいただきまして、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育費は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を養うためのものであり、将来を担う子供たちが全国でも同じ条件のもとで教育が受けられることは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によっては義務教育費の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出をいたしております。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようよろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。
本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第7、請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） 請願第2号 「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、平成28年度予算編成に当たり、憲法や子ども権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、来年度、平成28年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長であります関山邦宏氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります星野氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及び内容を伺いました。

日本の将来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命であり、その教育環境の整備を一層進めるため必要であることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましてもよろしくご審議をいただき、採択いただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（志関武良夫君） お諮りします。

ただいま江澤勝美君外4名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

提出された発議案2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務局職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（志関武良夫君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

追加日程第1、発議第3号及び追加日程第2、発議第4号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

◎発議第3号～発議第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 追加日程第1、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第4号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） 発議案を朗読いたします。

発議第3号。

平成27年6月8日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、山田久子。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

次のページをお開きください。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

しかしながら政府は、国家財政の悪化から義務教育費国庫負担制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止についても言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第4号であります。

平成27年6月8日。

大多喜町議会議長、志関武良夫様。

提出者、大多喜町議会議員、江澤勝美、賛成者、同、根本年生、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、山田久子。

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

次のページをお開きください。

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成28年度にむけての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること、など、国においては教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上であります。

○議長（志関武良夫君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

6番江澤勝美君。

○6番（江澤勝美君） それでは、発議第3及び発議第4号の提案理由につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審査をいただき、請願第1号及び請願第2号の採決を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣を初めとする関係各大臣に意見書を提出していただきたく、吉野僖一議員、渡邊泰宣議員、根本年生議員、山田久子議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりであります。

よろしくご審議をいただきまして、何とぞ可決賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくお願ひします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

まず、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 挙手全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日9日から本年9月30日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、明日9日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時09分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成27年10月14日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 小 高 芳 一

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣